

平成24年9月那賀町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成24年9月4日（火）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	5番	清水 幸助	6番	植田 一志
7番	烝原 廣幸	8番	植北 英徳	9番	株田 茂
10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子	12番	福永 泰明
14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二

欠席議員 1名

13番 東谷 久男

欠 員 なし

会議録署名議員

15番 久川治次郎 1番 柏木 岳

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鶴澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	森 久男
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	樫本 正史
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏	森林管理受託センター準備室長	山本 賢明

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第48号 那賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第49号 那賀町職員等の旅費支給条例の一部改正について
- 議案第50号 那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第51号 那賀町宮町産木材利用推進住宅条例の制定について
- 議案第52号 那賀町無線中継所条例の一部改正について
- 議案第53号 那賀町国土利用計画の策定について
- 議案第54号 平成24年度那賀町一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第55号 平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第56号 平成24年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第57号 平成24年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第58号 損害賠償の額の決定について

日程第5	認定第1号	平成23年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第2号	平成23年度那賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第3号	平成23年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第4号	平成23年度那賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第5号	平成23年度那賀町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第6号	平成23年度那賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号	平成23年度那賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第8号	平成23年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第9号	平成23年度那賀町財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第10号	平成23年度那賀町立上那賀病院事業会計歳入歳出決算の認定について
	認定第11号	平成23年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	報告第6号	平成23年度株式会社二十一わじきの経営状況について
	報告第7号	平成23年度株式会社もみじ川温泉の経営状況について
	報告第8号	平成23年度株式会社アイエフの経営状況について

- 報告第9号 平成23年度あじさい木工株式会社の経営状況について
- 報告第10号 平成23年度株式会社四季美谷温泉の経営状況について
- 報告第11号 平成23年度株式会社きとうむらの経営状況について
- 報告第12号 平成23年度健全化判断比率について
- 報告第13号 平成23年度資金不足比率について
- 報告第14号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第15号 専決処分の報告について（平成23年度道整備交付金事業 町道水崎線改良工事 変更契約）
- 日程第7 要望第1号 徳島地方・家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐と同支部管内の裁判所充実を求める意見書採択の要望について
- 要望第2号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書採択の要望について

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○大澤夫左二議長 おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。
ただいまから、平成24年9月那賀町議会定例会を開会いたします。

午前10時00分 開議

○大澤夫左二議長 これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から、定期監査・行政監査並びに例月出納検査の結果について、議長あてに報告書が提出されておりますので、御報告いたします。

また、本日、東谷君から今定例会に欠席したい旨、申出がありました。

次に、町長から、お手元に配布のとおり議案等の提出通知がありましたので、報告いたします。

報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において久川治次郎君、柏木岳君の2名を指名いたします。

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月20日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月20日までの17日間と決定いたしました。

日程第3、議案第48号「那賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」から、議案第57号「平成24年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について」までの10件を議題といたします。

以上10件について、町長から提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 那賀町長、坂口博文君。

○坂口博文町長 おはようございます。

本日、平成24年9月那賀町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今回御提案申し上げます平成23年度の決算認定につきましては、決算認定審査特別委員会において、その詳細を御報告申し上げますが、これまでの財政の健全化と行政改革の推進に努めてまいりました結果、平成23年度末の地方債残高は約176億円、基金残高約87億円、経常収支比率78.8%、実質公債費比率3か年平均13.7%、単年度12.1%といったように、財政状況は大変好転をいたしました。今後平成24年度以降において、本庁・分庁・各支所の耐震改修、ごみ処分場、介護施設の整備等を含め、新築・改築を迫られている施設整備等を推測しますと、依存財源に頼る那賀町としては依然厳しい状況が想定をされます。

平成23年度においては、国のきめ細かな交付金等の繰越しや特別地方交付税の増によりかなりの対応ができ、平成24年度の普通交付税も7億23百万円増の59億9

3百万円と、13.7%と県下一の伸率で配分が決定をいたしておりますが、今後、国の財政状況や東日本大震災対策への国の重点支援等により補助金や交付税の減少が予想される中で、本町としてはより一層の効率的・効果的な財政運営を図る必要があると思われまます。

そうした中で、6月議会でも御報告申し上げました「森林管理受託センター準備室」の状況につきましては、国・県の施策に対応すべく課題・問題点も多く出ており、森林林業施策を推進している全国30の自治体から林野庁にその施策の問題提起をしておりましたが、去る8月15日にその回答を得ました。

特に2～3点御報告を申し上げますが、施業地の集約化要件が厳しく現実的にかなり厳しい点については、これは複数の箇所を併せて支援の対象とすること。また、小規模林家や自営林家に対する補助も対象にできないかという点については、他の森林所有者と共同で取り組むことにより支援対象とすること。また、保育事業である切捨間伐等に対する助成も必要でないかという点については、集約化した面積の一部に搬出できない箇所が含まれる場合は支援対象にするなど、当分の間は暫定的な対応をしていただける内容ではありますが、森林組合ほか事業体及び人材の育成はもちろん、生産・流通、そして製材加工システムを新しく構築しなければ対応しきれないと思っております。

また、小規模事業体の雇用の場の確保や自営林家につきましても、町単独事業と併せて造林・下刈・切捨間伐等、育林事業も支援を検討していかなければならないと思っております。そのためにも、町有林等の有効活用と企業局森づくり支援事業補助金を有効に活用させていただき、公有林化の推進に努めてまいりたいと思っております。

今後、国・県の予算配分におきましても、これらの施策に対応した取組を行う自治体を優先に配分されるものと認識をしておりますので、那賀町としても他の自治体に先駆けて森林・林業の活性化に取り組み、雇用の拡大と健全な森づくりに最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

次に、バイオプラントの稼働についてであります。相分離プラントにつきましては、10kgの木粉から予定どおりの製品ができましたことから、この8月に機器を増設し、90kgで実用化に向けて運転を始めます。また、BTLプラントにつきましても、環境省の相分離プラントと同じ地球温暖化対策技術開発・実証研究事業により、3年間4億円の事業費で発電までの運転を行うことになっております。今後、これらの前処理センター、つまり木粉・チップの生産工場の建設を含めて取り組んでまいりたいと思っております。また、大塚製薬株式会社の工場等の建設に関連して、プラントの移転時期につきましては、先般協議をいたしまして理解をしていただいているところでございます。

以上、現状を申し上げ、議会の皆様方の御支援と御協力をお願い申し上げ、提案理由の御説明を申し上げます。

9月定例会に提案いたします案件は、条例の制定・改正5件、平成23年度補正予算4件、国土利用計画の策定1件、損害賠償の額の決定1件、決算認定11件の、合わせて22件でございます。そのほか報告が10件ございます。

以下、議事日程の議案番号順に御説明を申し上げます。

まず、日程第3の議案第48号は「那賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。これは、条文の解釈が困難な

部分などについて修正するとともに、実務上不都合な部分を改正するものであります。

議案第49号は「那賀町職員等の旅費支給条例の一部改正について」であります。これは、現在職員等が県内出張した場合の取扱いについて、規定を変更するものであります。

議案第50号は「那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について」であります。これは、条例の名称のうち「乳幼児等医療費」を「こどもはぐくみ医療費」に変更するものであります。

議案第51号は「那賀町営町産木材利用推進住宅条例の制定について」であります。これは、相生地区に建設した大原住宅団地の入居開始に伴い、条例を制定するものであります。

議案第52号は「那賀町無線中継所条例の一部改正について」であります。これは、蔭谷南地区で実施をしている無線中継所の建設に伴う改正等であります。

議案第53号は「那賀町国土利用計画の策定について」であります。これは、合併前の旧町村で策定していた同計画が合併により廃止されたことにより、平成23年度に県の指導を受け、那賀町としての計画案を策定したので、国土利用計画法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第54号は「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第2号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ118,974千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,968,472千円とするものです。

歳出の主なものは、総務費では、企画費で王子原団地周辺整備工事など2,341千円を追加、民生費では驚敷デイサービスセンター天窓ガラス断熱フィルム張替など5,924千円を追加しました。

衛生費では、有害鳥獣駆除捕獲委託料16,000千円のほか、大型捕獲檻設置補助、ごみ処理施設の維持補修費など、26,963千円を追加しました。

農林水産業費は、34,276千円の減額となっており、その内訳は、農地費で24,110千円追加、林業費では森林管理受託センター管理費及び事業費の減額など88,322千円の減額、治山林道費19,398千円の追加となっています。

商工費では、観光施設の修繕費など3,639千円を追加しました。

土木費では、残土処理場管理費、下ノ内地区住宅等移転対策費など92,487千円を追加しました。

消防費では、県防災機器移転工事費で440千円を追加しました。

教育費では、上那賀西体育館屋根防水工事や給食冷凍車購入など7,638千円を追加しました。

災害復旧費は9,122千円追加、公債費では4,696千円を追加しました。

財源としては、地方交付税482,860千円、財産収入18,157千円、諸収入59,257千円、町債47,900千円などを追加し、繰入金400,000千円及び分担金及び負担金96,071千円などを減額しました。

議案第55号は「平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,370,097千円とするものです。

歳出の主なものは、諸支出金で国庫支出金の精算による還付金 1, 713 千円を追加しました。財源は繰越金を充当いたしました。

議案第 56 号は「平成 24 年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ 22, 000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 151, 364 千円とするものです。

歳出の主なものは、鶯敷簡易水道事業で集中監視装置更新事業費 22, 000 千円を追加しました。財源は繰越金を充当いたしました。

議案第 57 号は「平成 24 年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ 3, 474 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 141, 424 千円とするものです。

歳出の主なものは、鶯敷地区農業集落排水事業費で 500 千円、相生地区農業集落排水事業費で 2, 974 千円を追加しました。財源は繰越金を充当いたしました。

以上、上程いたしました議案 10 件につきまして御審議いただき、全議案とも御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

○大澤夫左二議長 この際、議事日程の都合により休憩をいたします。

午前 10 時 15 分 休憩

午前 11 時 46 分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第 48 号から議案第 57 号までの一括質疑を行います。なお、これらの議案は各常任委員会へ付託の予定となっておりますので、各委員として所管分以外の議案について理事者への質疑等を行っていただきたいと思います。

質疑のある方はどうぞ。

○大澤夫左二議長 質疑はございませんか。所管分等は、各委員会で十分論議・質疑をしていただきますようお願いいたします。

○柏木岳議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、議案第 51 号「那賀町営町産木材利用推進住宅条例の制定について」につきまして、ちょっとお聞きしたいのですが、入居者の選考に当たりまして、これは選考基準というのは少しおっしゃっていただいたのですが、現段階で詳しく定めておられるかどうか。もし定めておられるのであればですね、少しお聞かせいただけたらと思います。

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 選考基準については、まだきちんとは決めてはございません。

主に提出された書類とか定住の確認とか支払能力等を加味していきたいと思っております。

○柏木岳議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、これ、その選考基準をですね、作成、策定と言いますか、策定をした段階でこれは開示されるのですかね。支払能力とか、例えば年収幾らとかです

ね、その世帯で何人とか何歳とか、というのは、事前に開示をされたものに対して町民の方が応募するということでよろしいのですか。

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 選考基準というのは、ここに提出されておる書類とか見まして、そういう当然提出される何で、所得とか等も、連帯保証人の所得等もいただきますので、それを見て選考していきたいと思います。

○柏木岳議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 ほかの町営住宅であればですね、この住宅であれば所得が幾らとかというのが決まっているようなところがあったような気がするんですよ。そういう一定の基準があるのかどうかですね。あるのかないのかというのは今後決めるのでしょうかけれども、というのを、ちょっとそこを聞きたかったのですけどね。所得幾ら以上の人は応募できないとかですね、ここまでの人じゃないと駄目だとかってというのは決める予定はありますか。

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 申込みできる人は、ここに第5条ですか、第5条第1項第1号から第6号にある分に該当する人は、申込みをできます。その中で、申込みをしていただく中で、所得とかのそんな書類も提出していただきますので、それで提出された書類を加味して決めていきたいと思います。

基準については、まだきちっとは決めておりません。

○柏木岳議員 はい、ちょっともう、そこにいていただいた方がいいと思います。

はい、議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、この第1号から第6号の要件が満たしておればですね、この第6条第2項の「選考を行った入居申込者の数が、入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合」という、入居申込者の数の中には入るわけですかね。この第1号から第6号を満たしておれば、確実にこの、人数が多い場合には抽選には入れるわけですか。

(森久男林業振興課長「すみません、選考、申込みで例えば10人出たとしたら、それでそれを、今回4棟なのですけどね、それなら4人に絞るかというわけではございません。ある程度のボーダーラインをして、その全部入ったら10人全部その選考委員会で該当、選考されて、それであとはもう2項に書いてありますように、10人残ったら10人抽選というようなこともあろうかと思えます。」と呼ぶ。)

○柏木岳議員 はい、議長。はい。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 何か坂口町長が手を挙げられていますので。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 那賀町長 坂口博文君。

○坂口博文町長 やはり特賃の住宅規程、これ所得基準がございます。それ以上の基準は設けたいと思っております。やはり家賃が70千円ということでございますので、ある程度の所得は、これはある方でなければなかなかその対応ができないと思っておりますので、その点も含めて。

ただ、それぞれ申し込まれた人がこういった方という開示はできませんが、申込み時点での所得制限については、これはするべきであろうと思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、僕自身がなぜここにちょっとこだわらせてもらったかと言うとですね、先ほど聞いた中で「選考委員会」という中にですね、町長・副町長それから住宅管理関係の部署が入るということでしたので、政治的任用職の方が非常に多いということがありまして、もしここが非常に曖昧になっておるのであればですね、例えばこの人に対して入れたいとかですね、入りたい側も陳情活動が強くなったりとか裏工作が出たりする恐れがあるのかなと思いましたので、最低限の選定基準はですね、数値として定めるべきと思っております。

ただですね、昨年視察に行かせていただいたですね、長野県下條村というところはですね、町に対してですね、どれだけ貢献をできるかというような決意文のようなものも書いていただいて、例えば「消防団に入ります」とか「青年団に入ります」とかですね、「清掃活動をやります」とかというようなことも書いていただいて選考基準としたような話もありましたので、その辺りまで踏み込んでいただければですね、非常に一步進んだ町営住宅になるのかなというような感じもしておりました。

ただですね、やはり不透明にならないようですね、選考基準を定めていただけるようお願いをしたいと思います。

ただ、もう1点ですね、調べておいていただきたいのが、よその自治体等でですね、こういった選考委員会がある場合に、その顔ぶれがですね、この町長とか副町長とかそういう政治任用職ばかりになるようなところがどれほどあるのかとかですね、ほかの自治体はどういった顔触れの人を選んでいるのかどうかというのを、もし余力があれば調べておいていただけたらですね、会期中に報告いただけたらと思います。

以上です。

○大澤夫左二議長 よろしいですか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 今、柏木議員さんからの御提言の中で、まず下條村さん、この町への貢献度とかそういう分につきましては、ちょっと趣旨が今回の住宅はちょっと違います。あそこの下條村さんもいろいろあとでお聞きしますと、公営住宅法という形になりまして、ある程度子供さんが高校生・大学生となるともう出ていかれると、ほとんどの方が出ていかれるということもお聞きしました。

町としてはそういう形でなく、やはりここに定住していただくということを条件にしたいと思っております。そういったことで、所得につきましては、これは22年間、この間家賃として支払っていただくと。先ほど担当から申しあげましたように、2千数

百万円の支払になろうかと思えます、最終まで入れますと。そういったことですので、ここに定住をしていただき、そしてその住宅をその方の物件にさせていただきたいというのが趣旨でございます。

ただ、それと選考委員につきましては、先ほど申し上げましたように、所得制限あるいは家族構成、これらについてはいろいろな個人情報も含めてのことになろうと思えます。そういったことで、選考委員さんを外部からいろいろ委員さんに委嘱をすとか、なっただけの場合の課題もあろうと思えます。これは町の採用試験と同様でございまして、これらにつきましても一応先ほど申し上げましたような内部の、うちの職員なりそういった委員で構成をいたしております。これは公平に行うことはもちろんでございますし、それが正職でAさんを入れて、どうしても入れてくれとかそういうことは、これまでの職員採用においても私は一切なかったと思っておりますし、公平な審査を行っております。

この住宅につきましてもそういったことで、やはり書類審査そしていろいろな審査の委員さんの御意見もお伺いしながら、やはり4戸のうち、先ほど言いましたように5人なり6人、それが同等の方がおられましたら、これはもう当然抽選をせざるを得ないと思っております。その中で、この人をのけてこれをというようには、これは公開抽選で行いたいと思っております。

以上です。

○大澤夫左二議長 ちょっと休憩して聞きたいのですけど。

午前11時58分 休憩

午前11時59分 再開

○大澤夫左二議長 それでは会議を再開します。

他に質疑のある方。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 この条例だけを見ましたら、今も町長の話の中で、売の場合の、何とこの国の方の許可が下りたらというような話もちょっと出たのですけれども、元々直接条文の中ではそういった売却できるような項目があったのではまずいのでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 先ほど申し上げましたように、一応これは国の補助事業で行っております。そういったことで、契約の内容の中でそういう文面等を詰めていきたいと思っておりますので、条例につきましては正当な賃貸住宅という形の条例を提案させていただきます。

今後、特にこの木造住宅、モデル住宅でございます。国の補助事業でこれを今後普及させていくと、それによって那賀町の木材も使用していただけるということが最大の目的でございます。ですから、来年以降、この今回の住宅の申込者が多数あれば、あると私は聞いておるのですが、来年はまた町単独で3棟ぐらいを建設したいと思っております。この場合はまた今回の場合とは全然違うと思えます。純単独でございますので、町

がどういう条例で、あるいは中にどういう内容をこしらえても指摘はないと思いますが、今回の場合は一応国の補助事業で100%近い補助事業でございますので、ある程度の制約はございます。

そういったことで、この条例制定につきましては一応専門家と言いますか、そういった点に詳しい方に御相談をさせていただきながら、制定をさせていただきたいということで提案をさせていただいておりますので、御理解賜りたいと思います。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 条例にはそういうことは、売却のことについては書くことはできないということで、契約だったら構わないというような、その辺ちょっときちんとしておかなんたら、あとからそんな契約はいかんというようなことがないようにお願いしたいと思います。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 今、先の議員がお聞きになったことに続いて、追加でお聞きいたします。

町長が途中で休憩中に御説明いただいて大体疑問だった点は分かったのですが、これ先ほど説明いただいた中で、まず土地代の件なのですが、平米6,500円で大体の額で3百万円ぐらいの金額になるだろうと。それぞれによって単価は違って、単価というか平米数が違うから金額は違ってくるのでしょうけれど、この土地代を込みにして放り込んでいったら、3百万円としたら21,500千円ぐらいに総額でなるみたいなのです。

ただこれは、今土地代というのを契約書で、今町長がおっしゃられたように最初から金額をくくってしまっておいてそれまで書き込んでおかれるのかどうかというのも、私はお聞きしておらんから分らんのですが、今から20年後とか22年後の地代を、今の購入価格を反映させてそのまま入れ込んで、それがいいものなのか。上がっていくのか、上がることはあり得んだろうけど、下がっていく可能性もかなりあるということもかわらず、それまでその当時の評価の金額で売るとか、そういうふうな形になっていかなかったら、20年を超えとんでもない時間がたったら状況が違ってくるのではないかなって思うのがまず1つ。

それがどういうふうに予定されるかっていうのがまず1つと、それとおっしゃられた中で、雨漏りのような構造上でいろいろの不具合があった場合の補修はすると、それ以外に関しては、経年変化のようなものに関しては御自身で補修をされるということなのですが、その分ける内容、はっきりとどこまでが補修の対象であってどこまでがそうでないのかっていうのは、今おっしゃっていただかなくても結構です。細かく書かれるか何かして明記をされて、契約の中でそれももちろん含まれて書かれておくのか、それともその都度その都度判断されるような形を取ってしまうのかと。問題が起きるのではないかなっていう心配があるのです。その2つをこの議案第51号の件でお聞かせをいただきます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 まず土地代でございます。これはN T Tから譲り受けた価格で、もうこの契約書の中にその今現在の、今の現在の値段でもう最後までいっていただくと。これは10年・20年後にはそれは安くなるか高くなるかは分かりませんので、今の段階でそういうことを御理解いただきたいと思っています。

それから、補修については先ほど担当課長から申しあげましたように、工事の原因で雨漏りとかそういう分については、当然施主がこれ修理するのが当然でございます。あと5年後あるいは10年後にいろいろな補修なりそういうことを、自分が傷めたりあるいは自然の消耗的なものについては、それはもう入居者の人にしていただきたい。基本的なものについてはそういうことでございます。電気代それからいろいろ燃料費とかいうことも含めてでございます。

といいますのは、やはりそれまでの間については、町の施設として管理というか、大まかな管理は今言うたように維持的なものについては入居者にしていただきますが、固定資産税、そういったものはいただきませんので、その分はやはり見返りとして入居者にしていただくというのが基本でございます。最終的にそういった入居者の持ち物になるということの前提でございますので、その間について全て維持補修費を町がするつもりはございません。飽くまでも家賃というのはその物件の取得価格という形で設定をいたしておりますので、基本的には維持管理は全て入居者の方をお願いをしたいと思っております。

○大澤夫左二議長 ちょっとここで時間が来ましたので、一旦打ち切ってね、まだ質疑もあとにあるかも分かりませんので、昼食後続けて質疑をしていただいて。

どうですか。

(古野司議員「それは、私は結構。」と呼ぶ。)

もうよろしいか。

(古野司議員「いやいや、もう1つ2つだけ聞こうと。」と呼ぶ。)

あるのでしょうか。午後続けて質疑を続行してもらいます。ほかにもあるかも分かりませんので、一旦ここで打ち切って。

(何事か呼ぶ者多し。)

1時からね、第3セクターの報告もちょっと控えておりますので、大変申し訳ないのですが、午後1時まで昼食の時間を取らせていただいて、午後1時からまず報告を受けて、ただ今の質疑を続行していただきたいと思います。

大変御迷惑をかけますが、よろしくお願いします。

(古野司議員「はい、分かりました。」と呼ぶ。)

これで会議を小休いたします。

午後00時08分 休憩

午後01時27分 再開

○大澤夫左二議長 それでは、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○古野司議員 はい。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 それでは午前に続いて、エコ住宅の件、あと残り1点なのです。全体としてなのですが、先ほど一旦休憩になって食事の間に他の議員の方とも同僚議員とも話をしておったのですが、やはりどうしても不安な点が、初めての事業であるし不安な点がたくさんあります。ですから、町長おっしゃられたように条例の中にくくるということは非常に難しいかも知りませんが、契約書の中で大きな分量になるかも知らんけれども、心配な点に関してはきちっと書き込んでいただいて、将来に禍根を残さないというふうな形、これは取られたらいいかと思うのですが、その点いかがでありますか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 いろいろと私どもも長期にわたるものですから、やはりその点について細々と、また我々としてもですが、入居者としてもいろいろと御不安があろうと思います。そういったことで、今後において規則とそれと契約書と、この中にいろいろと細かなことを設けたいと思っております。契約書のみならず、やはりそういった条例に対する規則の中で、いろいろ双方が理解をし合えるような、そういう体制を整えてまいりたいと思っております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、いろいろ想像したら非常に心配なこともたくさん出てきます。多分理事者の方々もいろいろと想像を膨らまされて新たな事業に取り組みおられるのだらうと思いますので、今おっしゃられた点、十分、字面に残す、きちっと契約を巻くなり規則で残すというような形をお願いしたいと思います。

エコ住宅に関してはこれで置きまして、あともう2点なのです。山本森林管理受託センター準備室長が御説明をいただいたアンケートのこと、縷々いろいろ御説明をいただいたかと思うのです。この中で、私、ほかの議員の方々は理解をされたかも知りませんが、私がお聞きした中で、その事業体に参加をする、事業体を作って参加をする意志があるかとか、町有林に山を販売してもいいかとかそういうふうなこと、またほかに準備室というか、この事業で事業内容がどういうふうに行われていくことを林家として望むかとかいうふうなアンケートを取られるっていうふうにおっしゃられたかなと私は聞いたのですが、詳しくは十分腹に落ちなかったところがあるのですよ。ですから、その辺りのアンケートのことだけですので、もう一度内容をおっしゃっていただくか、若しくは内容が長く分量が多いのであれば、あとそのペーパーがあったらあとでまたいただきたいと思いますが、いかがですか。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 議長。

○大澤夫左二議長 山本君。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 今、アンケートのことの御質疑がございました。今の内容ですね、アンケートの内容、これちょっとあとでお配りするっていうか、お示しするっていう形で御了解をいただきたいと思っております。ただ我々の狙いとしてはですね、まずアンケートをすることによって、林業従事者、今調査している林業従事者約170名が那賀町内で、当然臨時も含めた中でね、ございます。そういっ

た中で、経営計画それから国の森林林業再生プランの中でですね、やる気のある個人あるいはやる気のある事業体に直接補助金が行くシステムが、今の国の考えているシステムなのです。

それを、要するにそういった事業、やる気のある事業体に金を、補助金を出すっていうようなシステムが、これから当然出てくると思います。その補助金を受け入れできる事業体が今の170名の中で、これは森林組合とかフォレストとかアイエフとかそれは別にして、それ以外の中で組んでいけんだらうかなということが1つの狙いです。

それがアンケート調査の狙いと、もう1つはやはり林業、山林所有者ですね。山林所有者が本当に今後何年か先あるいは何十年先、どんな状況になっていくのか、山自身が。経営をどうしていったらいいのか、そんなことをやはり聞いていきたいし、我々の狙いは飽くまでも森林経営計画、これを行うことによって当然施業地の確保をする、それから事業体を新たに作っていくためにはそういった施業地が確保できなければなかなか成り立っていかないということがございますので、そういったことをアンケート調査の中で聞いていく。

それともう1つは、ちょっと申し上げましたように、企業局森づくり交付金、これで例えば将来ね、もう跡を継ぐ人もおらんわとかいった中でですね、もう町有林として買ってくれへんかというような方もおいでるそうです。そういったところ、今現在7,300人ぐらいが那賀町内の林業、山持ちの方がですね。当然1軒の中でかぶってきますので、今予算しているのが約6,000件、6,000通を町外も含めて出して行って、集計できたらなというように考えております。

今のアンケートの内容については、ちょっとあとからお配りをさせていただきたいと思います。

○古野司議員 はい。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、どうもありがとうございました。

最後に、議案第54号の予算書の中のポリオ不活化ワクチン、この件、昨年まで使っておった生ワクチンに比べて、私が聞いた限りなのですが、非常に単価が上がってきておると、諸外国で不活化ワクチンを使っておる分に比べて、日本製の分に関しては非常に単価が高いとかそういうような話があったかと思います。これはどの程度昨年に比べて同じ分が上がってきておるのか、その点をお聞かせ下さい。

○鶴澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鶴澤健康福祉課長。

○鶴澤守健康福祉課長 ただいまの古野議員さんの御質疑でございます。今年度のこの予算でございますが、1人あたり1回9,033円の予算になってこようかと思えます。ちょっと昨年の単価がちょっと今すぐにここで手元にないので、またあとで御報告させていただきますが、9,033円で人数が55名の方が今年中に3回、それから30名の方が今年中に2回ということで、9,033円×55名×3回で1,490,445円。それから9,033円×30人×2回接種で541,980円ということで、トータル2,032,425円という形で計上させていただいておる状況でございます。

昨年度のポリオワクチンの単価は、あとですぐに調べてまた御報告をさせていただきます。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、これで私の方は質疑を終わりますが、1つきっきに遡って第3セクターの件で1つお願いをしておきたいことがあるのです。これ、見せていただいた5つ6つの決算報告書、様式が皆違うのです。これ、第3セクターでそれぞれ設立した年も内容も違うのでしょうけれど、出してくるような形でそれぞれ町が第3セクターで持っているのであれば、せめてこの中を統一していただけないかなど。見るときに非常に見にくい、内容も分かりにくいということで、これをお願い申し上げておきます。私は終わります。

○吉田行雄議員 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

○吉田行雄議員 1点だけ、中田農業振興課長、お願いします。この補正予算のですね、17ページの新規就農総合支援事業者青年給付金ですか、4,500千円。これ何名ぐらいの方、例えば450千円の方が10人なのか、1,500千円の方が3人なのか、その辺。非常に若い人がおるといことだろうと思いますので、興味がありますので。

○中田昌一農業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 中田農業振興課長。

○中田昌一農業振興課長 御質疑の青年給付金については、6名の方で、給付金の対象者は45歳未満で農業に従事して農地の取得若しくは賃貸によって農地を取得した者が、5年間最大給付金を受けられるという制度になって、平成20年4月以降に就農した人間で、平成24年から対象になりますので、短い人で1年、長い人で最大5年という制度になっております。というのは、就農した時点からの計算になって平成24年度からの支払ということになっております。

そうした中で今回補正に上げていただいておりますのは、6名の方の後期分、年間1,500千円ですので、その半額の750千円、それに対して6名の4,500千円を今回計上させていただいております。前期分はどうなるかと言えば、10月から動きますので、その分、半年分は半年遅れでまた支払するという中で、該当者が3年間給付を受けられる場合であったら10月から3年間分は受けられますよというような制度となっておりますので。

その中で、今町内の6名の方が申請を受けて、今町・県を通して農政局の国の方へ最後の申請の承認をいただくような状況になって、今現在手続き中ということになっております。

以上です。

(吉田行雄議員「分かりました。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 ほかの方ございませんか。

○田中久保議員 はい。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 老人福祉費の海川出張所がなくなったあとの委託料みたいな形なのですが、先ほどいろいろ説明も聞いたのですが、「海川地区に限らず」っていう、確かそういう言葉がちょっと入っておったと、文言が入っておったと思うのですが、もう1回御確認したいところなのでお願いします。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 はい、今年度につきましては、モデルという形で海川地区で行いたいというふうに考えております。1件あたりの単価が約200円程度になろうかと思うのです、ひと月1回行っていただくのに。今のところは70歳以上の御家庭それから70歳以上の御夫婦の御家庭、高齢者の御家庭という形で、約40件から50～60件ぐらい、50件・60件ぐらいを予定しておりますので、今後ですね、そういうところについても、ほかの地域についてもやっていけたらいいのかなということ。

ただ、今現在も民生委員さんでありますとかうちの職員でございますとか、それから友愛訪問員さん等もそれぞれ訪問していただいておりますので、その上という形で考えていきたいと考えております。

(田中久保議員「はい、分かりました。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 ほかにはよろしいか。

○大澤夫左二議長 ないようであれば、これで質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号「那賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」から、議案第57号「平成24年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について」までの10件は、お手元に配布しております「議案付託表」のとおり、それぞれ各常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、各常任委員会に付託することに決定しました。

続いて日程第4、議案第58号「損害賠償の額の決定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、議案第58号の説明をさせていただきます。

議案第58号は「損害賠償の額の決定について」であります。

町道における落石が通行車両に与えた損害賠償の額の決定について、損害額が町長に指定されている専決処分限度額500千円を超えたので、議会の承認をいただくものであります。

よろしく願いいたします。

○大澤夫左二議長 議案第58号については委員会への付託を省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第58号は委員会付託を省略し、引き続いて審議いたします。

内容の説明を求めます。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 議案第58号「損害賠償の額の決定について」でございます。

内容の説明でございますが、議案書記載の日時及び場所において、記載している相手方が所有し、かつ運転する車両が町道大用知線を走行中、山側の法面からまとまった落石がありまして、車両に衝突しました。この落石によりまして、車両のボンネット・天窗・右側ドアなどを大破するような損害を与えました。町管理施設の瑕疵に起因する事故によるものとして、町が加入している保険機関と協議の上、相手方と和解の交渉等を進めている結果、議案記載の損害賠償金を払うこととするものでございます。

なお、本件は町長が専決処分できる金額の上限である500千円を超えておりますので、今回議会の議決をお願いするものであります。また、迅速に支払をしたいので、本日御議決いただければと思う次第でございます。

よろしく申し上げます。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、金額が大きいので確認をいたします。落ちてきた石の中で一番大きい岩は直径がどのくらいだったかとですね、この事故車両の年式及び車種名を教えてください。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 写真等はいろいろありまして落石もあるのですが、落石の直径まではちょっとこちらに記載がないので、何cmというのはお答えできません。

それから車種も当然分かっておるのですが、あんまり、相手方が個人の方でもございますので申し上げにくいのですが、普通乗用車でございます。年式は言います。平成9年式でございます。

以上です。

(柏木岳議員「終わります。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 ほかに質疑ございませんか。

○大澤夫左二議長 これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから、起立によって採決します。

議案第58号「損害賠償の額の決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立下さい。

[賛成者起立]

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第5、認定第1号「平成23年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第11号「平成23年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの11件について議題といたします。

以上11件について、提出者の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 日程第5の、認定第1号から認定第11号について御説明いたします。

認定第1号から第11号は、平成23年度那賀町一般会計ほか10特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

去る8月20日から8月27日まで監査委員さんの審査を受けましたので、決算審査意見書を添えて認定に付するものであります。意見内容・提言につきましては、決算認定審査特別委員会において、監査委員さんに御出席をいただき意見書の概略を説明していただけることになっております。

そういったことで、以上、よろしくお願いを申し上げます。

○大澤夫左二議長 お諮りします。認定第1号「平成23年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第11号「平成23年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの11件については、議長・議会選出監査委員を除く14名の議員をもって構成する「決算認定審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、認定第1号から認定第11号までの11件については「決算認定審査特別委員会」に付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました特別委員会におかれましては、委員会を開催され、委員長・副委員長を互選の上、その結果を議長あて御報告願います。

議事の都合により、休憩いたします。

午後01時51分 休憩

午後01時52分 再開

○大澤夫左二議長 再開いたします。会議を開きます。

御報告いたします。先刻「決算認定審査特別委員会」が開催され、委員長に植北英徳君、副委員長に吉田行雄君が互選されました。以上でございます。

日程第6、報告第6号「平成23年度株式会社二十一わじきの経営状況について」から、報告第15号「専決処分の報告について(平成23年度道整備交付金事業町道水崎線改良工事 変更契約)」までの10件について報告を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 報告第6号から第11号は、町が出資等を行っている法人の経営状況について報告するものであります。

決算の状況につきましては、添付の各決算報告書のとおりであります。詳細につきましては、先ほど各法人の代表者及び担当者から御説明をさせていただいたとおりであります。なお、先ほど御意見がございましたとおり、様式等につきましてはそれぞれの各法人さん、代理人の方がいろいろそれぞれ違っておりますので、その点も含めて協議をしてみたいと思っております。今後とも、各法人において、町としても健全な経営が行われるよう、必要に応じて指導・助言及び支援を行っていきたいと考えております。

報告第12号及び第13号は、地方公共団体の財政健全化に関する法律の規定により、平成23年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員さんの意見を付けて報告するものであります。詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。また、その他の報告事項について、それぞれ担当課長から説明をさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○大澤夫左二議長 報告第12号から報告第14号まで、峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 それでは、まず報告第12号「平成23年度健全化判断比率について」補足説明をいたします。これらについて詳しい数字は、事務報告書の38ページから記載しておりますので御覧ください。

実質赤字比率は、赤字がありませんので基準をクリアしています。連結実質赤字比率についても、特別会計を連結しても赤字がないので基準をクリアしております。実質公債比率につきまして、那賀町は13.7%で早期健全化基準の25%を大きく下回っておりますので、基準値は当然クリアしております。将来負担比率については、将来負担すべき債務より将来的に得られる財源が多いので、現在のところ問題はありません。

それから、報告第13号「平成23年度資金不足比率について」でございます。これにつきましては、公営企業ごとの資金不足額の割合ですが、どの会計にも現在のところ資金不足は発生していませんので、問題はないと思われまます。

続きまして、報告第14号「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について」でございます。別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

内容につきましては、裏のページの専決第14号の専決処分にある日時において、町道水崎線を走行していた車両に山腹から落石がありまして損害を与えたもので、ここに記載の金額で損害賠償をしたものでございます。これにつきましても、先ほどの損害賠償と同様に、町が加入している保険機関と協議の上相手方と和解の交渉の結果、これは別紙のとおり和解し、損害金の支払をすることについて専決する処分をして、支払をしましたのでここに報告するものであります。

私の方からは以上です。

○大澤夫左二議長 次に、報告第15号、平川建設課長。

○平川恒建設課長 それでは報告第15号、読み上げをもって報告に代えさせていただきます。

「専決処分の報告について。下記の件につき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。専決第13号、平成23年度道整備交付金事業 町道水崎線改良工事 変更契約。平成24年9月4日提

出、那賀町長 坂口博文。」

専決処分書を御覧ください。

「専決第13号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分する。平成24年7月2日専決、那賀町長 坂口博文。

1. 契約の目的、平成23年度道整備交付金事業 町道水崎線改良工事。2. 契約の方法、変更契約。3. 契約の金額、増額850,500円、変更前76,650,000円、変更後77,500,500円。4. 契約の相手方、徳島県那賀郡那賀町音谷字西平間53番地、有限会社多田組 代表取締役 多田博志。」

変更の内容といたしましては、ガードレール工の設置を追加したものでございます。

以上です。

○峯田繁廣総務課長 議長、ちょっと追加したいことが。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 先ほどの損害賠償の議案のときに石の直径はどれくらいかという質疑があって、ちょっとそのときは記録がないとお答えしたのですが、今ちょっと見ていたら「20cm」という記載がありました。最大で20cmほどの石が落ちてきたと、追加で説明を付け足します。

以上です。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 先ほど古野議員さんから御質疑のございました生ワクチンの単価でございますが、1,800円でございます。

○大澤夫左二議長 ほかに補足はございませんか。

○大澤夫左二議長 本件については報告事項でありますので、報告は以上のとおりであります。

日程第7、本日までに受理した要望については、お手元に配りました「請願等文書表」のとおり総務文教常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。9月5日から6日は、議案審議のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、9月5日から6日までの2日間は、議案審議のため休会と決定いたしました。

9月7日に再開いたします。本日はこれをもって散会いたしたいと思います。御苦労さまでございました。

午後02時00分 散会

平成24年9月那賀町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成24年9月7日(金)

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	5番	清水 幸助	6番	植田 一志
7番	烝原 廣幸	8番	植北 英徳	9番	株田 茂
10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子	12番	福永 泰明
14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二

欠席議員 1名

13番 東谷 久男

欠 員 なし

会議録署名議員

15番 久川治次郎 1番 柏木 岳

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鶴澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	森 久男
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	樫本 正史
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏	森林管理受託センター準備室長	山本 賢明

議事日程

日程第1 町政に対する一般質問について

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前09時30分 開議

○大澤夫左二議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告します。東谷君から、本会議に欠席したいとの旨の申出がありましたので、報告いたします。

これより本日の日程に入ります。議事日程はお手元に御配布のとおりであります。

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

通告がありますので、通告順に1番 田中久保君、2番 古野司君、3番 吉田行雄君、4番 熊原廣幸君、5番 清水幸助君、6番 前耕造君、7番 連記かよ子君、8番 新居敏弘君、9番 株田茂君、10番 柏木岳君、以上の順番で行います。

この際御連絡申し上げますが、通告による一般質問は、議員中において各関連するものがある場合は、前段の議員の質問に対し十分御配慮されるようお願いいたします。

まず田中久保君を指名し、順次発言を許可します。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 議長より指名がございましたので、早速でございますが質問に入らせていただきます。最初に、乱雑な字でちょっと御理解しにくい点もあるかと思いますが、前もって謝っておきます。

それでは、私の質問は「あいあいらんの運営について」ということで、質問でございますが、最初のうちのあいあいらんの昨年度の入場数等については、決算報告の中で平成21年度・平成22年度比較の中で出ておりますので、これに関しては結構でございます。あと、管理状況と今後の運営、またそして公用地と借地がどれくらいあるのか、面積も含めて答弁していただければと思っておりますので、副町長の稲澤氏が相生町当時からの関連もございましたので詳しいかと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

(稲澤弘一副町長「すみません、ちょっと数字については、課長の方から先に。」と呼ぶ。)

ああ、そうですか。

○新居宏商工地籍課長 議長。

○大澤夫左二議長 新居商工地籍課長。

○新居宏商工地籍課長 田中議員さんの御質問の中で、公用地及び借地面積がどれくらいなのかということについて御説明させていただきます。

まず公用地なのですが、土地につきましては53,769.78㎡です。それから、建物につきましては延べ床面積が1,074.35㎡でございます。借地につきましては15,441.07㎡です。なお、借地部分等につきましては、森林美術館と重複している部分もございましたので、その点だけお含み下さい。

以上です。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 私の方から、今後の運営についてどう考えているかということに関してお答え申し上げます。今議会開会のときに第3セクターの決算状況報告をさせていただきましたが、平成23年度あいあいらんどでの管理実績調べにもございますように、平成23年度、非常に利用が激減をいたしております、収入に関してもほとんどが運営委託料ということで、コテージにしましてもキャンプ場その他、激減をいたしております。

ということで、以前から課題があったわけですが、今、指定管理で株式会社アイエフが受けて指定管理者として運営をしておりますが、アイエフの社長とも話をしまして、アイエフ自体が林業の間伐とか林業関係の作業道とか、そういう事業が主でございます。あと農業関係の事業もやっておりますが、あいあいらんどに関しては、相生町時代に指定管理を受けて第3セクターを作りまして運用をさせていただいたのですが、やってくれる新たな団体、新たな指定管理を受けられる団体があればお任せしたいというような社長の話もありまして、実はうちまで1回目の検討会を開いております。

ということで、まだまだ施設、主には昭和62年に全体をオープンしたのですが、コテージとあと新しいのは平成4年に造っております。それから、レストラン等まだまだ施設的には使える部分があります。遊具は一部木製の部分が腐ったりして危険ということで、今使用禁止のような状態になっておるのですが、コテージそれからバーベキュー場も使えますし、レストランそれから森林工房も建物的にはまだまだ使えますので、今、内部で検討をいたしております、どういう形の運営が一番、それから地元、鎌瀬地域の地元の要望も聞きながら、スムーズに運営できるどういう形がいいかということは今検討いたしております。

ということで、指定管理者を公募という形になるようになるかも分かりませんが、地元と話をして、最も運営しやすい形、それからレストランについてもやりたいというような希望のある団体・個人もありますので、できれば今よりももっと集客できるような形で運営できるように、検討を進めたいと思っております。

以上です。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 今、副町長から答弁がありましたが、私もここ数日前、ちょっとあいあいらんどの方を見学させていただいたのですが、去年・一昨年・今年と、お客さんの方もかなり激減しておるとのことと、もうお客を呼び込むにはやはり入り口が大事なのでないかなと。玄関口が汚れておると誰も入る気もしないし、入ってもいいのかなと、ここ、入ってもいいのかなというような状況の入り口もあります。

中を視察、1時間ぐらいかけて見せていただきました。そんな中で、言よるように、あいあいらんどでの遊具類に関しては7割～8割方危険です。それも含めて子供さんの入園も激減しておるだろうし、またコテージについては、やはり足元、急傾斜がありますので、そういうところは十分管理っていうのか、草とかいろいろ生えつかったものも除去していただいて、防腐剤とか、かなり足元が高いのであれが腐ると修繕に多大なお金がかかると思いますので、見たところ何か所かは、バルコニーですか、ベランダ、

ああいうところは危険なところがあります。それも修理の対象になると思いますし、今から少しずつでも予算を組んで早急に対処していただかないと、まとまったお金、あの広いところでまとまったお金を投資するということになると、これはもう借りておる土地は返却して、ある程度もう小規模にするよりほかにやむを得んかなというところもあります。

あれはもう見てみるとほんまにあれですね、もうちょっと宣伝していただいて、入ってみるとほんまにかなり公園みたいな感じで、私自身も初めてああいうゆっくり見せていただいたのですが、かなりのものです。あれは値打ちがあります。ほやけんもっともっと宣伝して皆が来ていただけるようなことにすることと、やはり売上げはね、いろんな方向で検討していただかないと、これは伸びんのではないかな。5,000千円の委託料だけでほとんど経営しているような状態なのでね、もっと先のことも考えていろいろ検討していただいてね、これからも町がせっかく関与してお金も出しておるのですから、町民から見てこれは立派なものだなと、ようけお客さんも来てくれるなというようなところも見せていただかないと、温泉も含めて一番いいメインなところなので、是非とも今後力を入れて、皆さんと意見交換しながら取り組んでいただきたい。観光の方でもお願いしたいと思います。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 今、田中議員さんからいろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございました。

今言われましたように、もみじ川温泉それから森林文化公園あいあいらんど、それから美術館、この3つが近くにありますので、一体的にお客さんに来てもらえるような、連携を取ってそういう施設運営ができるようにあいあいらんどの運営を検討したいと思っております。

ありがとうございました。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 今言ったようにね、私も恥ずかしながら初めてだったのですよ、あの中をゆっくり見せていただいたのは。ただね、あの入り口がね、入っていいものか悪いものかっていうような状態だったのでね、無断で入っていいのかなという気がかなりあったのですよ。そんなのも含めてね、やはりあそこは1年通じて利用できる場所なので、木沢の山の家とかファガスとまた全く条件が違うのでね、稼げるところでやっぱり町も稼がないといかんと思うので、今後なお一層の努力をしてほしいと思っております。

以上です。

○大澤夫左二議長 田中久保君の質問が終わりました。

2番目に古野司君を指名し、発言を許可いたします。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 さて、それでは質問をさせていただきます。

先の6月議会において、「外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書」を全会一致で決議いただき、国や関係機関に送付をしてもらいました。全国各地の地方議会は、保守・革新を問わず多くの議員の賛同を得て国にこのような意見書を提出されておることから、国においてはその法整備が急がれるところでもあります。しかし、現在の国会の状況を見ると、その制定・施行は簡単ではないでしょう。そして、仮にその法整備が行われても、日本人や日本企業が外資のダミーとして土地買収を行うことは規制の対象外となる場合があります。

本町においては、遠く新潟市で中国が領事館建設のために取得した5,000坪の広大な土地の買収問題のように、宅地などが外国による土地買収の対象にされる可能性はないと思われませんが、北海道や長野県などで表面化したような森林の買収は、いつ行われてもおかしくない可能性がございます。

外資が平成18年から平成22年に取得した日本の森林は、国土交通省と林野庁の確認分だけで1道4県の計620haに上ります。森林は地下に水を蓄える貴重な水源を持っております。また、地下水をくみ上げる権利は土地の所有者にあります。中国では水不足が深刻な社会問題となっており、森林買収の多くが水資源を狙った中国資本による買収という見方が強いということです。

このような状況に危機感を持った北海道議会は、今年3月22日、外国資本などから水資源を守るため、土地取引の事前届出を義務付ける「水資源保全条例」を可決しました。また、同月26日には埼玉県議会でも、首都圏に水道水を供給する荒川などの水源地を将来的な買収から未然に防ぐ目的で「水源地域保全条例」が可決をされました。そして、徳島県でも隣接の海陽町で「海陽町ふるさとの水を守る条例」が本年7月に制定され、8月1日に施行をされております。

さて、本町は広大な面積のほとんどを森林が占めておりますし、那賀川という大河を有していることから、先ほど申し上げた外資による水資源を狙った森林の買収や、水資源そのものの略奪を未然に防ぐためにも、保全条例の制定は急務であると思われれます。そして、水資源が町民一人一人にとって生活に欠くことのできない町民共有の貴重な財産であることを認識していただき、将来にわたって保全していくことの意識を共有していくためにも有用であると思われることから、水資源保全を目的とする条例を制定することが必要と考えますが、いかがでありますか。

町長のお考えをお伺いいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 古野議員さんから、水資源保全条例の制定についての御質問でございますが、確かに6月議会での議決、意見をいただいて、そして私どもとしても、やはりこの外国資本による森林の買収とか土地の取得、これが最近かなり急激に伸びているという情報を得ております。

那賀町のこの広大な面積でございますが、確かにその気になれば森林所有者ほとんどが、町外の人々がほとんどです。そういったことで、10名ぐらいを押さえたら半分以上はそういうことができるのではないかと推定もされます。

そうした中で、御指摘の条例につきましても、県ともいろいろ問い合わせと言います

か、協議なり質問、県の考え方等それらについても私なりに今までお聞きをしてきたところでございます。先般の知事・町村長会議でも、知事にも直接そういう県の考え方、そういうことについてもお尋ねをいたしました。

ただ、その中で御指摘の条例の制定につきましては、自治体がそれぞれ、海陽町だけでなく全国的にもそういう対応をしているところがございますが、もうこの条例によりまして根本的な解決策になっていないというのが現状ではあります。水源の、それらの水の規制はできても、土地の規制はなかなかできないというのが、今の日本の国土利用計画法に基づけばそういうことがでてくるということで、やはりこれは、土地についてはやはり国なりがもう少しその法整備をしていただきたいというのが現実であろうと思います。

ただ、じゃあそれまで何もしないかということにもいきませんので、今、県にも、先ほど申し上げましたように、知事さん直接そういうお話もさせていただき、先般、県の方のその後の対応について、担当の方にもお聞きしたところでございます。お聞きしますと、知事からの緊急対応策として、林野関係だけでなく国交省関係、土木関係も含めて全庁で早急にその対応策を検討・協議せよという指示が出ていますということをお聞きしております。それで、町としてもそういった条例の制定も検討しているわけなのですが、しばらく、早急にその結果が出てくると思うので、その結果を見てから町として考えてはどうですかという御意見をいただいております。そういったことで、町としては今後それらの県からの、県はこういう対応策をやりますということが出れば、それに基づいて町としても行いたいと思います。

ただ、やはり今後においては、やはり公有林化をすることが一番確実であろうと思います。そういったことで、今回も御相談・御協議をさせていただいております公有林化ということで、森林の取得、これらについても積極的に進めてまいりたいと思っております。

やはり今の国土利用計画法第23条だったと思いますが、これにつきましても利用計画ということだけでの届出義務だけになっております。そういったことで、事後届出ということで、この法律でもその土地規制ということについてはできない。先ほど議員からも御指摘、お話がございましたが、外国資本が日本のそういった森林を取得することについて、目的は何かと、実際はほんなら資源争奪といわれているように、立木等の木材なのか、あるいはその世界的に水不足といわれる中で、水なのか。

これは目的はまだはっきりはしないと聞いておりますが、ただ最近の領土問題、尖閣諸島を含めてでございますが、ああいう報道をされますと、例え外国系の資本であろうとそれが外資系である以上、その国に転売されるという可能性もないとはいえないという心配もされます。そうなりますと広大な面積が、もしも今中国が買収をしているということなので、中国の国土・領土が日本の中に出てきますと、今回の尖閣諸島の問題みたいなものがどこで起きるか分からないということも考えられるのではないかと。これは確実なことではございませんが、そういうことも含めて、やはり早急な国の法整備と併せて対応すべきでないかと。やはりそうなりますと、できるだけ放置林等そういうものについては公有林化を進めるべきでないかと思っております。

町としてもそういったことで、条例の制定も今後においてはまた御提案もさせてい

ただくかも分かりませんが、それらを含めて検討をさせていただきたいと思っております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、この9月の定例議会、各都道府県でも始まっております。関東地域ではもう一円で、栃木・群馬・茨城、全てこの9月に上程をするというふうな話も出ております。都道府県が幾ら条例でくくっても、今町長がおっしゃられたように、法整備が伴わなければ絵に描いた餅と、実効性というのは条例を制定しながら、制定されておるその知事それぞれの方が疑問を持ちながら、ただしかし、国が動かないうちは自治体が先に動いて範を示すと、そして国についてきてもらうというふうなこともあって、都道府県は、特に水源を抱えておる都道府県については条例制定を急いでおるというふうなことが実態であるということです。

そしてまた海陽町は、直接水だけをターゲットにしたような条例を制定しております。これは土地を仮に取得してもくみ上げることができないというふうなことに關してはそれなりの実行力もありますので、この方の形を持った条例というのは本町で制定をしてもそれなりの有効性は出てくるかと思っておりますので、今おっしゃられたような公有林化と併せて十分に御検討をいただきたいと思っております。

そして、今町長がおっしゃられた中国という国だけを捉えてものを言っただけとはいかないかも知れませんが、中国に關しては本来共産主義の国でありまして、自国の領土に關しては全く他国に売らない、個人所有もほとんど認めないという状況の中で、日本の大使館にしる領事館にしる、全て中国の借地ということの上になつております。ただ、中国は日本で領事館・大使館、全て本国の所有という形で、先ほど申し上げた新潟の5,000坪の土地に關しても、どうして新潟という地方に5,000坪もの広い領事館が必要なのかと、そこが治外法権になってしまうということで、新潟近辺でも反対運動が起きたと。しかし、ただ日本の法律でいえば、外資が金さえ積めばどこでも土地は取得できるということの中で、本来外交は相互主義という形で、日本が外国の土地を買えないのであれば、日本もその国に対しては土地を売らないというのが本来の姿であります。それさえも現在は実行されていないという状況の中です。特に水に關してはこれから戦略物資と、戦略資源ということでもありますので、そのこと、十分御理解をいただいておりますが、知事とも相談の上、実効性のあるような形の条例の制定をお願いしたいと思っております。

それでは、2点目に「公共交通について」ということで質問をいたします。

このことは、昨年・一昨年と同じテーマで質問をいたしております。あれから1年、その間にこの問題は一層深刻になっております。高齢者における交通難民の方々は、増えこそすれ減ることはありません。本町の場合、徳島バス・南部バスまた町の代行バスやコミュニティバスなどが近辺を運行している地域でも、公共交通が充実しているとはお世辞にも言えません。しかも、それらの運行ルートから大きく外れ、2km・3km、いやそれ以上に急しゅんな坂道を通らなければ自宅にたどり着けない方々は、日々の生活に大変困窮をしておられます。ときにはタクシーにもすぐには来てもらえず、出先から帰宅することもできないこともあります。また、何日も自宅から出ること

さえままならない場合もございます。

一昨日の徳島新聞に、「高齢者ドライバーの免許証の自主返納急増」という記事が載っておりました。判断力などが低下し、運転に不安があるという理由の返納が多いというような記事でございました。誰しも自分の運転に自信がなくなれば、いつまでも運転をしたいと思うことはございません。しかし、全くバスなどが自宅周辺に運行されていなければ、否が応でも生きていくためには運転を続けなければなりません。

だが、それも現在高齢者ドライバーの免許証更新が厳しくなっていて、健康高齢者であってもいつまでも免許証を維持できるものではございません。高齢者の方々、特に80歳以上の方で、次の更新に不安を持っておられる方々は数多くおられます。実際、更新できない場合もあるでしょう。そのようなことになれば、一層交通難民が増えることは目に見えております。

このことは担当課長や副町長にも、最近にも幾度となく申し上げております。町長におかれては、当然深く認識をされておる問題でありましょうから、本日はその危機感の度合い、そして政治的にどのように決断をされていくのか、そのお覚悟をお伺いしたいと思っております。解決しがたい難しい問題があることは十分承知の上での質問でございます。お答えの方をよろしくお願いいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 古野議員さんの公共交通の確保、高齢者の足対策と、このことが重点の質問と思っております。

これまで、やはり那賀町にとりましても本当に高齢化率が毎年毎年止まらないと、全体でももう既に40%を超えたというような状況の中です。また、我々の団塊世代、もうこれもあと10年もすればもう車を返納というような時期に来ております。そして限界集落といわれる地域も増えております。

そうしたところに、やはり安全・安心のためにこれまでもいろいろと、今回の救急隊の設置もそうですが、足対策におきましては代替バスあるいはタクシー券、そういったことでカバーをしてまいりました。しかし、これも確かに限界が来ております。やはり最終的には、お願いできる皆さん方に頼めるボランティアタクシーがもう最後の段階であろうと思っております。

やはりこれまで公共交通会議でもそういったことで、ボランティアタクシーということについては、議員の皆さんからも御提案も何度かいただきました。この制度の導入をいろいろ検討したわけなのですが、やはり那賀町内で今タクシーを運営されております皆さん方の御理解と言いますか、その点について何度か協議をしたわけなのですが、今の段階では成立は御理解をいただけないという点で、今のところボランティアタクシー以外のもので対応をしているというのが現状です。

今後におきましては、やはり最終的にはそのボランティアタクシーで対応をさせていただかなければ対応しきれないということで、今後何度となく足を運んで協会さんに御理解を願いたいと思っております。できるだけ早急な、そういう理解を得るような対応をしてまいりたいと思っております。

以上です。よろしくお願いをいたします。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、大変難しい問題をはらんでおりますが、これは十分に誠意を出して早い段階の中で解決を見ることを願っておりますし、そのように私どももできることの協力をいたしたいと思っております。これからも、機会ある度にこのこと、協力もしながら申し上げたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上で終わります。

○大澤夫左二議長 古野司君の一般質問が終わりました。

次に吉田行雄君を指名し、発言を許可します。

○吉田行雄議員 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

○吉田行雄議員 議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。質問をひとつ教育長さん、よろしく願いしたいと思います。

私の質問につきましては、1点でございます。先ごろですね、平成24年度の全国学力試験、児童・生徒の調査試験を行い、結果が出たように聞いております。そんな中で、本町の成績の結果というのを御報告いただきですね、通告してありましたので先ほどプリントをいただきましたが、いずれも県・全国を上回っておるようでございますが、これに甘んじることなく今後の教育長の方針等もお聞かせを願えたらと思っております。

私ども議会としましても、総務文教常任委員会がございまして、2年に1回程度各学校を訪問して、いろいろ先生とお話をしておる状況でございます。そんな中、各学校とも施設の改善要望等が中心になってくるわけでございますが、特に上那賀地区から奥の山間部の学校におきましてはですね、生徒の大幅な減少によりまして複式学級が目だっております。私なりに思いますが、2人のところ4人のところとか非常に少ない中で、果たして本当に一生懸命勉強が、勉強と言いますか、授業が行われているのだろうかというような心配もございましたが、そういう中で、先ほど申し上げましたように、今度学力試験があり、従来の国語それから算数に加えまして、本年より理科を加えたというようなことも聞き及んでおります。

そういうことで、那賀町のこの児童・生徒の正答率は全国及び県平均との比較をするとどうであったかということ、教育長にお伺いをしたいと思います。

よろしく願います。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 吉田議員さんより質問がありました平成24年度の全国学力調査の結果について、御説明をしたいと思います。

本年度より理科が加わったということで、国語・算数・理科、3教科になりました。その中で、私たちも新たな教科が加わったことによって、子供たちの学力が果たして全国平均と比べてどのような位置にあるのかというようなことで、大変心配もいたしておりました。

この全国学力テスト調査につきましては、平成19年度より文部科学省は全国の小学校6年生・中学校3年生の学力がどのくらいの学力を有しているか、正答率を有してい

るかということ全国的に始めた調査でございます。今年で5年目を迎えたということで、今までもこの問題につきましては一般質問等で質問に私もお答えしてきたのですが、那賀町の児童・生徒は全国平均と比べてもそれなりの学力を有しているというようなことの答弁をさせてもらってきております。

その中で、今回のテストの結果、議員さんにはその結果をお配りいたしました。この中で、国語・算数・理科にA・Bという項目がございます。Aにつきましては知識、これは一般的な学力が備わっているかどうか、基礎・基本ということで御理解いただけたらと思います。Bは活用、これは応用力がどれだけ備わっているかということで判断をしていただきたいなというように思っております。

まず国語につきましては、那賀町のAは84.6%、Bは66.2%、これは徳島県平均・全国平均に比べても非常にいい点だというように思っております。また、算数につきましては、小学校の算数につきましてもAが77.5%、Bが61.5%、これも非常にいい点だと思っております。理科につきましては全国で今年初めて理科を取り入れたということで、この理科のA・Bともこれもずば抜けていいというようなことで、安心はいたしました。

次に、中学校の平均正答率ですけれども、国語が76.9%、Aです。Bは63.8%。それから数学、Aが67.2%、Bが52.1%。理科がAが63.5%、Bが53.5%、全てこれは全国平均・県平均を上回っております。理科につきましては、小学校も中学校もかなりのレベルに達しているなというように私も理解をいたしました。この中で、理科につきましては、私なりに考えますと、自然観察、そういう実験とか、そういう中で、やはり少人数の子供たちがやはりよく那賀町の特徴をいかした勉強ができていのではないかな、ふるさと学習とかそういうようなものもいきているのかなというように思いをいたしております。

その中で、学習状況調査もしておりますので、その中で特筆すべき点というのは、全国と比べてみますと、学習塾に通っていない子供の数、これは那賀町は非常に高い率で学習塾には通っておりません。那賀町で62.5%、全国では52.4%が学習塾に通っていないという結果が出ております。

その中で、家庭での学習時間、これにつきましては、この調査を始めた時点では那賀町の小学生で、今のは小学生の話をしております。小学生の家庭での学習時間、土曜日から金曜日まででは30分程度という数字が出ておりましたけれども、今回の調査ではワンランクアップで1時間～2時間の間家庭での学習ができているというような答弁がありました。家庭での学習時間が増えているということで、結果に結びついているのかなというように思いをいたしております。それから土曜日・日曜日の学習時間、これにつきましても、当初は1時間程度であったのが1時間～2時間ということで、勉強時間が増えております。これにつきましては、その時間というのは全国平均ということで御理解をいただければと思います。

それから、家で宿題をしている那賀町の小学生は100%、全国的にも96%という数字が出ております。それから、家で計画を立てて勉強をしている、那賀町で75.1%、全国で58%、これは非常にいい成績だなというように思っております。それから学校の授業の復習をしている、那賀町で78.2%、全国で50.2%。

それから読書の時間なのですけれども、読書の時間が1日平均30分以内、これは非常に低いです。しかしながら、これはもう全国的な傾向ということで、これがやはり全国平均というようなことをございます。

それから「授業の中で自分の考えを発表する機会が与えられているか」という質問に対して「そう感じている」と答えた那賀町の子供、児童は90.6%。全国的には81%程度ということで、この自分の位置付けというのが非常に重く感じられているということで、非常にいい傾向だと思っております。

その中で、全国的には予習をしている子供・児童というのは、やはり40.5%で、この点は那賀町は34%、ちょっと予習ができていないかなというようなことで、その点もやはり改善をしていく必要があるのではないかなというように思っております。

中学生では、学習時間、これにつきましては1時間から2時間の割合のものが62%ということで、非常に多いのですけれども、全国的には2時間以上のものが多いということで、中学生はちょっと勉強時間が少ない、家庭での勉強時間は少ないのではないかなというように思いがあります。土曜日・日曜日でも同じように、全国平均と比べますと学習時間が少ないという傾向が出ております。

それから学習塾の問題ですけれども、那賀町の中学生が学習塾にほとんど通っていないのですけれども、通っていない率が53.5%、全国では36.2%ということで、当然那賀町は学習塾が遠いということで、なかなかそういう子供たちが通っていけるような環境でもないかなというように思います。

それから家で宿題をしている生徒、那賀町は97.6%、全国平均では85.7%。家で計画を立てて勉強をしている、那賀町が51.1%、全国で42.9%。学校の授業の復習をしている、那賀町53.5%、全国45.5%。それから普段の授業で自分の考えを発表する機会が与えられていると感じているもの、那賀町中学生88.4%、全国76.9%。

しかしながら、先ほど小学校の児童のことでも申しましたように、予習の問題です。予習については、那賀町25.6%、全国29.3%ということで、予習については少ないという傾向が見られます。

そういうような結果を踏まえて、これは学校・家庭ともにその問題点を検討しながら、この課題解消に向けて取組を進めてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○吉田行雄議員 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

○吉田行雄議員 はい、新しい理科という科目が入りながらも、非常に優秀な成績結果であったということをございます。そういうことにしまして、いずれにしましても、先ほど来、同僚議員から質問もございますけれども、本町の場合にはややもすれば高齢化が非常に進んでおりますので、そちらの方へ目がいきがちだと思いますけれども、やはりこういう子供たち、これはほんまに那賀町にとって宝でございます。そちらの方へ一生懸命力を入れてもらうべきじゃなかろうかと私は思います。

昨今、昨今と言いますか、8月に4年に1回のオリンピックが閉幕したわけですが、中身を見てもみますとですね、過去にないようなメダルの数を持ち帰り、皆さん

もテレビを見たと思うのですが、そういう子供たちと言いますか、選手たちは銀座で大パレードをしてですね、全国的に脚光を浴びたというのがまだ目に残っているような状況でございます。あの選手たちにしてみれば、私も覚えておるのですが、小さい頃からオリンピックに出るのだということを目指してですね、泣きながら金メダルを取って喜んでおる姿というのは非常に感動をしたような状況でございます。本町におきまして、最近ですね、スポーツ面では特に、先ほど学力のことは教育長から報告がありましたけれども、体力面ではやはりまだ劣っているのではなかろうかと、このように考えます。

そんな中、スポーツ面ではマスコミ関係でですね、非常に明るいニュースと言いますか、そういうようなものが目にも入りますし耳にもいたします。特にですね、本町出身の、驚敷だったと思うのですけれども、プロ野球選手として1の方が活躍されまして、20何試合ぶりにですね、1勝をあげたと。本町で、プロ野球で1勝をあげたというのは初めてではなかろうかと、このようにも思います。そういう彼らがおるわけでございます。お手本がおるわけでございます。子供たち、今も言いましたようにまだまだ可能性を持っておる子供たちが新聞に出たりしております。彼らは大きな夢を持っておると思います。

そこで教育委員会としましてはですね、本議会にもスポーツ助成金だったか補助金だったか提案をされておりますけれども、ああいうようなことで、もっともっと那賀町の発展のために子供たち支援に力を入れて行く必要があるのではなかろうかと私は思うのですが、教育長はどう思いますか。どうぞ。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 那賀町の教育の基本としては文武両道、これを進めておりますし、今後とも積極的にその方向で子供たちを鍛えてまいりたいと思います。特に中学校におきましては、全員クラブ活動制、その中で、中学生のときにしかできない体力、これはやはりその時期に鍛えなければ、社会人になったときにただ頭でっかちだけでは生きていけない、精神的なものも含めてしっかりと鍛えてまいりたいと思っております。

全国の体力調査では、徳島県の小学校5年生を対象にして調査しているのですけれども、もう数年間最下位を争う、そういうような体力能力調査という結果が出ております。その結果を踏まえて、しっかりと運動時間というのを取って、また体を鍛えてそしてその上に勉強も鍛える、そういう体制をできるだけ今後とも取っていききたいというように思っております。

よろしく申し上げます。

○吉田行雄議員 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

○吉田行雄議員 それでは最後にですね、前回にもそういう話があったのですが、本町には高校が1校ございます。これも再編に入るか入らんかというような話も出ておりました。これは生徒数がおらなくては、どうしてもそういう話題になります。

そんな中ですね、やはり今も言いましたように、そういうスポーツ・体力、達者な

生徒たちがこの地元に残れば、非常にこういう明るい方向に向けていくのではなかろうかと思しますので、なお一層最大の努力をお願い申し上げまして、質問を終わります。

○大澤夫左二議長 吉田行雄君の一般質問が終了いたしました。

続いて熊原廣幸君を指名し、発言を許可します。

○熊原廣幸議員 議長。

○大澤夫左二議長 熊原君。

○熊原廣幸議員 私からは2点を質問させていただきます。今、吉田議員の方から教育委員会の方に、非常に立派な成績の話が出た後で、ちょっと陰の方の話になりますのですが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

皆さん御承知のとおり、昨年10月、大津市で中学2年生男子が自殺した事件によりまして、全国的にいじめ問題がクローズアップされております。これ、連日新聞・テレビにて報道されております。先日も札幌の方で何か自殺があって、いじめに関係しておるような話も出ておりました。

自殺といじめの因果関係、大変難しいものがあると思います。しかし、その関係が問題となりまして、学校、またこの場合は市教育委員会、この対応について非常にまずさが指摘され、7月には県警が暴行容疑で学校と市教育委員会を家宅搜索するというような大きな社会問題に発展しております。学校とこの教育委員会のつながりというのは非常に切っても切れない世界なのですが、この問題にしても対岸の火事ではなく、本町においても大変こういう問題が起こり得る危険性を秘めているのじゃなかろうかと思ひます。

教育委員会の指導の下、教職員一丸となってこういう問題に一生懸命取り組まれていることと思ひますが、そこで本町におけるいじめまた不登校についての防止対策、発生時の対応マニュアル等教育委員会の取組についてお伺ひをしたいと思います。

まず最初に、まず本町における現在の確認されているような不登校なりいじめ等は現実にあるのでしょうか。町の状況をお伺ひしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○尾崎隆敏教育長 はい。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 いじめというのは非常に難しく、先生方にとってもケンカかいかふざけているのか、非常に分かりにくいところがあります。しかしながら、現在のいじめの定義というのは、いじめられた側がいじめであると訴えられたらいじめという認識をすべきというようなことを言われております。当然、学校も教育委員会もそのつもりで対処をいたしてあります。

現在、そのいじめ、那賀町の学校にあるかということですのでけれども、報告が来ているのは1件ございます。1学校1件です。

以上です。

○熊原廣幸議員 議長。

○大澤夫左二議長 熊原君。

○熊原廣幸議員 あってはならないことということで、今教育長が言われたように、大変このいじめの問題というのは加害者・被害者含めて認識の難しさ、また教職員にお

かれましては対応の難しさっていうのが非常にあると思います。いろんな新聞なり週刊誌なり社説等で、そういうことに対しての有識者の話もたくさん出ておりますけれども、行き着くところ、なかなか結論的なものが見えないというのが本音だろうと思います。

ちょっとこの前聞きましたのですが、県内、2010年ですね、平成22年度の例なのですが、分かっておりましたいじめの件数というのが県下で408件あったそうです。生徒1,000人に対して5人の割合ということで、平成7年ぐらいから比べると少し減っているような状況であると思います。

今、教育長が言われたように、本町でも1件が認められるということですが、我々地元に住んでおるものとしたら、先ほどの成績じゃないのですが、一生懸命子供が頑張っておられるし、こういう山の中で本当にいじめなんかあるのかなというような感じで常に生活をしておるのですが、やはり学校内に入るといろいろそういう難しいこともあるのじゃなかろうかと思えます。

もう1つお聞きしたいのは、そういういじめが認められた場合ですね、まずはもちろん被害者がおりますし加害者もおります。双方の保護者もおります。それと担任の先生方もいます。それから学校と教育委員会のつながりもあると思うのですが、この点の対応についてはどのようになさっているのかお聞きしたいと思います。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 いじめが確認されたり指摘をされた場合の対応ということで、マニュアル的には、このいじめの報告があった場合に、そのいじめの事実確認をすることが非常に大切であろうと思っております。そのいじめを確認する場合も、これは担任・校長それから養護の先生含めて複数の先生がその問題に当たるということ、そういうことを決めております。

それから、そのいじめについて事実確認なのですが、それはその当事者、加害者と被害者だけでなしに、その学校の児童・生徒、それがそのいじめに関してどういう認識があるかということも必要であろうかというように思っておりますので、今回報告しました1件の1学校のことにつきましては、アンケート調査を実施いたしました。これにつきましては、4・5・6年生の児童を対象にしたアンケート調査、そういう調査をして、そのいじめで悩んでいるとかそれから目撃したとか、いろいろ幅広いいじめというのを知るために、そういうアンケート調査を実施いたしております。

そして、その報告されたいじめの検討を行うということ、これはもう特に大切だと思います。大津の事件でも、そのとき指摘された問題を深く検討しなかった、また学校としても報告が遅れたというようなことがあったということを聞いております。しかしながら、そういうことはあってはならんことですので、那賀町もアンケート調査をした結果、私の方にその報告はありました。

しかしながら、報告というのは非常に抽象的なことなので、その出されたいじめの問題に対して、具体的に生徒の、何というのですか、書かれた気持ちというのを聴き取る必要があるということで、それぞれの学級ごとにその問題をもう一度聴き取りをしたり、その出された問題をやはり真摯に受け止めて、そういうことがあってはならんとい

う教育をしなければならないということで、人権を含めた教育ということに主眼を置いて2学期そういう取組をするということを現在検討いたしております。

それと報告関係なのですけれども、当然学校はいじめがあったら教育委員会へ報告をする、そうしたらそのいじめに対してどういう処置をするか、対応をするかというのは、教育委員会が責任を持って学校に対して指導・監督する義務があると思います。それを放置すればやはり教育委員会の問題となりますので、教育委員会につきましては当然指導・助言をいたします。その中で特に難しいという判断をした場合は、それはいろいろな団体へ通告もするなり、またアドバイスをいただくことになろうかと思っております。最終的には出席停止というようなことも含めて教育委員会は判断を下す必要があろうかというように思っております。

そして、当然そういうことがいじめであると発覚した場合は、当然その被害者・加害者の子供たち、それから保護者に集まっていただいて、やはりそのいじめについての問題をお話させていただき、今後そういうことがないように対策を強化していく必要があろうかと思っております。その中で考えられること、これにつきましては、私たちも学校との連携を密にしながら取り組みできること、全てをやってまいりたいというように思っております。

以上、現時点で考えている対応を申し上げさせていただきました。

○**熊原廣幸議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 熊原君。

○**熊原廣幸議員** マニュアル的なことにつきましてはよく分かりました。アンケート、これ大津の場合もアンケートでいろいろつまずいたこともあったのですが、今回のこの1件あったいじめについてのことは、何というのですか、余り深刻な問題ではなかったのでしょうか。そのままの形で報告というか、捨てておくと言うたらおかしいんやけど、学校側とその中で対応できたわけなののでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○**尾崎隆敏教育長** はい。

○**大澤夫左二議長** 尾崎教育長。

○**尾崎隆敏教育長** 今回のいじめにつきましては、事実確認をいたしております。事実確認で被害者側の保護者の方、それから当然加害者とされる児童に対して聴き取り調査を実施いたしております。

しかしながら、そのいじめというのは「いつ、どこで、誰が、どのような」いじめをしたかという具体的なことが立証できなければ、いじめとしてこれは判断することができないということで進めておりましたけれども、具体的にその事実というのが現在食い違って、いじめという認定まで至っておりません。このいじめについては、やはり学級経営、やはり学級での信頼関係というのが一番大切になってくるのではないかというように思っております。

教育委員会としては、いじめをなくすためには教員の担任の役割というのは非常に大きいというように認識をしております。学校での教員の信頼を得るために、教員はどうすべきかというようなことを定めております。その中で、基本的には3つの大きな項目を持っております。教員の担任は「学級ひとりひとは皆違って、皆いいです」とい

う広い気持ちで児童に接すること。2点目が「学級はひとりひとりのよさを引き出し、いかし伸ばす場所であり、努力し合い磨きあうところである」ということの認識。3点目が「学級はひとりひとりが学級の一員であることに喜びを感じ、安心して学び合い、将来への夢とたくましく生きる力を育むところである」ということを認識させる。

その3つが大きな視点でありまして、その中で学級経営を行うために、いじめをなくすためにということで、8つの視点というのをまた小さく定めております。その中で、担任に対して「学級目標は、学級全員の思いや願いが十分込められたものになっているか」学級経営は保護者の願いと子供ひとりひとりの思いや願いをいかしながら、担任と子供たちが互いに力を合わせて魅力ある学級づくりをすることになっております。目標達成を目指す中で、厳しさと仲間意識を支える優しさがあって、所属感や連帯感が生まれるというような認識をしております。

それから2点目が「子供たちの創意工夫をいかした活動が活発に行われ、達成の喜びや責任を果たした喜びをたたえ合う学級になっているかどうか」、3点目が「お互いのよさを認め合い、失敗が許される学級の雰囲気を作られているか」、4点目が「子供たちの話し合う場を積極的に設けて、ひとりひとりの意見を尊重し、自己選択や自己決定の機会を保障しているか」、5点目に「意欲を持って張り詰める授業、分かる授業の工夫をしているか」、6点目に「しつけの厳しさや努力の大切さが理解され、駄目なことは駄目と言える学級になっているか」、7点目に「ひとりひとりの子供たちとの触れ合いや、悩み相談の時間を十分に確保しているか」、8点目に「学級の問題の解決のために、心を開いて他の先生や管理職と気軽に相談したり、保護者に協力を得たりしているか」

一応この8つのことを担任は注意を払いながら授業を進めていく、また子供たちを見守る、そういう姿勢を問うております。そういうことがなされれば、いじめはなくなるといように思っております。

以上でございます。

○**熊原廣幸議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 熊原君。

○**熊原廣幸議員** はい、よく分かりました。いじめについてとやかく求めるものではないので、教育委員会の対応について、今言われたように、非常に学校側に対しても担任に対してもそういう形でマニュアルをもって臨まれているということなので、非常に結構じゃなからうかと思えます。

もう1点お聞きしたいのは、この第1次教育振興計画、今年出ておりますが、この中でちょっと私分からんことがあったのでお聞きしたいと思えます。いじめの問題もちろん出ておるのですが、この中でですね、「町の青少年健全育成センターにおける少年相談活動の周知」と「青少年健全育成センター推進員による支援の継続」とありますが、ちょっとここ私はっきり分からんのですが、こういう推進員とか健全育成センターの相談員数とか、この辺りちょっと分かたらお聞きしたいのです。

○**尾崎隆敏教育長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 尾崎教育長。

○**尾崎隆敏教育長** 青少年健全育成センターは、20歳までの子供を健全な形で指導・

保護・育成していくということを目的に活動を行っております。その中で、育成員さんにつきましては、日常の生活の中で子供たちが問題行動をしている場合に、その行動に対して注意をしていただくなり、当センターの方に報告をしていただくことになっております。夏祭りの夜なんかはこの育成員さんは出ていただいて、見回りをさせてもらいました。私も共にさせてもらいました。そういう様々な活動の中で、子供たちが非行に陥らないように、そういうきめ細やかな見守り活動をしていくということでございます。

その中で、育成センターの中ではやはり学校に相談できない問題、不登校の問題とかいじめの問題、これも相談を受けております。その中で、センターにきたそういう問題につきましては、副所長がその問題に対処をいたしております。これは学校と一線を画した中で、違う視点からその子供の問題点を洗っております。そういう活動をしているということを報告させていただきました。

以上です。

○**熊原廣幸議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 熊原君。

○**熊原廣幸議員** はい、分かりました。どちらにしても、今やはり社会問題になっておりますいじめについての対応等、これ教育委員会が中心となっておりますね、学校側と連絡を取ってなるべく「0」を目指してほしいと思いますが、なかなかゼロというのは難しい点もあろうかと思えます。でも、この努力っていうのはやらなければいけないと思えます。いじめる側ですか、いじめる側・いじめられる側、どちらもこれは悲惨なことになりますので、その点も、先ほど言われた平均点の高い非常に健全な子供たちがすくすくと育っているようなので、ひとつ今後とも努力を惜しまないようお願いしたいと思います。

次、2点目の質問に入りたいと思います。

9月の定例議会に提案されましたサルの捕獲檻の補助金が今度出るということで、これについて環境課長さんに質問したいと思います。これ、今さら言うこともないと思うんですが、もうサル、この被害がもうどんどんとどまることなく増えております。もうカボチャやすぐに持っていかれます。そんな中でですね、一生懸命ですよ、皆、花火飛ばしたりして被害を食い止めるようにしておるのですが、人間の知恵よりも猿知恵が強いのか、なかなか勝つことができません。

そんな折ですね、今回提案の捕獲檻についてですね、補助が出るというようなことで、人によったら大変関心が高い人もたくさんおります。それで、予算的には大きいものではないのですが、我々が知っておればちょっと聞けばいい話なのですけれども、せっかくだからですね、このサルに対しては関心が高いということで、この場所でテレビのあれもありますので、その内容等ですね、檻の特性それから捕獲の実績、それから価格ですね、それから補助金の内容等について詳しく。

先ほど何をいただいたので、この前までなかったのだからちょっと分からなかったのですが、これにつきまして交付要綱に基づいて課長の方から説明をお願いしたいと思います。

○**樫本正史環境課長** 議長。

○大澤夫左二議長 榎本環境課長。

○榎本正史環境課長 有害鳥獣大型捕獲檻設置補助金は、サルの捕獲を目的とした囲い
わな設置に係る資材費に補助金を交付するものであります。お手元に資料としまして
「那賀町鳥獣被害対策事業補助金交付要綱」をお配りしましたので、御参考にして
ください。

大型捕獲檻の規模については、提出議案説明資料に添付いたしましたように幅4 m・
長さが6 m・高さが4 m程度を標準としまして、その組立用資材費のうち1基あたり1
回限りで上限額を150千円といたしましてその費用を補助することとし、設置者とし
ましては町内の有害鳥獣捕獲班又は町内農業者の団体としますが、有害鳥獣捕獲許可を
得られることが前提でありますので、わな猟の免許を持つ地区の捕獲班との連携を取
って行えることが条件となってきます。

また、組立ての手間代・移設の際の手間代等はありませんので、設置される方におか
れても相当の御負担をおかけすることになると思います。また、サルを誘い込むエサに
つきましては、地面に農作物を栽培して、それが実ることによりサルのエサとするのが
効果が大きいようであります。

大型捕獲檻の効果についてであります。3月の鳥獣害対策特別委員会で報告いたし
ましたように、牟岐町におかれては平成21年度より平成23年度までに4基のサル用
大型捕獲檻を設置しまして、今年度の8月までに約120頭の実績を上げているそう
です。一度に20頭が捕獲されたこともあると聞いております。また、佐那河内村でも2
基設置されており、本年度8月までの実績が8頭となっているそうです。

なお、設置して年月がたつと実績も下がってくるようなので、ある程度の時期に檻を
移設することも重要な方法と考えております。檻による捕獲は時間のかかるものであり
ますが、効果が出ないと言って諦めてしまっただけの防護柵となってしまいますの
で、波トタンの寿命にもよりますが、5年程度は管理を続けていただくことを願いま
す。この施設につきましては、設置にも管理にも相当な技術と知識が必要と思われま
すが、設置をされる方は更に御研究等をいただいて、より効果の上がるものとしてい
たきたいと思っております。

以上です。

○熊原廣幸議員 議長。

○大澤夫左二議長 熊原君。

○熊原廣幸議員 内容的にはよく分かりました。ちょっとあれなのですが、この要綱
の中でですね、「自ら農業等を行っている団体」ということで、この団体っていうの
は3名くらいがまとまったら構わんということですか。個人っていうのはもちろん駄目
なのだろうと思うのですが、なかなか地域によっては団体とかいうのはないと思うん
です。大きい団体で言うたらユズ部会とかいう団体はあるのやけど、この何と
言うん、こまい部落に3人や4人しかおらんようなところだったら、そういう団体
っていうのはなかなかできないと思うのですが、その辺りの認識はどのように判断したらい
いのか。

○榎本正史環境課長 議長。

○大澤夫左二議長 榎本環境課長。

○**樫本正史環境課長** 団体というので、法律で決められた団体とかそういうものを指しているのではなくて、グループを組んでいただけたら、それはある程度の範囲があるほどよいかとは思いますが、集落単位とか地区単位とかになるとは思います、実際これはわな猟免許が必要となってきますし、捕獲班でないと今度その捕れた実績に対する委託料としての加算金も出ませんので、そこらも加味していただいて団体を組んでいただきたいとします。

○**熊原廣幸議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 熊原君。

○**熊原廣幸議員** はい、このサル大型捕獲檻につきましてはよく分かったのですが、ちょっと視点が、私の考えが違うところがあるのですが、これ大型で設置してかなり場所も取る、何年か動かさないといかん、ほしたらサルが学習してなかなか入りにくくなっていくというような話が今あったんですけども、もう1つ言うたら、地域によったらもうお年寄りが多くてですね、なかなか大きいものを置いたり移動する、また解体して動かさないといかんわな。

こういうことからしたら、この補助金というのは大変ありがたいんですが、別途に町がもうちょっと銭を出してもらって、小型のですね、捕獲檻、軽量で、もうサルが見ておってあそこはあかんわってなったら次に持って行ってまたするような形で、地域に、今の実情に見合ったような感じの形でですね、捕獲檻をたくさん作っていただいて、貸し出すとか買うてもらおうとか、半分くらいの補助で。上手に作る人もたくさんおるような話も聞いていますので、その辺り、これ町長になるのかな。町長、こんな計画を立ててもらえんしょうかね。場所によたらそんなようなことで、それで町に言うてもようけ貸し出してないとか。ほなけん、実際あんまり入らなくてもこれを置いておくことでかなり見せしめになると考えておる人もおったりして、どんなんじゃあとかいうてよく聞かれるしするので、何千万円もかからんのやけん、そういうことも貸出の方式も。最終的にはその今環境課長が言われたように、わな免許ですか、狩猟免許の関係もあったり捕獲班の話もあるのですが、これ結構捕獲班は皆協力してくれそうな話がありそうなので、そんなことも含めてちょっと見解があったらお願いします。

○**坂口博文町長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 坂口町長。

○**坂口博文町長** サルの小型檻につきましては、これも町から、町で作成して今各地域、捕獲班の方をお願いをして設置をしていただいていると。やはりこの檻に入っても免許も要りますし、それからあとの処分のこともあります。これを全てどこでも個人でこしらえたやつを、それを個人で据え付けてもという話も聞くのですが、やはりこれ免許が要りますので、その点で一応捕獲班をお願いをしていると。捕獲班が必要な箇所について町の方に要望していただいて、持って行ってそこに据えていただくという形をとっております。個人的に免許を取られてそういう小型の檻を据え付けをしている方もおいでますが、これらに全て町がじゃあその檻の作成費に補助金を出すかということについては、これもいろいろと課題がございまして、検討もしてまいりたいと思っております。

これまた捕獲班の会議のときにそういう話も出れば、また対応をしてまいりたいと

思っております。

○**熊原廣幸議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 熊原君。

○**熊原廣幸議員** はい、余り時間もないのですが、今言われたように個人っていうのでなしに、ちょっと説明が悪かったのやけど、集落的に、さっき言った大型をする代わりにその集落が1つとなって、今言われたような小さいやつをようけ置くというようなことで考えていただいたらと思います。

以上、2点質問をさせていただきました。やはりサルについてはほんまにこれからまだまだいろんなことが発生してくるような気がするので、鳥獣害対策特別委員会もありますし、その中でかなりもんでもおりますので、いろいろと。

ただ、1つ余談になるのですが、この前ちょっとあれ吉田さんに聞いたのかな。木沢の大工さんが何か上手なカボチャを作って、おもちゃの。あれいっぱい並べてサルに持って帰らせて、サルは学習するけん、これ食べてもこれはうまくないわってなったら、もう来んような感じっていう話もあったら面白いなと思います。

以上で終わります。

○**大澤夫左二議長** 熊原君の一般質問が終了いたしました。ここで11時5分まで小休いたしまして、あとの質問者の方の時間に5分食い込みますので、もし1時間全部使われる場合には12時5分までを質問時間としたいと思いますので、ここで11時5分まで小休します。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

○**大澤夫左二議長** 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行します。

次に清水幸助君を指名し、発言を許可いたします。

○**清水幸助議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 清水君。

○**清水幸助議員** 議長の許しを得ましたので、早速質問に入ります。

延野地区大原団地がまもなく完成し、1つの活力が那賀町に生まれそうで、大変うれしく思っております。今回のこの大原住宅は、ほとんどを国からの補助金・合併特例債等で建築され・・・ちょっと違うかな。那賀町は実質自己資金を少なく、かつ22年もの長期にわたり家賃収入を得るといった理想のような事業でもあります。何より那賀町にとって、半定住住民が多少でも約束されることのメリットはとても大きく、僕もこれまで一般質問等で「那賀町の人口を減らしたくない。自治体としての独自性を維持し続けたい。そのためにも基幹産業の農林業を再生し、振興対策に力を入れていただきたい。雇用の場を作り直していただきたい。」と何度も強く訴え続けてきたつもりです。

土建国家とやゆされた日本経済も、財源の枯渇とともに公共事業が極端に削減され、地方切捨のさなかでもあります。「かつての夢よ、再び」がいつの日に帰ってくるのか将来も読めない中、これまで那賀町を底辺から下支えし続けてきた農業そして林業、特に林業においては人々が山に入って汗を流し、木を切り出してきた。切り出してきた材木を製品として製材所で加工し、大工さんたちが家を建てるという1つの大きなサイクルで、木頭スギのブランド産地として地場産業は成り立ってきたものだと思って

います。林業振興を考えた場合、山で作業するばかりの政策ではなく、関連して製材所・大工仕事等までも視野に入れた振興策でなくては、何よりも肝心な需要も生まれず、今後も非常に大切に育てなければならない基本ではないでしょうか。

財政健全化に取り組んできた那賀町においては、自主財源を少ししか持たないだけに、国・県からの規制のかかった補助金事業からの選択しか道がなかったことは理解しますが、これまで木造構造物という選択の少なさに、基幹産業の育成やまちづくりへの強烈的な姿勢を行政に感じることはできませんでした。しかし、来年スタート予定の森林管理受託センターと共に、本格的な林業振興対策に突入し始めた今、改めて林業振興について3点お聞きしたいと思います。

1つ、町内の製材業者又は大工さんたちとの一体感で、林業が基幹産業として那賀町の経済を下支えしてきたと思っています。9月議会の開会日、町長は「国の林業施策の変更により、生産・流通・製材加工システムを新しく構築しなければ対応しきれないと思っている」このように説明されました。そこで、これまでをどのように育成に努力されてきたのか、そしてこれからをどのように導こうとしているのか答弁をお願いします。

2つ目、大原住宅の建築コストは、我々の感覚とは少し違うのではないのでしょうか。民間であれば、設計費コストや追加工事・付帯工事も坪単価に反映されるはずですので、全てを含めた総工事費と坪単価が幾らになるのかを答弁願ひ、またこの事業による製材所・大工さんへの波及効果と行政としての費用対効果が何なのかの説明を願ひます。

3つ目、森林管理受託センターでは搬出間伐事業等を中心に受託管理されるとのことですが、今回の予算で測量委託料72百万円という高額の予算が計上されています。これまで森林組合に委託していたときは、測量費用を受益者負担として計上されていたのか、コスト高になるのではないかと、無知ゆえに危惧しているのですが、答弁をお願いいたします。

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 まず1点目の、町内製材業・大工さんたちの一体が林業振興ではその育成をどのように考えているかということで答弁させていただきます。

育成ということでは、大工さんの場合ですと、伝統的木造住宅の振興のため大工さんの技術の向上に向けた取組等が考えられますが、本町ではそのような講習を行っていません。しかし、本町では木材の利用促進を図ることが製材業・大工の育成と考え、昨年6月には「那賀町産木材木づかい安心住宅支援事業要綱」を定めております。この要綱では、施工は町内の大工さん・工務店又は建設業者に限定し、製材品につきましては町内の製材所・工務店等に発注したものに限っています。それで1,400千円を限度として使用部材1㎡あたり50千円の補助を行って、木造住宅の利用を促進しております。それに、また昨年12月には「那賀町木材利用方針」を策定しまして、町内の公共建築物等における木材の利用促進のための施策に関して基本的な事項を定めて、町産木材の利用促進を図っております。

次に、先ほど出ました大原住宅団地では、1棟を7年間公開展示して、住民の皆様

に木材の優れた性能を肌で感じていただき、木造住宅の建築促進を図りたいと考えております。このように、木材の利用促進に関して、促進に向けて展開をしております。

続きまして、大原住宅の設計委託費とその坪単価等でございますけれど、大原住宅1棟の延べ床面積は129.05㎡です。39.04坪でございます。建設費としまして、設計監理費が6,720,000円、敷地造成費が1,480,500円です。建築費が109,686,150円、外構工事が21,373,800円で、合計いたしますと139,260,450円で、坪単価と言いますと、通常建築費で坪単価ということが考えられますので、建築費で109,686,150円で計算をしてございます。そうしますと坪単価、坪当たり561,945円ということになります。建設費ではそうです。それで、土地購入費で10,000,000円ということになってございます。

それで、次に製材所や大工さんへの費用対効果っていうんですけど、費用対効果っていうのはなかなか難しいんですけど、効果って言いますか、製材所、町内の製材所でどれだけの木材を使用したかということ、195.8㎡の材を使用しております。それで、大工さんの延べ人数としましては、897人工がそこで働いたことになっております。

私の方からは以上です。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 議長。

○大澤夫左二議長 山本森林管理受託センター準備室長。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 まずですね、委託料のことなんですが、今、先ほど議員さん72百万円とおっしゃられたのですかね。そうりゃあでは92百万円という予算ではなっておるのですけど、一応そういった中でちょっとお話をさせていただきます。

まず、森林組合が去年まで実施していたときの場合と、今現在準備室がやっている場合との比較ということであります。これにつきましてはですね、まず去年、受託センターを立ち上げる前にですね、活性化協議会というのを作りまして、この問題を取り上げました。一応事業費の7%にするのか、それとも、これが森林組合の約2分の1です。事務費と言いますか、委託料がね。2分の1、7%っていうのが2分の1なんですけど、あと10%にするかといった意見の中で、7%でいくのはまだ準備の段階でね、なかなか厳しいかも分からんよといったことで、10%という形の中で今予算付けをしています。ちょっと分かりにくいと思うんですね。何でこんなになっておるのかっていうのが多分分かりにくいと思うんですが。

それとですね、もう1つ、72百万円とお答えいただいたのですけど、今、準備室が実施している委託料っていうのは、森林境界明確化それから作業道それと搬出間伐、この3点の事業についての委託料を計上しておるのです。分担金になる部分っていうのは、森林境界明確化とかあるいは作業道、これは分担金はいただいておりません。分担金はいただいておりません。

搬出間伐のみ分担金っていう形でいただいてきておるわけなのですが、ここでちょっとややこしいのですけど御説明をさせていただきますと、例えば今までだったら1haなんぼの補助金というのが1ha何㎡出してなんぼの補助金っていうように変わったんですね。今年と去年と。そこがネックになっておるわけなんですけど、例えばの話を

しますと、1 ha 90 m³を搬出したら810千円の搬出費、切ってよじって採材してフォワーダで積んで、山土場に行って山土場から森林組合まで、これがこれでいったら9千円になりますね。90 m³で810千円ということは、9×9=81で9千円になります。

これっていうのが今実施している単価、一例です、これ。一例なのですが、単価なのですが、それでですね、国の標準単価っていうのがあります。国は例えば北海道であろうが那賀町であろうが、平坦であろうが急しゅんであろうが、全く国は同じなんです、単価が。補助金と同じだということなので、これはちょっと違う意味でちょっと計算してみたのですが、国の場合は標準単価603千円っていう価格に対して、68%の補助を出すと。そして先ほど言いましたように、603千円の68%の補助、それに対して現実には810千円かかっていますよと。標準単価とこれだけの差があるわけです。これはなぜかと言いますと、当然那賀町のような急しゅんな地形であれば、国の標準事業費では事業ができないということなので、これを現在的那賀町では国の標準単価の5%ぐらい上であって、標準単価に並ぶなっていう計算をしてみました。

そうなってくると、68%から5%高いのやけん5%引かれると残りが63%で、その63%が補助金で残り37%というのが個人の負担になりますよね。単純に考えたら。これでプラスマイナス0っていう形になると。ちょっとややこしいのですが、それ以外に測量設計あるいは材積調査・入札後の管理・運営費・現場監督・精算設計・実施報告、こういった事務委託、これが10%、先ほど言いました10%が加算されるといったことで、考えてみますと、これを全部足していきますと自己負担というのは47%が負担になってくるということで、今後負担金の増加はないのかということも言われておりますが、補助金が例えば減額になる、木材の価格が下がる、こういったことによって当然委託料・負担金っていうのは増額になるっていうことにもつながります。そういったことがないように考えていかなければいけないのが、コストを下げる、搬出コストを下げるとか、出てきた木材、山土場に出てきた木材をどこに配材って言うたらいですかね、どこに持っていったら軽減できるのか。負担金を。そういったことを今後考えていかなければならないのかなというように思います。

以上です。

(清水幸助議員「町長、1番の……。今後の製材・流通システムというのの、答弁ね。一番最初の。」と呼ぶ。)

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 清水議員さんの、製材また大工さん、そして流通関係、製材システム、これを新しく構築ということの質問ですね。

(清水幸助議員「そうです。」と呼ぶ。)

はい、先ほど流通等につきましては、今室長からもお話がございましたように、これまでは本当に山で木を切り出してきて森林組合の土場に置いて、そして市にかけて、そしてまた製材なりそういった方の方に流れて行くという流れが、今までの従来の流れ方です。これをやはり負担増にならないようにするため、林家の負担増にならないようにするためには、やはりその流通面でできるだけコストあるいは単価を抑えるという方法

を取らなければならない。そういうことで先般の広報にも掲載をさせていただきましたが、木材をやはりその品物、品質、良質材からC・D級材、それらによって流れを変えていくと、市場にかけるものは市にかける、かけずに製材あるいは合板会社あるいはチップ工場、そういったところの対応する分については、直接それをその希望されるところへ持っていくという方法、そうすることによって途中での手数料等を削減していくという方法です。

もう1つは製材の関係でございますが、これらにつきましては、やはりこれも先ほどお話しがありましたように、町内で従来の製品、柱材・板材、これらを利用希望される分につきましては、従来の方法になろうかと思えます。製材の、町内の製材で製品をこしらえてもらったものを使っていただく。大工さんについても、町内の大工さんを利用していただくと。そういう形を作っていくための木づかいあんしん制度、これもそういう形になろうかと思えます。

そしてもう1つは、やはりこれまでの製材業の皆さん方が行っている単なる板材・柱材、そういうものだけでなく、それにやはり加工を加えていただく。そうしないと、やはり那賀町が港区と提携しておりますように、公共建物にそういった木材を使っていただく場合には、単なる柱材・板材だけではなかなか使っていただけない。やはりこれに何らかの加工をしなければ、そういった公共建物に利用していただけないというのが現状です。

もう清水議員さんも御存じと思いますが、他県でもいろいろと工夫をされております。柱材にも強度を持たせるために、一部塗装と言いますか液体と言いますか、そういった加工をして強度を持たせるとか、あるいは板材に表面加工あるいは表面処理をして不燃材というような形、あるいは化粧をされた板材を室内用の壁とかそういうドアに使っていただくような対応をされておるところもございます。そういった対応を今後那賀町内の製材業者さんも検討をしていただきたいと思います。そういうことによって、今後那賀町の製材業者さんも経営効率を上げていただきたい。そして那賀町産の木材を使った製品を作っていただきたい。そうなることを望んでいるということでございます。

流通・製材システムの新しい形というのは、これから今後森林管理受託センターが準備室から正式に変わって正規のセンター室になったときに、もうそういった課題についてもこれから製材業者さんまた大工さんの皆さん方と、そういうことについても御協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 頭が悪くてなかなか理解できんで申し訳ないです。またゆっくり1つ1つ整理して、また質問したいと思います。取りあえず、まずこの製材所・大工さん関係から再問させてください。

ちょっと気になる点というか、自分なりにちょっと理解できない部分があったもので答弁を願います。

1つ、町長は今回の大原住宅への入居希望者が多ければ、来年度は町の単独事業予

算で3軒ほどの住宅を考えたいと、このようにありがたいお話でした。個人的には、この機会こそ町内の業者さんが将来の夢を感じられる事業にさせていただきたいとの希望があります。今の時代は坪単価400千円ほどで十分な家が建てられるというのが常識ではないでしょうか。来年度の事業については、どのような目的を重複して計画され、町内業者にはどのような効果を期待しているのかもお聞きします。

2つ目、大原住宅に入居できた方たちには大喜びの話ではありますが、その他不特定多数の町民には何ら恩恵があるどころか手も出せないような豪華な建物を見て、そこまでする必要がどこにあったのかとの批判の声も多く聞こえてきます。この事業は、3年前の一般質問において「補助金事業だけに住宅が自分のものになるという問題もあるが、そのような事業も考えているところでもあります。」との答弁でした。そして、そのまま議会に何の相談もないまま1年ほど経過したとき、設計図と事業の概要報告がされました。僕には、その間の議会との議論の擦り合わせと言うのか町民の声と言うのか、途中経過が全くなかったことに驚きを隠せなかった、というより我々の希望したことと全く違った内容だったことに驚きでした。事業の進め方として、これでよかったといえるのでしょうか。

3つ目、大原住宅に入居できた特定の方たちへの事業とも捉えられるかもしれませんが、その管理を行政が行うだけに、例えば森林組合が民間のような厳正な規則を慎重に作っておくべき必要を感じてなりません、最悪を考えた対応を考えておくべきではないでしょうか。

以上、3点の疑問点ですが、お答え願いたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 まず1点目をお答えいたします。まず1点目、次年度一応3戸ぐらい計画をしたいと申し上げました。これは、やはり今回大原団地にこしらえました、建設されました事業につきましては、これは2点目の御質問と重なるのですが、飽くまでも木材をふんだんに使い、そしてまたこれがこういった構造でそしてまた耐久性もありますよという、これはモデル住宅でございます。その上に、最近言われております節電又はそういった省エネのエコ住宅という形の、本当に御指摘のとおり少し高価な高額な住宅ということは御承知、御認識いただいております。

そうした中で、やはりこの大原住宅については国の補助金をいただいて、そしてこれの上にまだプラスして町がもうけると言えどもうけるというような形もとるべきではないと思っておりますし、やはり今の原価で家賃の算定をさせていただいているところでもございます。

そういったことで、議員御指摘の、安価で、返すとしても家賃がもう少し安い30千円とか40千円の家賃で返せるような住宅ということについては、今後、来年以降建設する分についても検討していきたいと思っております。これは、やはり、ただ場所とかそういうこともございます。これも場所も検討しながらそういう形で、今の住宅をモデルにして、それを経費をなり内容構造を下げていくのがいいのか、あるいは新たに最初から設計をし直して、そして坪単価の安くて一般の方々が希望する30千円や40千円で償還できる住宅にするのがいいのか。これは今後来年の分で検討させていただきたい

と思っております。

それから3点目が・・・、ちょっと。

(清水幸助議員「住宅の契約書をきちんとしたらどうか、しないといかんのではないかと。住宅の入居者。」と呼ぶ。)

ああ、これについてはね、大原住宅のこの入居者については、先般もお話しさせていただきましたとおり、今後、今10月1日と予定しておりますが、今月中にその課題・問題点を整理しながら、規則と契約書の内容を詰めていきたいと思っております。今出ている問題につきましては、いろいろと細かな問題を言いますと、入居してからその維持修繕費のどこまでその入居者がするのか、あるいは壊れた場合、これが当初から工事が悪かったのかあるいは使い方が悪かったのかという細々した点が出てこようかと思っております。この前も先般も言われたのですが、入り口のコンクリに干割れがいった、これはそんなら町が直すのか入居者が直すのか、そういう点も出てこようかと思っております。

それらを今1つ1つ今整理をしております。規則に入れるのかあるいは契約書の中にそれを入れるのかということについて、今検討・協議を進めてございます。これらにつきましては、またそういうことで御報告をまた申し上げたいと思っております。

以上です。

(清水幸助議員「2番の事業の進め方で、もうちょっと我々議会とか町民との議論の擦り合わせがなかったら、余り我々は理解できないのだけど、そこら辺りそのまま突然ぽーんと出てくるのが行政のスタイルなのか。

それとも、これからは今度の事業に関してはもっと我々と意見の擦り合わせをして、このような要望を出したいと、このようなものにしてくれという意見を聴き取る場、議論する場があるのかどうか。そのまま進め方・・・」と呼ぶ。)

今後の進め方、これにつきましては先ほど申し上げましたように、来年度計画する分については町単独で行いたい。もう来年からそういう補助金はいただきませんので、これは毎年毎年100%の国から補助金をいただいてというわけにはまいりません。今年のその補助金を原資に、将来的にはそれが原資にも財源にもなります。そういったことで、町の単独事業で行う場合はいろいろ皆さん方の御意見もお伺いして、先ほどの家賃での償還も含めてでございますが、御相談をさせていただきたいと思っております。

ただ、今回のエコモデル住宅、これにつきましては、補助事業ということで急きょそういう形も申請もさせていただきました。そしてまた内容等についてもやはりいろいろと規制がございました。そういったことで、最終的にはこういう形でお願いしたいという御提案になりましたことは、これはやむを得なかった点もございしますが、町としても議会を軽視とかそういう形、つもりはございませんので、その点御理解をお願い申し上げます。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 答弁ありがとうございました。いろいろとどのようにしたらいいのか、議会の方もまた個人としてもいろいろと考えるところまた提案したいところ、また場所に関してもこうするべきでないか、町の財政を考えたときはこういうところに

気を付けるべきでないか。議員皆それぞれ場所にしても工法にしても持っていると思うので、是非みんなの意見を擦り合わせて、より有意義な、より目的の多く達せられる事業になることを希望して期待しております。

次に、森林管理受託センターについての再質問をさせていただきます。先ほどの説明がちょっと難しすぎて、余りよく理解できていないのです。また先ほどとダブりますが、あとでまたよく考えて折に触れて議論させていただきたいと思いますが、基本的に聞いたのは設計、測量委託料ですよね。測量じゃ、今の説明では測量委託料の中にいろんな分が含まれておるのか、72百万円の測量委託、測量委託、それと林道事業の設計とまた違うと思うんです。予算として出ておったのは測量委託だったのでね、ちょっと違うなと思って。1つ、3つほど、3つじゃない、もうちょっとやな。分からんもので簡単で結構ですが、また勉強したいので答弁願いたいと思います。

○大澤夫左二議長 再々問なので、なるべくまとめてください。

○清水幸助議員 はい、1つ、管理センター職員の人件費はどのようにして捻出されるのか。2つ、測量委託料は14%から10%に下げたとのことだが、例えば森林組合が業者に、例えばですね、5町の間伐事業を依頼し補助金が200千円だったとしたら、14%引いて、約150千円で委託したということと捉えていいのでしょうか、従来は。そして今度のセンターでは10%の約20千円を引いた180千円程度が業者の手に入るということでしょうか。それとも、それ以外に測量費を別途差し引くのか。それともその測量費は別の財源で処理されるということなのか。3つ目、設計委託料72百万円強の予算を提出されていますが、約10%の手数料ということは7億円ほどの事業が測量費なのでしょうか。4つ目、町外の業者たちがJVを組んで事務所を構え、入札に参加するとも聞こえてきましたが、その趣旨と町への効果、その効果をお聞きします。5つ目、町長からの説明では、国への要望から当分の間暫定対応で応えてくれる事業もできたとのことで、この森林管理受託センターでは施業地の団地化に飛び地も可能のようにも感じられますが、であるなら団地化を目標とする以上、施業地の民間地の占める割合・比率を半分以上に設定するのがセンターとしての意義ではないか。数値目標をどの程度にしているのか。そこら答弁願います。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 議長。

○大澤夫左二議長 山本森林管理受託センター準備室長。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 ちょっと、ようけ言われて分かりにくかったのですが、まずちょっと人件費ですね。今、森林組合から6名それから公社から4名が来ていると、この人件費はどんなのかということです。これにつきましてはね、森林組合の個人ごとのね、年間このぐらいついていう人件費をあて込んでおるのですけど、5月14日からなのでそれを差し引いたのと、もう1つはこれ準備室でありながら森林組合の仕事もしているよと、それから公社の仕事もしているということで、はじめ確かね、63百万円ぐらいだったと思います。今現在4千数百万円、今回補正予算で落としたのがそれになったかということです。これに占める町費の割合というのが、確か20%ぐらいですね。

あとは委託料とか言よった、作業道の開設事業とか明確化とか搬出間伐の委託料ですね、これの委託料を事務費としてここの運営費に充てておるという考え方をしていた

だけたらと思います、はい。

それから、ようけ言われたんやけど、ちょっと次々言うていって・・・。

(清水幸助議員「J V組まれているっていう話を聞いたのやけど。入札に参加する。」と呼ぶ。)

それは今のところないですね。多分ね、徳島県林業・・・何やったっけ。

(何事か呼ぶ者あり)

うんうん。林材業の部分になるのですけれど、これ町内の人ばかりが、前から、以前から町内の素材生産業者さんていうか、そのグループがやられていることのことを多分言われているのかなと。

J Vとかそれは全然関係ないです。

(清水幸助議員「ああ、そうですか。」と呼ぶ。)

はい、徳島県経営者協同組合ですね、はい。

次、申し訳ないです。

(清水幸助議員「民間地の比率。民有地と公有地との比率をどのぐらいにするか。」と呼ぶ。)

民有地と・・・。

(何事か呼ぶ者多し)

それは経営計画の話ですか。

(清水幸助議員「そうですね。将来の指数として・・・。」と呼ぶ)

○大澤夫左二議長 両方やり合っているのね、余り理解できんのだったら小休しますけどね。その中で聞いておいて、ちゃんと。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 団地化についてはですね・・・。

○大澤夫左二議長 小休します。

午前11時45分 休憩

午前11時47分 再開

○大澤夫左二議長 再開します。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 申し訳ございません、今、清水議員さんとの打ち合わせで。

民有林と町有林とのいわゆる経営計画の比率をどうなのだとしたことだということ、今お聞きしたのですが、経営計画っていうのは林班ごとに計画を立てていくのですよね。1林班が那賀町で840枚の林班っていうのがあるんです。そのうちで1林班っていうのは約80haから多いところでは200haぐらいあるところがあります。これの中で、例えば2分の1の施業をなさいよというのが1つの条件にはなっておりますが、民有林と町有林との比率っていうお話なのですけれど、余りこれは関係ない話なのかなっていうように思います。

そんなにこだわることもないし、例えばそれによって町有林ばかりやったために民有林がおろそかになったとかそういう話がでてくるかも分からんのですけど、それはやはりできるところからできるところから、今の事業体、業者を遊ばせないようにしなければならぬし、その比率をどうのこうのっていうことはそんなに心配せんでいいかな。ただ、もう僕らが一番欲しいのは、もう人材です。

はい、以上です。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 この林業センターに関しては、我々、うちは少ないのですが、ほとんど町内の方は山を持っておるし、それを何とか、このままいったら二束三文になってしまう、だから何とか山を有効活用したいというのは皆さんの気持ちだと思うんです。

僕もいろんな、先ほどの住宅と一緒にいろんなことを考えておりますし、またいろんなことを教えていただいて、どういう方向を持って林業を進めていくのか、町民の方に多くの方が理解できるように努めていただきたいと思います。

質問がややこしくてすみませんでした。

次の質問、簡単に質問させていただきます。農業振興において後継者対策・担い手不足対策が早急に必要だと叫ばれて久しい昨今ですが、那賀町においては長きにわたりいろいろの効果を練られてきたことだとは思いますが、現実には非常に難しい課題であることも理解できておりますが、結果を残していくこともまた行政だと思います。

そこで、これまでどのような対策を講じ、その成果がどのように推移しているのかの答弁を願います。

○中田昌一農業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 中田農業振興課長。

○中田昌一農業振興課長 清水議員さんの御質問の、後継者対策・担い手対策の対策と効果という質問であります。後継者・担い手対策については全国的な課題であり、他の自治体においても大変苦労しているのが現状であります。町といたしましても具体的な後継者への対策はできておりませんが、後継者への支援体制として後継者クラブへの運営補助またJAによる無料職業紹介所の開設、農作物の種苗に対する補助などを今現在実施しております。今後も後継者・担い手対策は重要な課題でありますので、関係機関と協議していきたいと思っております。

また、そうした中、本年度、平成24年度に新たな国の取組として、人・農地プランで新規就農者に対しての青年就農給付金制度が実施されています。この制度は、農業に意欲を持ち5年後に実現可能な農業経営を立てられ、新規に独立自営就農される45歳未満の方に、年間で1,500千円を最長で5年間給付金として給付する制度であります。本町においても、本年度現在6名の方が給付対象者として現在申請を行っております。今後もこの制度の推進を図り、新規就農者の定着が図れるように努めたいとともに、町独自の事業も検討していきたいと思っております。

また、後継者・担い手不足等により、営農が継続できない農家が今後増えてくるのではないかというようなことを懸念しております。町といたしましても、一時期の労働支援体制として昨年度よりJAによる無料職業紹介所の設置をいただき、労働力不足の解消に向けた取組を行っております。しかし、無料職業紹介所は労働力の支援であり、1農家の経営をカバーできるものではないのが現状です。

そうしたことを踏まえ、後継者・担い手対策はもとより、今後の農作物の生産維持に向けた新たな生産体制の組織づくり、協働取組による営農組織等の育成が必要と思わ

れますので、県・農協等各関係機関と協議していきたいと思っております。

以上です。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

○清水幸助議員 今、答弁願って、独自の政策も考えておられると、農業振興に関して考えておられると。非常にうれしい話で、これからもいろいろと議論して那賀町独特の農業振興というのも考えていきたいと思っております。

また国から、これびっくりしたのですが、1人あたり年間1,500千円給付していただくと、5年間も給付していただくと。こんな、今まで何で出なかったのか、やっと農業に対しても国が本腰を入れてくれたのかと思って非常に喜んでおります。町民の担い手のまた新しく就農する方、是非、この考えられないような年間1,500千円の交付に対して、皆さんにもうちょっと周知して誰か就農する方がいないかどうかをこれから僕らも頑張っていきたいと思っております。

現実問題として農業を取り巻く環境、いろんな問題が山積みです。先ほど課長からも言われたみたいに山積みしております。是非どうか我々と議論して、1つでも解決し1つでも対策を練っていただけるように希望しまして、長々と質問しました。どうも質問を終わらせていただきます。

○大澤夫左二議長 清水幸助君の一般質問が終了いたしました。

ここで午後1時まで午食のため休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後01時00分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。一般質問を続行します。

次に6番目、前耕造君を指名し、発言を許可します。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 私の質問は、1点のみであります。通告書によります3番目のことについては、個別ですのであとの方で聞きたいと思っております。

まず、現在簡易水道は13あります。地域的に見ますと、鷺敷地区が1つ、相生地区が4つ、上那賀地区が5つ、木沢地区が2つ、木頭地区が1つということで、13になります。そこで、これは合併した市町村は、やはりいろいろ過去のいきさつはあると思いますが、できるだけ早い時点で1つの町民の公平さということでもっていくというのが筋であります。ただ、水道関係におきましては、徳島県関係でも以前吉野川市とかいろいろ違い、差がありました関係で、なかなか調整が難しいように聞いております。

そこで、我が那賀町におきましては、1つに統合するという時期については平成29年4月1日と聞いております。つまり4年半したら統合するという方針であるそうです。もう少し詳しく述べますと、現在13ある中で、加入金につきましては、安いところが47,250円で高いところは210,000円。それから使用料につきましては、基本使用料につきましては、これは基本給水量によっても違うのですけれども、月額300円から高いところはもちろん1,000円以上ということで、現在3倍ぐらい

の開きとなっております。

そこで、以前は、旧町村のときはこういう事業をする場合、新規あるいは更新時期がきたときにおいて、関係者の地元分担金というのを取られておるところが多かったと思いますが、これ統合した場合においてはこの分担金がどうなるのでしょうか。これにつきましては、なかなかやはり統一するとなったら、私個人の考えでは加入金及び基本料金についてはもちろんこれは統合しなければなりません、都市部におきましては地元分担金というのは余り聞く例が少ないと思われま。

また、現在一般会計からの繰入金におきましては、昨年度におきましては46,350千円を一般会計から繰り入れております。これ、全体的に繰り入れしておるのであれば公平さという点で何の問題もないのですが、例年、地域のことに入りますが、この46,350千円という繰入金は上流3地区の簡易水道に限定されております。つまり、これはなぜ、修理代の大小とかいろいろ年によって違いますが、基本料金が安いだけなのかよく分からないのですけれども、これは考えようによっては明らかに運営補助金と思えます。

そこで、繰入金で対応している簡易水道もあれば、あるいは繰越金を取り崩して対応しているところもある。どうも私はこの基準というのがよく分かりません。ここら辺り同じような状況が毎年続いておりますので、この基準というのはどういうふうになっているのかお教え願いたいと思えます。

また、繰越金については現在少ないところが251千円、多いところは81,610千円、これも相当な開きがあります。これについては供用開始の年数も違うという点もありますが、これを給水人口で割りますと、1人あたり繰越金におきましては少ないところが1人あたり3千円、多いところは105千円となります。全体で言えば町の基金みたいな感じにもなるのですが、この統合後、この繰越金をどう、扱いはどうなるのでしょうか。この点についてお聞きしたいと思えます。

○榎本正史環境課長 議長。

○大澤夫左二議長 榎本環境課長。

○榎本正史環境課長 簡易水道事業については、特別会計にて現在13の地区に分かれて運営しております。合併後に西納野下原地区、延野地区、大久保地区、木頭地区の4地区において使用料金の改定を行いました、他の地区は合併前の料金体制のままとなっております。

平成29年4月の水道事業会計統合に向けまして、決算書等よく精査しまして、那賀町統一料金の指針をまずよく内部で検討したいと考えております。加入金についても同様でございます。地元分担金につきましては、災害等の特別な場合を除き、那賀町工事等負担基準に沿って行われると考えております。繰越金につきましても、13地区それぞれ那賀町合併以前から引き継がれてきたものであります。繰越金の額の多いところは使用料金を高めに設定して、来る大規模修繕のときの工事費に充てる積立金としての意図があったと考えています。そのこともよく考慮すべきと思えますし、統合後の受益者負担の考え方や基金としての運用等も考えられると思えます。統合までの課題として、関係機関の方々とよく協議をお願いして、慎重に決めていきたいと思えます。

それと、繰入金についてでございますが、通告の方にございませんでしたので詳しい

す。

そのためにじゃあ町で何ができるかということになると、料金の統一、そういった程度で、簡易水道自体を配水池を1つにするとかそういうことはもう地形上とても那賀町としてはできませんという中で、特別会計、そういった中での統一可能な分についてはそういう料金制度ということが出てきたのですが、ただ、やはりこれまでそういった簡易水道については、その地域地域によって分担金・工事費いろいろ違う関係上、それぞれ違った形でやっております。これを全て同じにして町内全部そういう形で町が運営していくというような中で、やはり飲料水供給施設また厚生省の飲料水供給施設でなしに林構（林業構造改善事業）とか農構（農業構造改善事業）、山振（山村振興特別対策事業）とかでこしらえている給水施設もたくさんございます。そこらへんとの公平性、どうやっていくかということも考えざるを得ないと思います。

そういったことから、今後その料金の統一・維持管理また町費の一般会計からの繰入金、これらについてもやはり慎重に検討していかなければ、飲料水供給施設はもう全て地域でやりなさいと、簡易水道は町費入れますと、一般会計から繰り入れて対応していきますと、ここら辺にもいろいろな御不満なり不公平性が出てこようかと思っております。

そういったことで、これらについては今後料金統一ということについても、慎重にまたその関係者の皆さん方と協議をしながら進めてまいりたいと思っております。先ほど前議員さん御指摘のとおり、それぞれ簡易水道で手持ち金というか、これまで積み立てた額がそれぞれかなりの差がございます。それらの処分方法・対応方法についても、やはり十分その地域の方とお話を進めた上でないと中々難しいと思っております。

そういったことでいろいろと課題はございますが、できる限り、これも統一せよということについても今後の国からなり県からの補助金をもらうためにはそれをやらなければならないということがございますので、できる範囲で町としても対応してまいりたいと思っております。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 分かりました。まだ4年半という時期もありますので、慎重に、町民の方からいろいろできるだけ苦情が少ないような対応をお願いいたします。

次に、最後になりますが、個人的になりますが、私は地元で7月中旬に3地区において議員活動報告会を持ちました。その中で、延野地区、延野簡易水道について2か所で非常に質問が集中しまして、そこでどういうことかと言いますと、延野簡易水道は供用開始が昭和55年4月からで、32年になります。いろいろ過去にも牛輪地区の漏水、特に漏水問題や、それから河川環境の変化によって土砂が流れてきて、今の谷内川の際から水を取っておりますが土砂が溜まったりして、第2水源あたりも運営協議会あたりでもう数年前から議題となっております。確かに繰越金は一番多くありますが、施設も老朽化しております。

そこで、改築工事についていろいろ質問を受けましたので、ここら辺りも検討してほしいなと思っております。改築工事は考えておられるのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○榎本正史環境課長 議長。

○大澤夫左二議長 榎本環境課長。

○榎本正史環境課長 延野簡易水道事業は、計画給水人口が1,740名、給水区域面積が4.0km²、計画1日最大給水量が370tでございます。総管路延長12.9kmとなっております。前議員さんもおっしゃっていったように、取水施設は谷内川沿いの浅井戸1か所でございます。渇水時には目詰まりも起こりやすく、水源としては不安定な状態となっております。管路については牛輪地区の町道埋設区間において漏水が多発しておりまして、管路の更新が急務となっております。また本管の量水メーターが山中に設置されていて確認に非常に不便であるなど、管理面でも多くの課題を持っている施設といえます。

それら全てを一時に解決できればよいのですが、管理を行っている相生支所担当者や地元水道組合の方々とも協議を重ねながら、順次できることから対策工事を早急に行っていきたいと考えております。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 これで私の質問は終わりますが、やはり延野簡易水道だけでなく古い施設も、私は現在調べておりませんが、ほかにもあると思います。やはり計画的に更新時期の対応をよろしくお願いして、私の一般質問を終えます。

○大澤夫左二議長 前耕造君の一般質問が終了いたしました。

次に7番目、連記かよ子君を指名し、発言を許可します。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 町政に対して2点の一般質問を行います。

1点目は「自主防災組織について」でございます。9月1日は防災の日であり、大規模な地震を想定した防災訓練が、県内各地でも本番さながらに行われたということがあります。東日本大震災からまもなく1年半、東海から九州沖を震源域とする南海トラフ巨大地震が発生した場合、県内の死者は最悪で31,000人にも上るという衝撃的な数字が公表されたばかりであります。那賀町においては津波被害はないとしても、山腹崩壊による孤立集落の発生や河川の氾濫による浸水被害と、あらゆる想定をして対応をする必要があると思われれます。

平成16年災害の教訓から、本町にも自主防災組織が設立されました。その活動状況や、防災に対する住民の意識啓発や指導を今後どうしていくのかお伺いをします。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 失礼いたします。連記議員さんの御質問にお答えいたします。

平成23年3月11日の未曾有の災害から、もう1年半がたちました。それにその教訓を踏まえまして、今日また南海地震・東南海地震・東海地震、大きな災害がいずれやってくると、近いうちにやってくるという中でですね、今、国なり県なりが想定されておりまして、32万人だったと思いますが、全国規模で揺れ又は津波による震災による被害が発生するぞと。

徳島県では死者32,000人、そのうち津波が20,000人幾らだったと思いますが、そういった状況の中、那賀町におきましては、津波の方は救援の方で該当する以外にですね、あと内陸部におきましてはがけ崩れ等々による家屋の倒壊といったようなことが起こり得る、そこでの死者が、まだ細部にまでは検証されておられません、想定されていませんが、起きるであろうといわれたこの今日です。今言われました那賀町での自主防再組織のあり方、そういったことについての質問かと思えます。

合併後ですね、那賀町内では113組織が現段階で組織されております。組織率といたしましては80%を超えてきました。100%を目指して、今目指しているところでもあります、設立にかけて呼び掛けを行っております。そういった中ですね、今現存の活動状況がどうあるかっていうことについて、ちょっと述べさせていただきます。全体で那賀町内での活動は38件、3分の1ぐらいの活動、例年3年間ぐらい通してずっと3割ぐらいの活動状況でございます。本来ならもう少し、今回地震が、3月11日の地震を見てももう少し取り組んでいかなければならなかったのかも分かりませんが、現状は38件という形になっております。

また、今現存の防災組織に対しての啓発なり指導でございますが、「災害は人づくりから始まる」ということを言われております。まずは職員の方から人づくりを作っていかなければならないのではないかなと深く反省しております。これをもって自主防災のリーダー格的な存在を1つ作っていただけると考えておりますし、そこからまた普及して一緒になって協力して、行政と自主防災が一体化して訓練体制が取ればいいのかと考えております。

ただし、早急に急がれることと僕も考えておりますので、今後はなるべく早く、今那賀町内では、そういう災害対策に関する要綱、協議会要綱というのを作りました。その協議会の中でですね、やり方・方法、そういったものを練っていきながらですね、なお一層密度の高いものにしていただけると考えております。

以上です。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 ただいまの課長の答弁の中で、113の組織がありながら38件の団体しか活動できていない。この原因はどこにあるのでしょうか。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 答えいたします。やはり人員と熱意がやはり足りんのかなと今反省しておりますが、やはり人員も必要なのかなと。それと、自助・共助という意識付けの向上っていうのも、非常に現存では足りないのかなと。もうちょっとやはり熱心に取り組んでいただける、若しくは取り組んで、こちらも取り組んでいかないとやはり向き合ってくれないのかなというのが現実であります。

ここでも、町内の中でもやはり温度差があります。活動していただきよるところはかなり活動していただいたりしておりますし、発足から7年半ぐらいになります、やはり先にできたところは、もうその活動の幅というのがやはりもうちょっと指導しないといかんかなと。幅が十分取れていないかなと。活動内容にもやはりこちらから指導しな

ければいかんかなど。一緒になって取り組んでいかないとこれはできんのじゃなという、今現存反省をしています。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 活動状況が大変少ないというその原因は、人員が少ないという話ですけれども、その自主防災組織が結成される以前は、私たち消防隊の、平谷消防隊があったんですが、その婦人消防後援隊という組織がありまして、それで年に数回、例えば平谷のまちのあそこの消火栓の確認であるとかそれから手動ポンプの操作方法であるとか、それから格納庫の点検など、そんなことを消防団の方と共々に行っていました。それが自主防災組織ができるということで、婦人消防後援隊が解散されまして現在に至っておる中で、その自主防災組織に入っておりながらひとりひとりの活動が見えてこないのが今現在です。

私たちは、例えば各ボランティアによります炊き出しの訓練などは年数回ほど行っておりますけれども、例えば住民を巻き込んでの小さな単位での防火訓練ができていない、防災訓練・防火訓練ができていないと思うんですよね。課長が言われたように人員という、私はやはり行政のやる気、やる気も要るし、それから高齢者が多いので住民の方にそういったことを求めることは少し酷かなと思うのですが、やはり行政がやはり旗を振ってやる気を出して行っていただければ、住民の意識も高まり、それから被害が最小限度に食い止められるのではないかと思います。

例えば、小さなことでいいのですよ。防災訓練やいうても大きなことじゃなしに、例えば声掛けをしようねとか、日常の会話の中で言っているような普段寝ている場所はここですよとか、そういう一言があれば、何かあったときに随分役に立つのではないかと考えております。

行政とそれから自主防災組織共々に協力して、やはり今後起きる震災に、地震やそういった災害に対して協力をして実施していただきたいなと考えております。

課長、このやる気というところでどうでしょうか。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 災害は自助・共助・公助、それを進める人づくり、そしてやはり進める側の姿勢と、連記議員さんが言うとおりと考えております。益々、ほんのけん近づいてくるこういう災害、未曾有の災害に向かって取り組む姿勢は、やはり住民の方へやはり行政も寄っていかないといかんし、そういう方法も取って今後は進めてまいりたいと考えております。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 一刻の猶予もならないと思いますので、是非実行に移していただきたいと考えております。

それでは、第2点目の「全国学力テストの結果について」でございますが、前段の議員さんも質問されておりますので簡単にさせていただきますが、教育長の答弁はこの小学校の平均正答率・中学校の平均正答率のこの結果をいただきました。私としては、例

えば全国で何番目であったとか、それから県下で何番目であったのかやというようなことについては余りこだわってはおられません。ただ、学校現場の取組がテスト結果にどう反映されているかということが問題ではないかと思っております。この教育長からいただいたこの資料によりますと、大変那賀町は優秀であると、そういうふうなお答えでございました。

しかしながら、手放しで喜べる状態なのかどうか、そこは私少し疑問に思っているところでありますが、例えばこれ県内の調査結果のあれなんですけれども、例えば先ほどA問題というのは基礎的な知識を問う問題でございまして、これも那賀町は県それから全国を上回っております。それからB問題、これというのは知識を実生活などへ活用する問題でございまして、これにつきましても全国平均・徳島平均を上回っております。これは小学校におきましても中学校におきましても上回っているという結果がございまして、先ほどの中で、前段の議員さんに答弁いただいた中で感じましたことは、例えばこれ県内でも同じ結果が出ているのですけれども、一斉読書が少ないということですね。先ほど那賀町では読書の時間1回が30分以内であるということでもございました。今後この改善にどう取り組んでいくのか、これをお伺いいたします。

読書というのは本当に世界が広がって、それで知識が豊かになって心の情操教育にもなる一番大切なところだと思うんですね。だから、このところを1回30分以内、これをどう高めていくのか、那賀町としてどう考えているのか、お伺いをします。

それと、理科の実験や観察時間が少ない、これも県内公立学校の平均した結果であります。那賀町は自然観察とか実験については少人数だからこそできているという話でもございましたが、じゃあそれではその内容がどうであるのか。それともう1つ、子供たちが自分で調べたり発表したり分かりやすく文章にしたりすることなどの思考力を深める教師の指導に問題があるのではないかという公立学校の調査結果であります。このことについては那賀町の現状はどうか、これについてお伺いをしたいと思います。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 連記議員さんの「全国学力テストの結果について」、特に国語・理科に関連することの質問がございました。

私は、連記議員さんのおっしゃるように、読書の力というのは非常に大切であると思っております。国語の力なくして他の問題を解く能力というのは、これはやはり欠けるのではないかというように思っております。やはり教育の原点は、国語の力を育てることが一番だろうと思っております。

その中で、読書の時間が少ないということ、これは全国的に言われることなんですけれども、那賀町も小学校、毎日ですね、授業が始まる前に早朝読書を行っております。しかしながら、那賀町は毎日早朝読書をやっている学校が、子供たちが約3分の1になりました。100%が3分に1に。その原因はと言いますと、全国体力運動能力調査の結果、徳島県の小学校5年生の体力合計点というのが、もう毎回のようによろしくなく最下位を争うというような順位であるというようなことで、その運動能力を高めるということも県の大きな課題となっております。そういうことで、朝、その早朝読書にかかわって健康マラソンやドッジボールをしたり、そういう運動にける時間を割くような形を多くの

学校で取るようになってきております。そういうような時間の振替、そのことが多少影響をしているなというように思っております。中学校におきましては早朝読書は全ての学校で行っておりますので100%で、これは全国的にも高い率を示しております。

それと、理科の問題です。理科の問題の中で、実験とか観察とかいう時間が那賀町、これ県下のにも少ないのではないかというようなことが言われておりますけれども、やはりその傾向というのは徳島県下、那賀町も同じようにそういうような傾向があるのではないかというように思っております。ただ、中学校におきましては、専門の理科の先生が配置されている学校については、その理科の実験というのはある程度の時間数というのは確保されているということで、これは毎回同じような結果になるとは、これは言い難いところがあると思います。

それからもう1点、児童が自分で調べたことや考えたことを分かりやすく文章に書かせる指導、そういう点が劣っているのではないかというような質問がございました。確かに、数字上は県下も那賀町もそれに近い数字かなというように思っております。ただ、小学校と中学校ではその数字は整合性はなく、そういう指導が行われているというような学校もございます。その中で、子供たちが本当に授業が面白く、分かりやすい授業というのはこれは大切だろうというように思っております。そういうような分かりやすい授業をする先生の能力というのが、これは一番重要であるというように認識をいたしております。

それと、この調査の結果、特に感じたこと、小・中学生に言えることなんですけれども、課題が2つあると思います。「400字詰め原稿用紙2～3枚の感想文や説明文を書くことが難しい」、そう答えた小・中学生は、これは全国平均に比べて那賀町は高いです。苦手にしているということですかね。それから、「授業の中で自分の考えを他の人に説明したり、文章を書いたりすることが難しい」と答えた小・中学生、この率も高いです。やはり、そういうような長文を理解したり長文を書くということがやはり不得意な子供が多いということ、そのことにつきましては那賀町も「那賀町を愛する心」の育成をする教育、弁論大会とか子供議会、そういうようなものを通じて、そういう機会を設けることによって、できるだけ改善を図っていきたいなというように思っております。

それから理科の問題ですけれども、那賀町の子供たちは理科の学習が大切であるとか好きだとか、理科は将来自分が社会に出たときに役立つとか、そういうようなことについては非常に高い率で、その問題について積極的に取り組んでおられるということが数字上は分かります。そういう結果はやはり県にも表れているのだなというように感じました。それと、小・中学生両方ともなのですけれども、理科の問題で言葉や文章を使ってわけを書く問題に対し、再度まで解答を書こうと努力したという回答が非常に高かったです。これはもう全国の結果に比較して、もう数段高いというような結果も出ております。そういうような、積極的に勉強をしようという意欲が高いと感じられました。

そういうような結果が数字に表れるというようにことで、今後ともそういうような学習をそれぞれの学校でしてまいりたいというように思っております。

以上です。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 今、教育長の方から答弁をいただいたわけではありますが、読書が少なくなったということから見えてきたことが、ただいま答弁いただきましたように、例えば長文を理解して書くということが苦手であるとか、自分の考えをきちんと説明したりすることができないというところにあるのではないかと思います。本を読めばやはりそういうことは養われ培われてくる問題でございますので、体力も大事でありますので、体力と併行しながら読書も今後進めていただきたい。そういうふうに思っております。

それから、7月4日に教育委員会、それから私たち総務文教常任委員会が学校視察を行っております。那賀町の未来を担う子供たちがいきいきと学校生活を送っておることに、大変頼もしくまた安心をいたしたところであります。どの学校も花が生けてあり、廊下や壁には子供たちの作品が飾られ、上那賀中学校には旧上那賀出身の岡川氏から寄贈された版画家の君島龍輝氏の作品が多数展示されてありました。

そうした中で、先ほど理科については専門教科の先生が配置されているところは高い得点が出ているという話でございましたけれども、話合いの中で、専門教科の先生が不足しているというようなことをお聞きいたしました。このことは、理科を専門とする教師が少なく理科離れが進んでいる、これ県内でありましてけれども、それにつながっているのではないかと思うところであります。

那賀町におきましても、やはり例えば技術とかそれから家庭・音楽、そういった専門の先生がないことによりまして、やはり少し弊害があるのではないか、そういうふうに思っております。私が感じておりますことは、例えば書道でありますけれど、私たち小学校の時分は、先生が黒板に水を筆に付けてうったて・跳ね、全部書いていただいたのですが、今の子供たちはそれができていないように思うんです。ほなけん、それもやはり先生方の御努力によって、今後改善していただきたい問題ではないかと思っております。

本来、子供というものは探求好きで好奇心旺盛でございます。子供たちのそうした芽を摘むことは、自立した生活をしていくのに必要な確かな学力を付けることができないのではないかと。宇宙の成り立ちに欠かせないものとして半世紀近く前にその存在が予言されながら、見つけることのできなかつた謎の素粒子であるヒッグス粒子が発見されたことは、私たちの耳に新しいところであります。知識だけでは到底世紀の大発見はできなかったことではないかと思えます。知識を応用し活用する力を現場でしっかりと指導していただき、主要科目以外の教科にも専門の教師を配置していただくことが、子供たちの生きる力を養うことや心を耕す肥やしになるのではないのでしょうか。

この専門の教師の配置のことについて今後どうしていくのか、教育長、お伺いします。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 特に中学校になりますと、専門教科制になります。そういう中で、主要教科、これについてはもう絶対的に優秀な先生を配置するというを基本に考えて今までもきてまいりましたし、これからもそうすべきというふうに思っております。

す。ただ、学級数の関係で配置される先生の総数というのが決まってきた場合に、どうしても教科に合わない、合わせにくいという教科もございます。

そのような中で、できるだけ学校の要望において重要視される教科については、専門的な知識のある優秀な教員をできるだけ張りつけるように努力をしてみたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○大澤夫左二議長 ここで休憩を5分いたします。5分まで、14時5分まで。14時5分まで。

午後01時52分 休憩

午後02時05分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続行します。

8番目に新居敏弘君を指名して、発言を許可いたします。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 そしたら一般質問をさせていただきます。

まず最初に「オスプレイ問題に対する対応について」でございます。既にオスプレイが岩国基地に陸揚げをされておりますが、そしてこの10月にも沖縄の普天間基地に配置するというので、配置されるという計画のもとでなっておりますが、そういうことで沖縄だけでなく全国的に今問題となっております。全国知事会も現状では受け入れられないというような決議も上げております。

御存じのように、オスプレイは飛行機とヘリコプターを一緒にしたような飛行機ということで、30年前に開発が始まり、25年かかってやっと2007年から実戦配備されたということで、今年で6年目、実戦配備して6年目に至っているということです。非常に事故が多くて、アメリカでは「未亡人製造機」と呼ばれるぐらい開発段階から事故を繰り返して、多くの若い米兵が亡くなっております。実戦配備後では一昨年の2010年4月にアフガニスタンで墜落事故を起こして、4人が死亡し16人が負傷する大きな事故が起きました。そして、今年4月にはモロッコで2人が死亡し2人が重傷する事故、そしてこの6月にもアメリカのフロリダ州で訓練中に墜落し、5人が負傷する事故が相次いで起きております。米軍が提出した資料によりますと、実戦配備直前の2006年10月から2011年9月までの5年間に、大小あるわけなんですけど、58件の事故が発生したということで、月に大体1回程度事故が起きているという勘定になります。

こういった非常に危険と言いますか、欠陥のあるオスプレイなのでございますが、これが沖縄に配備され、全国に7つある低空飛行訓練ルートで低空飛行訓練をすると、米軍が作成した環境レビューといった報告書に書かれているわけなんですけど、その7つの低空飛行訓練のうちの1つが、このオレンジルートと呼ばれております和歌山から徳島県・高知県・愛媛県を通るルートで、ちょうど那賀町もそのルートの直下にあたってい

るわけでございます。

これまでも米軍機が低空飛行訓練を行って町民を不安な目に合わせておりますが、1994年には早明浦ダムに墜落し、近くには保育園とかがあって大惨事の一步手前というような重大な事故が起きました。その上に今回一層危険な欠陥機のオスプレイが低空飛行訓練をするということになりますと、那賀町の町民はいつ墜落するかという危険にさらされることになります。しかも、これは訓練をするのは昼間だけでなしに、夜も早朝も行うといったこと、計画が書かれております。大変なことだと思います。

町長にお聞きしますが、町民の生命・財産を守るという立場に立って、オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対することを国に求めていただきたいと思うのですけども、いかがでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 新居議員さんの、オスプレイの低空飛行の件の御質問でございますが、もう御承知のとおり、私としても新聞報道されましたとおり、この低空飛行については絶対反対ということで、知事に対しましても直接お話をさせていただいたところでございます。先般の知事・市町村長の南部地域での懇話会でも、重ねてそのことについては那賀町としても容認することができませんので、その点については県の方から国の方にもこの点要望をお願いしたいということを申し添えてございます。

また今年27日、愛媛県松山市で開催されます四国四県町村長・議長大会、このときの提出議題としても、特にこれまでも低空飛行の実績のある那賀町そして海陽町、海陽町長さんと共に提言をさせていただき、議題として取り上げていただいているところでございます。

そういったことで、那賀町としてはその訓練飛行については報道されておりますとおり60mと、もうただごとない低さでございますので、この件については、町としても飛行訓練については反対の意思表示をいたしております。今議会につきましても、那賀町議会におきましても意見書の提出をしていただくということでございます。今後におきましても、そのことについてはそういった方針を県の方には伝えていくつもりでございます。県としても、全国知事会においても国の方にはそういう旨を提出していただいているとお聞きいたしております。

以上でございます。

(新居敏弘議員「町長、低空飛行のあれやけんど、配備についてはどうでしょうか。」と呼ぶ)

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 配備につきましては、これは国対国の関係ということで、私の方からその件については申し上げることはできないと思っております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 ただいまの答弁では、言われたように配備については国の問題だと、低空飛行訓練については絶対反対だということでございます。

先ほどの全国知事会は、配備についてもこれについては受け入れられないといったことで報道もされております。こういったことが、新聞記事によりましたら、このときの会議でいろんな知事さんの声が載っているわけなんですけれども、ちょっと紹介をさせていただきましたら、尾崎高知県知事さん、「国民を守るための安全保障ということをお忘れもらっては困る」とか、また平井鳥取県知事は「米軍の通知を知らせるだけの政府なら、どこに国民主権があるのか」といったことで、この問題、ただもう米軍の方から通知がきたらそれをただ流すというだけでなしに、日本政府として国民のそういった声をきちんと反映させて、それをアメリカの方に言うというのが筋でございます。

そういうときにやはり一番大事なものは、その地元の県なり町村長なりがやはり声を上げることが大事でないのかなと私は思います。そういった点で、先ほどは低空飛行のことは絶対反対だということで言われましたが、配備についてはこれは国の問題だということで放っておったのでは、これは一旦沖縄に配備をされると、これはもう必ず低空飛行訓練ということになりますので、配備にも是非もう反対という声を、やはり地元の町長として町民の命と暮らしを守る一番のトップでございますので、是非配備についても反対の声を上げていただきたいというふうに思います。

その点では、高知県4町村長の連名、高知県大川町長それから土佐町長・大豊町長・本山町長、ああ、大川は大川村です。この4つの町村長の方々が、連名で配備とか低空飛行訓練についてのそういったことを撤回をしてもらおうといったようなことを国に要望書を提出したということが報道されております。このように、やはり地元、オレンジルート直下の地元なのですから、是非そういった配備についてもこのように、徳島県で言うたら三好市それから海陽町、こういったところとも連携を強めて、配備にも反対していただくよう是非お願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 先ほど御答弁させていただきましたとおりでございます。やはり地元といっても直接配備される地元ではございませんし、低空飛行訓練のルートということに対しては、これはもう、これは確実に示された内容でございますので、これに対しては確実に反対をさせていただいておりますが、沖縄県に配備に対しての分につきましては、私どもが、私はコメントとしては、そういうことについては国の判断にお任せするというところでございます。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 なかなかその考え方が発展していくかね、やはり国の問題ということなのでございますが、やはり何でもいろんなこと・問題がありますけれども、もとを断たなければ駄目ということがあるわけなのですが、配備というもとがあったのでは結局こういった低空飛行につながってきますので、もうそこ、配備からやはり反対を貫いていただきたいというふうに私は思います。

それでは次に移ります。

「在宅福祉事業について」でございます。ある高齢者の方から「1人暮らしになったのだが、1人暮らしになって大分たつのですが、何も町の方からのいろんな支援の話が

ない」といったようなことをお聞きしたわけなのですが、そのときのお話では「民生委員さんはよく来てくれて、もうよく何してくれるのでありがたい」といったようなことでもございましたが、それが町として行政としてそれも1つの一環で、そういうことを通じてやっているのですよというような話もさせてもらったり、また緊急通報装置とか火災報知器の支給とかがありますよといったようなことも話をしたのですが、その方はそういったことが、火災報知器については既に付けておられたのですが、緊急通報装置ってということについては余り知らないようでございました。

那賀町が作っております「那賀町在宅福祉事業実施要綱」っていうのが、こういうパンフレットがあるわけなんですけど、これは合併当初から作られております。いろんな事業がされて、例えば「食」の自立支援事業、それから外出支援サービス事業、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業、軽度生活援助事業それから家族介護医療事業とか緊急通報体制等整備事業、ほかにもまだまだようけあるのですけれども、こういった1人暮らしの方とか高齢者のみの世帯とか、そういった人向けにいろんなこういう制度が作られております。

こういったことが余り知られていないのではないかと、実際その方もこういったことがあるというのを御存じなかったわけなんですけれども、その辺の周知というか、町としてどのように周知をされているのかお聞きしたいと思います。

それと、この事業のほかにもいろいろありますけれども、この事業についての対象者数とか利用されている数、こういったことについてお聞きをしたいと思います。

○**鵜澤守健康福祉課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 鵜澤健康福祉課長。

○**鵜澤守健康福祉課長** ただいまの新居議員さんの御質問でございます。「在宅福祉事業について」ということで、事業の周知あたりはどのようになっておられるのかというようなこと、まず第1点目でございますが、主にはですね、チラシ、そちらの方でお持ちかどうかはちょっと分かりませんが、こういうふうなチラシを実は作成をしております。こういうふうなチラシを、こういうふうなチラシがございます。

〔チラシ提示〕

こういうふうなチラシで個別の事業が必要だと思われる方、と申しますのは、例えば先ほどちょっとお話しに出ておりましたような外出支援が必要な方でありまして、かいう方については、おおむね65歳以上で一般公共交通機関の利用が非常に困難であるとかいうような、それぞれの事業によっていろいろな条件も付けておりますので、65歳以上になったので全ての方にこれが対象になるというような考え方ではございませんが、できるだけ私の方としましては必要と思われる人につきましては、地区の、今お話しがありました民生委員さんでありますとか、老人クラブの友愛訪問員さんでありますとかいう方からの情報を我々はいただいております。そのいただいた情報をケア会議等それから民生委員協議会あたりで協議をいたしまして、保健師なりケアマネージャーなりがその御家庭を訪問させていただいて、それぞれの事業について御説明をさせていただいておるということでございまして、知らないと言われてしまえばそういうところもあるのかも分かりませんが、基本的に我々としては全ての住民の方の必要と思われる事業については住民の方に御周知ができておるといふふうなことで考えておるわけではご

ございますが、今議員さんおっしゃられるようなことがございます可能性も0とは言いきれないと思いますので、全町にわたりましてこういうふうな、これはもう先ほども議員さんもおっしゃっておられました、もう合併当時からこういうふうな資料を作っておりますので、こういうふうな資料を広報等に、たまたまなのですが、今回10月の広報では在宅福祉あたりのサービスの特集を組んで、10月の広報には敬老会のあとに載せようかなということで、今年当初から計画をしておいたようなことがございますが、そういうようなことで、在宅福祉サービスについて広報・周知活動をしていこうというふうには考えておるところでございます。

ただ、それぞれの地域によりまして、このサービスはこの地域では受けられるのですが、ここではちょっと今業者さんの都合で受けられませんというのが、配食サービスでありますとかというようなこともございますので、少し内容的には地域によって変わってくるというような部分もあろうかとは思いますが、できるだけサービスの内容に変わりのないような方法で考えていきたいと思っております。例えば驚敷地区であります、ちょっと出られたらもうそこでごはんが、おかずなりお弁当になるようなものが買えるのですが、木頭とか木沢地区に入るとなかなかそれも難しいというようなことがあって配食サービスを実施していたりというようなケースもございますので、その地域によって多少の違いはございますが、そういうふうなことで周知はしていきたいというふうに思っております。

それから、主な在宅福祉事業のサービスについて、主な事業についてちょっと御説明をさせていただきますと、まず高齢者対策でございますが、軽度生活援助ということで外出時の買い物等の援助でありますとか、おうちへお伺いをしてホームヘルパーさんが洗濯をしたりとかいうような形で、65歳以上の高齢者の方で日常生活上援助が必要と思われる方というようなことで、現在、平成23年度の実績では13名の方が利用されております。

それから、今ちょっとお話しにありました緊急通報サービスにつきましても、利用者の方は65歳以上の独居の高齢者ということで、必要と認められる方につきましても、私どもの方に申出をいただきましたら至急対応ができるような状況になっておりますので、あれば言うていただければと思っております。94の方が現在利用をしております。これは24時間、通報・相談等の受付が24時間可能でありますし、月2回の安否確認というのは業者の方からしていただけるようなシステムでございます。

それから、外出支援のタクシー事業、これは交通機関を利用することが困難な人ということで現在116名の方が利用をされておりますが、これにつきましても月4回片道1回というようなことで、いろいろもっとどうにかならんのかというようなこともお伺いしておりますので、現在健康福祉検討会で検討をしておるところでございます。これは午前中の古野議員さんの公共交通の中でも、私のところにも全く関係のないことではないなというようなことで、お話しをお伺いしておったところでございます。

それから、日常生活用具の給付事業、これは火災報知器でありますとか電磁調理器でありますとかいうような部分の給付事業でございます。これはそれぞれの火災報知器であると何万円とか、5千円だったですかね。というような金額の設定、それ以下のものとか、そこまでは補助しますというようなことで、補助しておるのが現在156名

おります。

それから、介護保険の方では訪問介護サービスといたしまして、ホームヘルパーが御自宅を訪問させていただいて身体介護・生活援助を行うと、これは介護保険の認定を受けた方ということでございます。それから、これから言うのは介護保険の認定を受けた方でございますが、通所介護サービス（デイサービスセンターの利用）、これが先ほどの訪問介護がひと月の平均で88件、これ人数はちょっと把握はできておりませんが、88件の利用がございます。平成23年度の平均です。ひと月の平均です。通所介護サービス（デイサービス）では214件の利用がございます。デイケア（通所リハビリテーション）では85件、ひと月平均85件、それから短期入所・生活介護、これはいわゆるショートステイと呼ばれるものですが、ひと月平均57件、それから介護用品の支給事業として、主にはおむつ等でございますけれども、年間75千円を限度として現在34名の方が利用をされております。

それから、また障害者の方におかれましては、同じように移動支援でタクシーの補助事業というのも行われておりまして、利用者は60人。それから、日常生活用具の給付事業、これはおむつでありますとかベッドそれから吸引機等の給付でございますが、これも平成23年度では20名の利用がございました。

以上でございます。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 今、答弁の中で介護保険のことでの利用についても言われましたが、この介護保険についてはある程度身体が不自由になったりしていた場合に、やはり介護を受けたいということは大体これは広く知られておりますので、これはまあまあいけているのではないかというふうに思いますが、最初の方の軽度生活援助とか緊急通報サービスとか外出支援サービス、これはタクシーの券なのですけれども、ここに今資料で配られているのは。それ以外に、こちらの方にある外出支援サービスっていうものは、これずっと前にもこの質問をしたこともあるんですけども、寝たきりの方とか車椅子を利用している方がストレッチャーでお医者さんとかに行くといったときにこういうものを出すとか、これは別に介護保険っていうのでなしに、こっちの方でそういったこともやられております。

とにかく、せっかくいい制度をいろいろ作ってあるのに、やはり高齢者自身が自分は何が欲しいかっていうのがやはり分かるように、先ほどこんな大きなものがありました、1つにまとめてしたらやはり非常に字も小さいし、できたら字を大きくして、お年寄りにもこんなものがあるけんこれ利用したいというようなこともあるかと思っておりますので、そういうのを、何と言うのですか、広報だけでなしにやはりパンフレットとか何かそういうようなものにして渡して、いつでも見られるような状態で渡していくといったようなことについて、これもお願いしたいと思います。答弁、あとでお願いします。

とにかく、年がいきましたら、周りから見たら元気なようでもね、いつ何が起こるか分からんと、実際そのお話しをした方も、家、外へ出て急に調子が悪くなって、けんどうていうことがあったらしいので、もうはざは元気なのですけども、年がいったらいつもうどんなになるか分からないので、そういう緊急通報装置っていうのは非常に家の中に

おってもボタン1つでいけるし外へ出ておってもいけるっていうようなことなので、もう本当にお年寄り1人暮らしの方には是非全てに本当に支給してもいいぐらいのものと思います。

住民課の方で人数、65歳以上の方の人数を教えてもらったのですがけれども、894世帯、1人暮らしの方がおられるということなので、なかなかすぐには対応できないかとは思いますが、そういった本当にいつどうなるか分からんという、年がいったら、そういう状況なので是非周知をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○鵜澤守健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤健康福祉課長。

○鵜澤守健康福祉課長 はい、そのようにパンフレット等で周知をしたいというふうに思っております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 はい、よろしく申し上げます。

それでは、次に「鳥獣害対策について」お聞きいたします。これまで何人かの方から、同僚議員から質問がありましたが、特に高齢者の方の家庭菜園についての何かそういった支援ということについて、私からもお聞きしたいと思います。

私の近所でもシカとか最近ではサルとかが出てきて、せっかく作った野菜や果物が食べられてしまうといったことで、山に近いところは防護ネットとか防護柵、こういったことでもう全て囲っているといったような状況でございます。シカでしたら周りをネットで囲むぐらいで何とかいけるのですけれども、最近はサルも出だして、もう2～3年前からサルが出てきてもうお手上げじゃっていうので、作るのをやめたといった人もおられます。こういったことが広がってきますと、もう畑をする人がいなくなってしまう、草だらけの荒地になってしまうという心配があるわけでございます。

ですから、私はこれ全体をするといったらなかなか、すぐにはできないのですけれども、特に高齢者で年金暮らしで、もう本当に日々の生活のために何とか少しでも足しになるようにということで作っておられるお年寄り、それが体の張りにも気の張りにもなって、それで元氣も保たれているといったようなことで一生懸命作られておるわけなんです、最近そういったサルとかということも出てきまして、なかなか、何とかならんのかということが言われるわけなのでございます。

先ほどはサルの檻といったことも、設置の話もございましたが、町としては銃で撃ったり、またそういった数を減らしていくといったようなことで特に力を入れてやっているわけなのですが、実際にはその被害っていうのはやはり増えてきているということで、何とか町として高齢者が一生懸命やっている、作っているということに対して何か援助ができないかというふうに思うわけでございます。

質問項目には、高齢者の方の家庭用菜園の金網等に対して助成する考えはないかといったようなことではございますが、せめてこういったことも含めまして、町としてどういった対応策と言えますか、考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○中田昌一農業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 中田農業振興課長。

○中田昌一農業振興課長 新居議員さんの、高齢者等の家庭用菜園の金網に対する助成という御質問であります、町として現在まで家庭菜園などの個人施設に対しての補助はできていない現状であります。

しかし、御質問にもありましたように、サル等による被害により家庭用菜園などで収穫ができない状態が見受けられ、個人的施設にも補助をできないかという住民からの要望もいただいております。町といたしましても、先ほど御質問のありました高齢者だけでなく、やはり対象とするのは飽くまでも町民を対象という考えの中で、関係住民の要望に対応したく防護施設の資材等の種類また材質、また事業費に対する助成割合などを今現在検討しているところであります。財政的なこともあります、今後も事業内容・助成割合などを検討していきたいと思っております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 課長の方から、最後の方でちょっと具体的な話になったかなと、助成割合をどうするかも検討したいといったところまで踏み込んだように思いますが、是非そういったことをお願いをしたいと思うのですけれども、私は先ほど特に高齢者の方のそういったもう本当にね、もう生活が一杯で畑を生活のためにということもあって作っているといったところで、そういった方に対する町としての何と言うのですか、気持ちって言うのですか、それを何とかしようというような、そのことも聞きたかったわけなので、是非その辺で町長の方から答弁をいただけたらと思っております。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 担当課長から答弁させていただいたとおりでございますが、前回の議会でも御答弁させていただきましたが、ある程度の面積、最低でも2畝ぐらいだったかな、これを資材の補助をしようということで検討をしたのですが、那賀町、そういう御希望がかなりあるということで、その財源、それを見積もると2億円とかいう数字が出てきました。そういうことからして、1坪とか2坪ならまだしもいいのですが、そこら辺も含めて1割にするか2割にするか、再度そこら辺を検討をしたいということで、担当課の方でもそういうことで今、今後検討をしていきたいと思っております。

ただ、やはりただ高齢者のみと、ほとんどが家庭菜園でそういった作物・野菜を作っているのは本当に高齢者の方がほとんどだろうと思っております。ほとんど町内全域対象になろうと思っておりますので、どれぐらいの面積ならその資材の割合の補助の割合を何割にするかということも含めて検討してまいりたいと思っております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 ちょっと私の質問したやつとちょっと違うようなことなんですけれども、この辺で置きたいと思っております。

それでは最後に「驚敷地区の浸水対策について」お伺いします。

台風シーズンとなっておりますが、今年は大雨とかが少なく、浸水被害の心配がなく今までできております。しかし、今これからまだまだシーズンが続きますので、いつ

また台風がきて夜も寝られないといったような状況になるかも知れません。

そこで、先日徳島新聞に載っておりましたが、「県の浸水対策進まず」「各地で豪雨 住民に不安」と、こういった大きな記事でございます。この中でちょっとありますが、住民の声として「いつ九州のような豪雨災害があるか分からない。大雨の度に戦々恐々としており、皆が納得できるような対策を早く考えて欲しい。」という声、それから「何十年も前から何一つ対策はされない。犠牲者が出ないと動いてくれないのか。」といった憤りの声、こういったことが載っております。

このもう何年前か、2～3年前、輪中堤のことがね、整備計画にも載っておりますが、これが説明会もされて調査もされているわけなのですけれども、これが一向に進まない。また反対の声もあるということで、これがもしあかんのだったらまた次何か考えるとか、町として、県の方でなかなか進まない中で、町としてそれにどう対応するのかといったことでお聞きしたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 この件につきましては、もう新居議員さんも御存じのことと思います。新聞でも報道されたとおりでございます。これに対応して、いろいろ長年からの課題でありました対応策をまずどうするかということで、関係される方々といろいろ現場も見にあって、先進地も視察をしていただいて、そうした中で輪中堤という工法に、一応ですが工法的なものは決まったということなのですが、やはりそれをいざ実施の段階になりますといろいろな課題が出ております。それを解決しなければ、県としてもなかなか前へ進めない。またそれをやるにしても、やはり県事業でございまして財政的な面もあるという点から、非常に町としてもこの件に関しては非常に頭を痛めているというのが現実です。

そうした中で、那賀町としては、その中で国道が浸かってやはり避難もできないというような状況になることが、一番またこれも重要なことですので、国道のかさ上げということについて検討してもらえんのだろうかということで、かさ上げの部分で今検討はしていただいているところでございますが、まだそれも最終的な工法的なものも出ておりません。概略的なものは出ておりますが、ただ国道のかさ上げについても現状をそのまま上げるといような形しかできない、河川局でございまして、道路局というような改良的なことはできないということはお聞きいたしております。

そういったことで、町としてもそれに対する、県に対しては輪中堤についてもいろいろと工法を何とか検討をしていただけたらどうかということは申し添えてあります。土手ですとすりつけ面積、土手にしますとかなりの面積が必要になってきます。その工法を変更するとか、こういった形ができるか分かりませんが、そこら辺も含めて検討していただきたいということを申し添えてございますし、新聞報道されたとおりで。県としても地元の意見・要望等を十分検討しながら、町と連携を取りたいということを報道されておりますが、現在のところはそういった状況でございます。

また私どもにいろいろと意見等もいろいろ御提言をいただいております。移転をしたいと言われる方もおいでます。そういったことも含めて今後県と協議をしてまいりたいと思っております。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 今お話があったように、輪中堤という方式だけでなく、移転といったようなことも今言われましたが、いろんな、いろんなっていうか、余りほかにもそんなないと思いますけれども、なかなか難しい問題ではございますが、県がやらないからもう県がやるのを待っておるといっただけでなしに、是非町として住民の声を聞いて、やはりこの対応をしていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○大澤夫左二議長 新居敏弘君の一般質問が終了いたしました。

次に9番目、株田茂君を指名し、発言を許可します。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 私で9人目ということで大変お疲れでしょうけども、私の質問は前段の同僚議員とかなり重なっております。手短かに質問をしていきたいと思っておりますので、どうか御辛抱よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問をさせていただきます。私は「林業施策について」と「震災対策について」の2点を質問させていただきます。

まず「林業施策について」ですが、9月議会冒頭の町長の所信表明の中でありましたことについて質問をしたいわけですが、同僚議員の質問とかなりかぶっております。町長はこの所信表明の中で「森林組合ほか事業体及び人材の育成はもちろん、生産流通・製材加工システムを新しく構築しなければいけない。」と、こういうことをおっしゃっておりました。それに対しまして、同僚議員に対しましては、「今後流通システムを開発して、市場売上げだけでなく直販も考える。あるいは製材の1次加工だけでなく2次加工できるようなところもつくっていきたい。」とおっしゃっておりました。

那賀町の今後の計画を見ますと、木の出材量を2万m³から20万m³と、10倍に持っていくと、そのためにはどうしてもこういうことは避けて通れない問題で、町長はそれに対して取り組んでいきたいというような、大変いいことだと思っております。

ただ、具体的にいつ頃から取り組みたいのか、その辺の具体的なビジョン等がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 私の所信表明の、林業振興の中での生産流通・製材加工システムの新しい構築ということにつきましては、前段、清水議員さんにも一部お話しをさせていただきましたが、生産の面につきましても、これも株田議員さんもユズ栽培をされておると思いますが、もうよく御存じだと思いますが、私は木材の生産につきましてもやはり農産物と同じ考え方で取り組むべきと思っています。やはりユズに秀品・優品そして加工用とありますように、木材においてもやはりそういった仕分をすべきであろうと思っています。これによってその仕分別に流通のルートに乗せていくという形を作らなければ、やはりただ山で量を切ってそれを出していただくだけではなかなか需要がないだろうと思っていますので、そういったことでそれらのそういう形を作っていく

たい。そしてまた小規模な事業体又はそれからここに書かれております町単独事業、これは、これも冒頭申し上げましたが、やはり国のなり県の施策・補助制度は今の材を使うというだけでございますので、その他については私もこれも全国の知事会あるいは私、直接知事にも県としてもやはり切捨間伐・造林・育林の方にも県としても多少の支援はできないかということをお聞きしたのですが、これは確実にできないということを言われましたので、それらについてはやはり町単独あるいは町有林をそういったものに活用して、雇用の場の確保も含めてでございますが、その点については町単独でやらなければならないと思っております。

そういったことで、これらの事業をじゃあいつからやるのかということなのですが、やはりそのやるために今森林管理受託センター準備室でその課題なり問題点を洗い出しをし、どういった方向でそういう施業をやっていくかということを検討いたしておりますので、これができるだけ早い時期にそういう体制に持ち込みたいと思っておりますが、1～2年でなかなかできるものではないと思っております。できるだけ早期にそういう流通体制なりシステムを構築してまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 はい、今後もまだ検討を要する期間が要ると、1～2年でできない、これ確かにそうだと思います。今までやってなかなかできなかったことなので、これを軌道に乗せるのには時間がかかると思いますが、これは避けて通れない問題ですので、少しでも早くそれが実現するように、是非とも努力をしていっていただきたいと思っております。

また、冒頭の所信表明の中で「小規模事業体の雇用の場の確保として町単独事業を考えるということで、町有林も活用した事業」とか、そういうのを述べておりました。私そこで1つ提案なのですけれども、今、戦後のスギを「植えよ増やせよ」というときに、民家とか町道近くとかそういうところまでスギ等を植えております。そのスギが大変大きくなりまして、災害が懸念されるところが増えてきております。本来は所有者が伐採してそういった懸念を取り払うべきなのですけれども、現在の木材価格では伐採費用も出て来ないのでそのまま放っておるところがかなりあります。これは防災・防犯の見地から、この切り倒しに対して町が補助を出してですね、処理できないかと。そうすれば、この切り倒しですと機械化されない、できないような小規模事業も取り組めるのじゃないかと。現在センターの考えておるような仕事は、もう大半が機械化した事業体でないといけない仕事が多いです。確かに林班の中で切捨も考えていますけれどもやはり限られてきますので、やはりこういったような民家あるいは町道近くのそういった危険な箇所の伐採に対して、何とかそういう町単独での事業というのは考えられないものでしょうか、お伺ひしたいと思います。

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 確かに裏山のスギってというのは、最近危険というのはひしひしと感じております。スギ、全てが悪いかというたら、スギ等が落石防止になって、ス

ギに石がかかって家に直接落ちないというの見受けられますけれど、ほとんどの方は倒木によって家屋に損壊がないかというのを心配されると思います。

それで、那賀町でも3年程前にはそういう補助事業がないかという、補助事業のメニューをいろいろ資料も作成しまして県と協議をしましたがけれど、やはり結局そういう補助事業というのがないということでございました。それで、またこの裏山のスギを切るというのも、かなり保全対象の家屋と裏山の所有者の土地の所有の関係とか、やはり議員さんおっしゃられたように、確かに大型機械も入らない厳しいところで、そういう切り倒した木がその家屋に倒れていかんかというような、そういうリスクもあるし危険もあると思います。そういう問題もありますけれど、今のところ補助に対してというのは今後町の方で検討していくという答弁しか今のところできません。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 非常にね、切り倒すにしても危険な面もあると思います。しかし、是非これはね、雇用対策にもなるので、町長どうしてもね、町費でも実現できるような形を是非作っていただきたいと思います。

それと、先ほどの回答の中にもありましたし、先日の議案の説明の中にもあったのですけれども、今議会でも大きな山林購入がされております。公有林化ということで、小規模林家からも山林を購入するような条例を作るといようなことを言っておったのですけれども、そういう面、考えていらっしゃるのでしょうか。改めてもう一度お伺いしたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 小規模林家又は放置されておる、都会に出ておられてもう山は町が買うてくれるのだったら買うてもらおうという、そういう方々についてはこれも森林管理受託センター準備室長の方から御報告させていただきましたが、アンケート調査も含めてそういう御希望のある方についてはリストアップをし、今後において企業局の森づくり交付金事業、これが今のところ5年ぐらいはいただけると聞いております。この交付金は必ず公有林化に重点的に使っていただきたいということでございますので、場所によったらそのそういう分に対応をしまいたいと思っております。今回御提案をさせていただいております100haというような、そういう物件が毎年毎年出るとは思えませんので、できるだけそういった分にもその交付金を活用させていただきたいと思っております。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 はい、非常によい施策と思います。実際、相続する段階になって、もう子供が山は要らないというような話も聞いております。それから、全然境も分からんから町で買うてくれないかという話を聞いておりますので、是非そういう形で公有林化を進めていただければいいかと思います。

それと、林業の提案の中でもう1つの提案なのですけれども、実はこれを見ていただきたいと思うのですけれども。

〔写真パネル提示〕

これはミツマタなんです。スギを皆伐した跡地に、これは自然発生的にミツマタが生えてきております。シカの害にも遭わずに非常に大きくなっているわけなんです。今、山で植林しても、シカやカモシカの害に遭って非常に育成が困難でございます。しかし、そんな中であってミツマタだけはシカの食害に遭わないというようなことを言われております。

私がどうしてこのミツマタを出したかと言いますと、このミツマタ、国産ミツマタが非常に減少しておるようでございます。昭和の始め頃に国内で150 tあったのが、現在15 tほどしかなくて、ほとんどネパール等から輸入をされておるようでございます。国立印刷局、昔の造幣局に言わせますと、日本にお札がある限りミツマタは要るのだということなんです。ですから、ミツマタがなければ今のお札ができないということで、国立印刷局は何とか国内での産地を確保しようと躍起になっております。先般も林業研究会のグループがきて、そういうような話をしておりました。

歴史書をひも解いてみますと、この写真にあるように、那賀町の奥、旧上那賀・木沢・木頭、この3か町村では、明治の中頃より戦前までミツマタ栽培が盛んに行われておりました。ですから切り跡にこういったような形で出てくるわけなんです。昔はこれを枝を切り取って蒸し器で蒸して、皮を剥いで川にさらすということで、最終的には白皮ということなので非常に手間がかかっておったのです。しかし、現在では切り取った生枝でも引き取ってくれると、非常に量が少ないので生枝だけでも引き取りに来ますよということで、手間がかからず出荷できるというようなことでございます。既に木沢の林業研究グループでは、この冬に原木で3 tほども出したようでございます。

それで、その買入れ価格なのですけれども、10 kgで600円、1 tにすると60,000円なのです。（聴取不能）、1 t 60,000円です。今、木材が1 m³で9,000円ぐらいなんですね、市場価格が。それに比較しましても非常に高価であると思います。そしてこれは生産地が少ないので、今取り掛かれば必ず国立印刷局が買い取ってくれます。日本からお札がなくなる限り続くということなので、やはりこの産地化に取り組んだところが勝ちだと思えます。

聞きますと、非常に栽培も容易なので、取り掛かってみたらいいのじゃないかと思えます。まずはじめにですね、町の土捨て場とか、それから林道沿いの残土処理場などのところで試験栽培してみるのもいいのじゃないかと思うんですけれども、これに対していかが、聞いてどのようにお考えになるかお聞きしたいと思います。

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 ミツマタの栽培の件ですけれど、今提案のありました林道の土捨て場・残土処理場というものを利用してはということでしたけれど、一応林道の残土処理場は地権者にお借りして借地して、借地というかお借りして残土を放っています。それで、完成した暁には個人に戻すという仕組みになっておりますので、町がそれをその周りをするということにはなかなかならない、町有地やったら話は別ですけれど、個人の土地ですからそういうようにはならないと思えます。

それとミツマタの件ですけれど、栽培の件ですけれど、今議員さんおっしゃられま

したように、木沢では林業研究会では昨年よりミツマタの生産を始めたようです。それで、国立印刷局への販売ルートも確保しつつあるようなので、今後木沢の研究会の様子を見ながら町の方も検討していきたいと思っております。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 非常に売り先が確保されているという、非常に貴重な作物だろうと思うんです。ほかの農林産物ですと非常に競争相手が多くて、買い叩かれたりいろいろします。しかし、これはもう国立印刷局が必ず買ってくれるということで、多分ほかの産地もそれほど増えないと思います。やはり手を上げて取り組んだものの勝ちだと思えますので、そういったことをもう少し研究していただいて、林家に勧めていただければと思います。

次に、2点目の質問「震災対策について」お聞きをします。これも前段の同僚議員ともかぶっておりますので、簡単に言います。

最近になって、政府はですね、南海トラフ巨大地震、これを盛んに言っております。従来は、今までで言ったら南海地震、これも数百年、100年から200年に1回ぐらいといわれておったのですけれども、それ以上に南海トラフ巨大地震のことを盛んに言い出しましたけれども、町長としてはこの点についてどのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 巨大地震、この件につきまして、那賀町としてもできるだけ災害の少ないようにということ、そしてまた災害時に司令塔となる各庁舎、これの耐震改修また子供さん方が通う学校関係、これらに耐震補強をしてきたわけなのですが、国が発表される度に大きい想定をされまして、それだけではやはり対応しきれないというのが現状です。

やはりそうした中で、先ほども地域防災課長からお話しさせていただきましたが、連記議員さんからも御質問がございました。しかし、やはりこの自主防災組織、組織率だけ向上したのでは意味がないと思っています。やはりこの自主防災組織を結成していただくという意味は、やはりその組織で対応できることをやっていただく、行政ができないことをやっていただくというのが目的です。

先ほど地域防災課長は、本当にその組織の育成にかなり神経を使っていただいておりますが、やはり行政に頼って、冷たい言い方ですが、行政に頼るといのでなく、組織ができれば組織で何ができるかということを是非とも考えていただきたい。役場が何もせんでも組織で活動する、「うちの組織はこういう活動をやります。行政・役場の方から見に来てください。」というぐらいの組織になっていただきたいと思っております。それができなければ、行政が幾ら組織ができたのだったらこういう活動をしてください、これをしてくださいと言っても、高齢者ですからできないと言われても、明日その地震が起こるかも分かりません。今日の夕方起こるかも分かりません。そういうことです。その点についてだけは御認識・御理解をお願い申し上げたいと思っております。

組織率の向上だけではございません。繰り返しますが、やはり組織の活動の認識次第と思っております。それによって、どういった大規模地震が来てもそこでどう対応していただけるか、それは自主防災組織それぞれの活動内容によって被害度が変わってくると思います。それから、やはり想定されるような本当にそういった大地震が起これば、これは本当にどこからの助けも一時はなかなか入れないと思います。そのときにどう対応するかということをご十分御認識をしていただきたいと思いますので、そういったことで、町としても行政としても、そういう組織を作っていただいたらそのことを十分理解していただくような方向に進めていただきたいと思いますし、そういうことをお願いしてまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 全く町長と同じ認識であると思います。町長のそれを聞いて安心しました。南海トラフ巨大地震は、発生頻度は極めて低いものでして、極端な想定であります。ですから、実際に起こる可能性の高い想定で動くのが一番ベターでないかと思えます。しかし、今おっしゃられたような自主防災組織を作るとするのは、ソフト面においていかに被害を最小化させるというのは、これは普段の努力が必要だろうと思えます。

最前、課長の話に出てきておりましたが、防災の基本は自助・共助・公助だと思います。それで、この自助・共助・公助、自助が一番大事、次に共助・公助となります。しかし、多分住民の人は逆さまになっておると思うんですね。どこか公助が来るのじゃないかというような感じで捉えているものが多いのでないかと思えます。ですから、今町長がおっしゃいましたように、自助・共助・公助、そちらをとにかく住民の方に意識してもらえるように、自主防災組織をもっと活性化してもらう必要があるのじゃないかと思えます。そのためには、やはり町の方から呼び掛けをして、訓練をしてくれますかと、そういう必要があるかと思えます。

確かに、数年前自主防災会が結成されました頃は、あちこちで訓練等も行われたと思うんです。しかし、最近はもうマンネリ化しておるのではないかと思います。災害は忘れた頃にやってくるとよく言われます。ですから、再々そういった注意喚起をして、とにかくまず大事なのは自分で自分の身を守るのだというような意識を町民の方にしっかり考えてもらう工夫が必要と思えます。

それから、今、防災マニュアル、協議会要綱というのが作っておるようですけれども、これもやはり住民の方にもこういうものを作ったよというような、周知できるような体制をしていただきたいと思います。それに関してどうでしょうか。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 議員さんの言うとおりでございます。要綱、実施要綱、そういったものも全て、防災マニュアルも職員初動マニュアルも全て作っておりますが、十分周知ができていない、そういった点も考慮して、今後努めてまいりたいと思えます。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 防災対策というのは非常にいつくるか分からんということで大変だろうと思いますけれども、普段の注意喚起が必要だろうと思いますので、是非頑張ってくださいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○大澤夫左二議長 これでは休憩を15分間取ります。10分でいいの。25分まで、25分まで10分間小休します。

午後03時13分 休憩

午後03時25分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほど株田君の一般質問の最後のところで報告いたしませんでしたが、失礼しました。確認しておきます。一般質問は終わりました。

次に10番目、柏木岳君を指名し、発言を許可します。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 よろしくお願ひします。まず1つ目に「教員住宅の空室の一般住民の利用基準」に関する質問をさせていただきます。

教員住宅は那賀町内にもたくさんございますけれども、やはりこの少子化の中でですね、学校も減っていくというような中で先生の数も減っておりますし、また老朽化によってそこに入るのがですね、なかなかちょっといい気持ちがないということも含めてですね、借上げ社宅的にですね、民間の住宅を借りられている先生もございまして、空室が増えております。

この空室をですね、一般住民に広く開放すべきだというふうに私は考えておりますけれども、以前に教育長にその点を聞きにいったところですね、この教員住宅というのは基本的には教員の方が赴任をされてきたためのものであると、もちろんそれはそうなんですけれども、ということもあって、空室があったとしてもですね、1年契約であって3月31日までは一旦は出ないといけないというような規定になっているようです。

更に、またこの住宅がですね、老朽化しているということもあるのでしょうかけれども、一般の公営の町営住宅と比べてですね、格安で借りられるということもありまして、聞くところによると、先ほども資料をいただいたのですが、驚敷で7千円程度とか相生で9千円程度とかですね、ということもありましてですね、そういったこともありまして、生活困窮者に対する配慮の物件に使いたいというようなことも教育長の方から聞いておりました。

ただしですね、これは投書をいただいたのですが、ちょっとその投書の内容を読んでみますけれども、ちょっと激しい文で書かれてあるところは会の雰囲気上割愛をさせていただきますけれども、「那賀町内の第3セクター温泉施設の従業員が、退職をしたのにもかかわらず教員住宅を低家賃でいまだに使用している事実があります。空いている教員住宅については、第3セクターの従業員なら活用しても、社宅代わりにすることに

は問題ないと思いますが、退職しているにもかかわらず退職後数か月間借り受けていることは問題かと思います。」ちょっとそのあとは割愛をいたしますが、「その経緯も教育委員会は把握している。」というようなことが書かれております。「那賀町民の中には住宅に窮する住民も大勢います。低家賃で借り受けられるのなら、希望者は大勢いると思います。今回の事例は著しく公平さを欠いた」ちょっとそのあとは割愛いたしますが、「公平さを欠いたものでございます。どうか解明のほどをお願いいたします。」という、これ無記名のものがきましたけれども、そのことに関しましてですね、4月18日に、教育長のところにどういうふうになっているのかというのを聞きにまいりました。

ということで、先ほどの内規というかですね、判断基準のようなものが示されたわけですが、この方に関してはですね、まずは私の私見を申し上げますと、もし教育委員会が考えるその生活困窮者を優先するためのものであるとするのであればですね、これは第3セクターの観光又は経済活動ですね、その町内の観光促進・経済活動促進のためにそこに勤める人を扶助するというような話になるかと思いますが、生活困窮者のためではないということは断言できるかと思います。

そしてですね、ただ経済活動に、それは町内の経済活動に資するわけですから、それが駄目ということも言いきれないのではないかなというふうに思っておりますし、もしこれを第3セクターの従業員に開放するのであればですね、民間の町内で働く従業員にも開放してあげるべきだと、これが当初に申し上げた一般住民に広く開放すべきというのが私の意見ではあるのですが、ただ、その話に関してはですね、教育長の方の判断基準をお示しはいただけておりませんでしたので、生活困窮者に充てるべき空室であるということの認識であるのであればですね、その判断基準からは逸脱をしておるのではないかなというふうにも思っておりますし、ただ生活困窮者に関してですね、それであればそれも広く募ったりしながらですね、入りたい人にどんどん入っていったらということも遊休財産の活用につながっていくと思いますけれども、まずはこの個別の問題点ではなくてですね、生活困窮者に対するその融通という点だけの利用の内規でいいのかどうかということをもまずは先に問わせていただきたいのですが、併せてですね、今回の件に関しまして、一旦は6月末でこの方は退去されるということでお聞きをしておいて、多少はずれ込んだけれども私としてはですね、その退去されることで一件着かなということを考えておったのですが、副町長の方から7月5日の朝方にですね、お電話をいただきまして、「再度採用される可能性、12月に採用されると、半年後に採用されることがあるから、そこにおいて何が悪いのか。」というようなことをお電話をいただきました。これに関しては僕はちょっと首をかしげておりましたけれども、ただですね、これは先日現場の方に確認をいたしますと、再雇用するような話は聞いておらないというようなことですね、その辺りのちょっと不透明さが残りましたので、一般質問としてその個別の案件についても聞かせていただけたらと思っておりますので、先ほどお願いをした順にお答えをいただけたらと思います。

○吉岡敏之教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡教育次長。

○吉岡敏之教育次長 それでは、柏木議員さんの御質問にお答えします。私の方から

は、教職員住宅に関し一般的なことをお答えしたいと思います。

「教職員住宅に入居できる者は、原則那賀町在勤の教職員及びその家族でなければならない」となっておりますが、ただし、諸般の事情によりまして、「町長が入居を必要と認める者については、教育委員会と協議して入居することができる」こととなっております。

今現在、那賀町内には21棟94戸の教職員住宅がございます。近年、先ほど柏木議員さんもおっしゃいましたように、児童・生徒数の減少による学級数の減少によりまして教員数も減少し、94戸のうち教員の入居戸数は48戸となっており、空き部屋の数が半数近くになっているのが現状です。

一般の方から教職員住宅への入居希望があった場合には、もちろん教職員の入居が原則でございますので、教育委員会としては町営住宅等への入居を第一に考えていただいております。ただし、町長部局等より入居願いがあった場合は、協議を行いまして、先ほども申しましたように、福祉的見地からまた諸般の事情等を考慮しまして、町益等そういうものも考慮しまして入居理由がやむを得ないと判断した場合に限りまして、入居を認めているということでございます。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 今の御質問ですが、もみじ川温泉の従業員ということで、特定されて言われるんですね。

（柏木岳議員「まあまあ、そういうことになりますね。」と呼ぶ。）

「入居して何が、どこが悪いのか。」と私が言いましたか。

（柏木岳議員「ええ、あの……。。」と呼ぶ。）

そんな言い方は全くしていませんよ。

（柏木岳議員「あとで言わせてもらいます。」と呼ぶ。）

ええ、はい。

ということで、もみじ川温泉は第3セクターで運営されておるのですが、相生町時代、合併前から温泉が一応宿舎を確保して、従業員がもう入れ替わりが結構あるんですよ。特に料理人は出たり入ったりが多いので、温泉で急きょあるように構えておかないといかん面もありまして、それで今現在その方は一旦出たのですが、もう1人おった料理人が辞めてしまいまして、それで今現在も月に何回かは手伝いに来てもらっているのです。それで、今予定は、誰に聞かれたかは分かりませんが、年末をめどに今おるところで話をして帰って来てもらうような話を進めております。ということで、すぐに対応できるように現在も確保をしていることでございます。

それで教育委員会の方で趣旨が外れるということがあればそれはやむを得ませんが、決して住民の方がそこに住みたいのに温泉の従業員を住まわせておるということは決してありませんので、はい。それは理解をしていただきたいと思います。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 実はですね、先ほどの少し副町長が「荒い言葉で言いましたか。」ということに関してはですね、実は7月5日の8時24分に僕の携帯にお電話をいただき

まして、僕はちょっと寝ておりましたですね、そのような荒い口調で言われたということが非常に心に残っております、そのあとそこで話すというような意識にならなかったものですから、ものすごくそういった印象を受けたというのもございます。ただしですね、実はこれ僕は副町長は1回目の、議員になりたてのときですね、一般質問でも敬意を示させていただいたということもございますし、普段は温厚で穏やかな方だろうと思っておりますので、少し気の短いところがあったのかなというようなことの認識でおりますので、その問題点にはここでは触れないようにいたしますけれども。

ただですね、その現場の方の話としてはですね、そういうところは全く聞いておらなかったと、ただですね、このことに関して、また副町長が社長であるから現場に行つて大もめになるようなことはやめてくださいよ。

ただ、その現場では聞いておらなかったというようなこともありました。調査をした結果、その料理長の方はですね、鳴門の高級施設の方に今就職をされておる、これは事実かどうかというのはそこまでの電話をかけたわけではありませんが、そういうことは聞いております。その方に対する処遇をどうするかと、これはその個別の判断がどうかということではなくてですね、もし今、郵便受けの方も何というか封書などがですね、もう散乱しているような状況ということなんです。ですから、そこに入居をしている、実質的な入居がないというようなことは十分に考えられますので、一旦はじゃあ、もしこの経済活動のことを理由としてそこに入れていただくということなのであればですね、一旦はその6か月間の間は退去をいただいてですね、もう1回再雇用をされた場合に戻ってきていただくとか、そういうようなことにするのが行政的な手続きではないかなと思いますし、町長の判断で最後は教育委員会と相談をして決めることができるということは今次長の方から聞きましたけれども、教育長の先ですね、先日の説明では住宅困窮者を優先するというような話でありましたので、もし経済活動をですね、町のためになるからということもあってその従業員の方をですね、この町内に勤めているからという理由で入っていただくのであればですね、これはもう民間の方にもやはり開放していただきたいというようなことを強くお願いをしたいと思います。

ただですね、問題としては、実は聞くところによると今その問題となっている方はですね、辞めた場合でもきれいな辞め方をしたわけではないというようなことも現場から聞いております。ですから、本当にじゃあ12月にもう一回帰ってきてですね、うまく仕事をやっていけるのかどうかというのも疑問としては残りますけれども、もう一度ですね、今の状況が町内に郵便受けが山積みになっているような状況であつて、そこに勤めているかどうか分からない、勤めていないわけですから、そういうような方に対するですね、今回の措置が正しいのかどうか。そして、もし観光・経済活動をもとにした入居要件を認めるということなのであればですね、一般の方にも開放をいただきたいと思いますし、それ以前にですね、住宅困窮者に対する措置をオープンにさせていただいてからその措置に当たっていただければというふうに思います。

これが1点目の質問でございますが、2点目の質問はですね、これも少し関連はしてくるのですけれども、今議会に提案をされました大原木造住宅の件でございますが、この件はですね、一旦は町の、これは補助金もありますけれども、公費で建てまして、

最終的には一般の方に所有権が移ることを想定された住宅でございます。この住宅はですね、珍しくというかですね、坂口町長肝煎りの施策だろうと思います。今まで硬い施策が多かった中でですね、かなり踏み込んでされたことに対してですね、非常にこの案に関しては僕自身は評価をすべきところではあるのですけれども、やはり新築着工件数もですね、過去に山本森林管理受託センター準備室長がですね、説明をいただいた数字を控えておりましたら、相当低迷をしておるということありまして、「那賀町に住みませんか。いいところです。」だけではですね、なかなか家を建ててもらえないということも含めてですね、斬新な発想でのいい提案だろうとは思いますが、ただ、このまま、今の出ているですね、条例案だけを見るとですね、ザックリとした部分だけしか書かれておられないような現状なんですね。この部分だけを捉えてですね、じゃあ10月1日から入ってよしとするわけではないのですけれども、議会としてはですね、先ほど清水議員も言われましたけれども、もう少し相談をしてほしかったという部分はですね、僕なりに解釈をするとですね、このあと決められるであろう規約をですね、個別にもうちょっと出してきていただきたいということなのだろうと思うんですね。

既に規約は、もう10月1日には開示をするという話ですから、10月の前、9月29日・30日はですね、土曜日・日曜日なので、9月28日の金曜日までには規約は出来上がっているはずなんですね。今日が7日ですから、20日程度で仕上げにかかるということですが、現場でそこに仕上げたらいいのではなくてですね、その出来上がったものをおそらくは町長なりに見ていただくわけですから、1週間ぐらい前にはできているだろうと思うんです。その1週間前というのが大体この議会の閉会日に当たるんです。ですからですね、是非そこまでですね、最低でもその規約の案を出していただきたいということです。できればですね、来週の担当の議会委員会にも提出をいただいて、そこで議論をいただいてから、決をもらって実行に進めていただきたいというのが2点目の質問の趣旨なのです。

というのはですね、今のその教員住宅の件もあるのですけれども、やはりこういった公営住宅というのはですね、あとから問題がたくさん出てくることが多いと思います。更に今回の話でいくとですね、1回入っていた人がずっとそのまま20年住み続けるということばかりではなくて、途中で出たりまた次の人が入ったり、そしてその次の人にまた変わったりとかいうことがあります。かなり複雑なような内容になっております。

僕自身が今想定される問題について1つ1つ考えたものをですね、ここで披露させていただきますと、それ1件1件ここで答えてというわけではないのですけれども、先ほど町長がおっしゃった「入居してからの維持修繕費の部分は誰が持つのか」ということの線引きの基準をどう定めるか」ということと、「共有部分の破損はどちらが修復するのか」とか、町長も軽く2点ほどおっしゃっていただきましたけれども、それ以外にもですね、「経年後の劣化について、破損の修繕義務者の認定をどのような方法で行うのか」とかいう点とか、1戸あたりの外構を含む金額というのが大体25百万円くらいになるのですが、その25百万円に対してですね、通常この25百万円っていうのは住宅ローンを一般の方が組めばですね、30年ローンなり組めば10百万円以上の利息もかかりますし、取得すると同時に税金もかかります。その「一般の住宅ローンの方との格差はどの程度の格差と考えるのか」とかですね、もし一旦退去された場合、かなりぐ

ちゃぐちな状態で修復をしないと次の人が入ってもらえないというような状況になった場合にですね、敷金の210千円では賄いきれないということも当然想定されます。「その場合に、それは誰が費用として持つのか」とかですね、また例えばですね、22年ぐらいの償還を考えているのですけれども、21年入居したけれどもその時点で病気で亡くなってそこを出た場合、あと1年残っております。あと1年で1年間家賃を払うと840千円なのですが、それプラスアルファ、土地代を払って約4百万円ぐらいの金額でその物件が格安で買え過ぎないかですね。もしこれが格安というような判断になるのであれば、この争奪戦が起こると、その資産の争奪戦が起こるとというような状況も考えられます。もしその資産の争奪戦が起こって、そのまま格安物件を手に入れた人がですね、実は「そのまま転売をしてしまったらどうするのか」、その規定を設けるのかどうかですね、もう更に言うと、例えばもうこれはもう一般の公営住宅でも一緒ですけども、自殺者がそこで出た場合、物件の価値としては非常に落ちます。その場合の対応をどうするのかとかですね、もうその辺りを考えると、もうかなりの問題点が出てくることも考えられます。

ただですね、こういった問題点というのはこの時点から1～2年のうちに起こる話ではなくて、おそらくは10年以上たったあとですね、10年・20年たったあと、僕ら議員の身分もあるかどうか分からないですし、理事者の側に座られている方もほとんどここに座られてないような状況のまま起こることも想定されますので、これはその職務の立場として、本当に厳密にですね、運用を行わなければ禍根を残すことになるというふうに考えております。

それに関してですね、今の段階で規約を出せるのかどうか。これはもう事務的な話なのですけれども、出せるかどうかのその事実の確認とですね、やはりもしこれを我々議員としてですね、議決をするのであれば、もしこういうふうなトラブルが起こった場合に誰が議決したのかという責任にもなりますので、僕らにも開示をいただいでですね、十分納得して責任を分担して、お互い船に乗って、僕らがGOサインを出しましたと言えるような協力関係を結んだ上ですと、10月1日を迎えたいと思いますので、その辺りの事務的な手続きが間に合うかどうかというのを課長にお聞きをいたします。

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

(何事か呼ぶ者あり)

○森久男林業振興課長 規約を10月までに出せるか、この20日ぐらいですかね、それぐらいに出せるかということで、今作っております。それでまだちょっと内部で、中での精査もできていませんので、できるだけ20日かな、それぐらいまでに出せるようにやっっていこうと思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、これはですね、議会は行政のチェック機関ではありますけれども、最終的にはその議決したものに対して連帯責任を負うということでもありますので、先ほどの僕と副町長の関係みたいですね、ケンカばかりしている話ではなく

て、両方がですね、一緒になって船に乗って、この最初に言いましたように、この施策については非常に評価をしているわけでありますから、十分な詰めを行った上でですね、一緒にGOサインを出したいなというふうに思っておりますので、是非とも20日に間に合わせるようにですね、間に合わなければそれまでのものを出していただくというようなぐらいの気持ちでですね、やっていただきたいと思います。

次、3点目なのですがすけれども・・・。

(福永泰明議員「我がだけの問題でないけん。我がだけがよかったらいいのと違うぞ。」等と呼ぶ。)

すみません、議会に出していただけたらと思います。

(福永泰明議員「我がだけがしよるんと違うんじゃけん。」等と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 静粛に。今、議長から申しますと、副町長の方も柏木議員もケンカをしておるとは受け取っておりませんので、そこは冷静に。

○柏木岳議員 はい、そうですか。失礼しました。

はい、3点目にいきます。「役場の職員の待遇改善並びに評価教育システムの改革を求めたい」という件に関しまして質問いたします。以前からですね、私はこの一般質問の際にですね、町長に対して、憧れを抱かせるような町運営の重要性を重ね重ね訴えてまいりました。町長がですね、子供のなりたい職業のランキングにノミネートされると、「那賀町長」と書いていただけるようなですね、ことになっていただきたいということを申しましたし、前回のですね、議会では、もってこい丹生谷事業で居住者に対してですね、ハートフルに訴えかける部分の上ですね、地元に住む子供たちの地域を守る責任感についてですね、育むような部分について強く訴えてまいりました。

そういったことで、行政リーダーたちの強いリーダーシップをお願いしてきたわけでありましてすけれども、やはり町繁栄の屋台骨はですね、この町の、自らのこの町をですね、自分たちの家庭と同じように考えてですね、職員の人が町を良くしていこうと思ってもらえる責任感だと思っております。300名近くおる職員ひとりひとりがですね、そういうふうに思っただけだとですね、全く違った町になることはもう間違いありません。

人事システムというのはですね、行政においては横並びということがありますがすけれども、この町単独でですね、人事院とかそういうところに依拠する部分以上にですね、何か評価システムを構えているものがあるか。更に、例えばですね、よくここの議場のやり取りとなるとですね、何ができてないとか駄目だとかそういうような話ばかりになるのですが、評価をされる部分ですね、もし非常にいい働きをしていた職員がいらっしやったら、その辺りの論功をですね、どのように認めてあげておられるのかという処遇面についてですね、具体的に町独自にやられていることをお聞きしたいと思います。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 最後の質問になろうかと思っておりますので、じっくりとお答えしたいと思います。

平成22年度に、行政改革推進委員会内に人事評価制度推進委員会を設置しまして、那賀町独自の人事評価制度を導入しようということで、約1年間かけて制度設計を

行ってきました。総務課が事務局となって、毎回皆さんの意見を聞きながらいろいろと制度を作り上げて、平成23年度、平成23年度は町長選挙がありましたので、その以後から試行的導入に踏み切りました。まだ県下でも全ての町村がこのようなシステムを導入しているわけではないので、どちらかと言えば先駆的な取組だと思っております。

いろいろと、なぜ必要なのかというようなこともありますが、ここは割愛しまして、どんなことを狙っているかとかどんな効果を期待しているかということをお申し上げますと、まず職員の能力・資質の向上を狙って、職員には可能性と能力を引き出すことを期待しています。

そのためにまず求められる職員像というのを明らかにして、それにどれだけ1年間近づいたかということで評価をするという方法を取っています。具体的には、それぞれ課長さんに課の方針であるとか1年間の業務目標を立てていただいて、それを更に個人に、個人というか個々の職員に「あなたには今年はこのことをしてほしいのだ」とか「あなたにはこういう能力を求めているのだ」というのを具体的に紙に書いてもらいます。これを組織目標管理シート、あるいは個人にする場合は個人目標管理シートのようなシートで記入してもらいます。そのシートをもとに課長さんには個々に面接をしていただいて、直接伝えていただくという方法をまず取ります。このシステムを、町は評価結果を人事の仕組みに反映させたり、また職員個々の能力・経験・知識・適性を考慮したような配置ができるのではないかと考えております。また、個人の処遇あるいは役割の決定に活用できるのではないかと考えております。

評価方法ですけれども、役割分担というのがありまして、被評価者それから評価者、「被評価者」というのは評価される人、「評価者」というのは評価する人、「調整者」はこの評価を見てこれがちょっといき過ぎてないかとか偏ってないかを調整する人、そして最後に最終決定として町長が最終決定をするという仕組みになっております。これを「実施権者」と言います。一般職員はそういうやり方でやります。じゃあ課長は誰が評価するかといいますと、課長は・・・すみません。一般職員の場合は職員を課長・支所長が評価して、そして副町長が調整をして、最後に実施権者の町長が決定する。課長の場合は、課長を副町長が評価をして、町長が調整と最終決定をするというような仕組みでやっております。

まず何を評価するかですけれども、ただ「この子はいいわ」とか「悪いわ」とか、客観的に決められないような示威的な決め方では決められる方も納得ができないので、なるべく客観的に決めようということで、2つの面から見ます。「業績評価」、業績評価ってというのは設定した目標をどれだけ果たしたかということです。それから「能力評価」、これはそれぞれの職階、職階といいますのは課長とか課長補佐・係長・主事・主事補とか、それぞれの職階に求められる能力が発揮できたかどうかということの2つについて評価します。5段階評価でございます。一番いいのが「S」で、「A」「B」「C」「D」と5段階あります。「S」は「問題なく目標を達成して、期待をはるかに上回る成果を上げた」とか、「A」でありますと「問題なく目標を達成し、期待を上回る成果を上げた」、「B」は「まあまあ普通だ」とか、「C」は「ちょっと不十分」とか、「D」は「著しく不十分」とかという区分でございます。

なるべく客観的な判断ができるようにということで、やりかたですけれども、年度

当初に先ほど言ったような課長がそれぞれ設定した目標でヒアリングを行います。そして、1年間しまして、1年後に再度評価結果を入れます。また評価される人、それぞれ評価される人も自分でも自己評価を入れてもらいます。それで入れる人と入れられた人が持ち寄ってヒアリングして、そこで「あなたは今年よくやってくれたけん、Aにしましょう」とか、「ここらはできてなかったの、これは頼んでおったけどできてなかったかな」とか、「課長補佐にしては、ここはちょっと部下の面倒を見せてなかったな」とか、そういういろんなやり取りをしてA・B・C・D、いろいろ決めます。このSとかAとかDを「標語」というのですけれども、それを決めます。

そのシートを仕上げたら、総務課でまとめまして副町長の方に集めて、副町長がそれぞれの全課長を再度ヒアリングして、なぜこういう評価に至ったかとかを決め、副町長は課長の評価を同時に、課長も自己評価をしたものを同時に提出して、副町長が更に決定するという、そして最後に町長に全てを持って行ってじっくりと見てもらうと。

そして人事異動の頃には、それとは更に別に全職員から「自己申告書」というのを徴収していますが、それと合わせて人事異動の資料としています。そういうのを1年間やってみました。

今後の課題と進め方ですけれども、平成23年度は一般行政職、いわゆる事務職だけを対象にしてやってみました。なので看護師とか保育士とか専門職、それから労務主体の現業職はやっていませんので、今後はそういうところまで範囲を広げてしたいと思っております。それから、今後1年間あるいは2年間、1年間でちょっと完成度が低ければあと1年使って試行、試みを続ける中でいろんな修正をして、更に高いシステムを完成させて本格導入を図りたいと考えています。本格導入を図るということは、その結果を給与とか処遇面にも反映させるということです。評価の低い職員はそれなりの処遇、高ければそれなりの処遇というふうにやったりするというところでございます。

今現在はそういうことで、試行的なので、功績を上げた職員にすぐにすごい功績を与えるというようなことはしていませんが、ただ、今年からちょっと処遇面で修正したところがあります。それは課長級でも従来は支所長とか本課課長、ここに出ている人と、例えば支所で勤務している人と給料はほとんど一緒だったのですが、本年7月から責任の度合いに応じてということで、本課課長とか支所長と、支所勤務の課長級ではあるけれども副支所長というところと管理職手当等で多少差を付けるというようなこともしたりして、責任の度合いで修正をするということをしています。

給料とか手当とか、著しく短期間で弄ったりしますと影響もひどいので、少しずつそういうふうな那賀町独自のシステムを取り入れて行って、一生懸命やったらやっただけのことはあるというような仕組みにしていけたらと思っております。

以上でございます。

○柏木岳議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、ありがとうございます、実はですね、今の事細かい説明をお聞きしましてですね、実質、公的な立場の自治体の運営がですね、そこまで細かく評価設定をされているということは思っておりませんでしたので、民間レベル並ということで評価をしたいと思っておるのですが、ただですね、やはり住民の方に十分に伝

わっていないような現状がございます。

その評価の仕組みはそこまでのものがあったにせよですね、その中でどれだけの方がどの程度頑張っておるのか。いつも聞くのはですね、職員の人は5時チンで帰るとかですね、そんなことはないと思うんです。けどそういうような評価とか余り仕事をせんとかですね、よく休むとかですね、マイナスのようなことばかりが伝わってきてしまうというようなことで、十分伝わっていないような現状がある気がします。

その伝え方としてですね、いろいろな方法はあるのですが、これも吉田議員の子供に対する質問の中でありましたけれども、吉田議員はオリンピックメダリストの銀座パレードに非常に感動されてですね、優秀な成績を収めた者をかなり賞賛すべきというようなことがありました。やはりその成功した者に対してですね、特筆化をしてあげてですね、十分開示をしてあげるということによってですね、この人は頑張っているのだなということで住民の人にも伝わりますし、それはケーブルテレビとかいうやり方もありますね。その分かった状態で住民の人がその人を逆にもっと注目するようになるし、その人ももっと頑張らなければいけないようになるしですね、周りでやっている人もその人のようにですね、自分も頑張らないといけないというふうになってくる相乗効果を生んでいくような仕組みづくりをですね、更にお願ひしたいと思います。

その中でですね、実はそのオリンピックに絡みまして、「那賀町役場オリンピックメダリスト表彰式」みたいなものをちょっと考えてきましたが、実はこの広報なかがですね、8月号はこのような紙面になっております。

〔広報なか平成24年8月号提示〕

子供さんの写真がかなりアップにされてですね、今までの紙面とは少し違う趣だと思って手に取りました。この子供さんをですね、ほかの人からしたらそんなに「あ、子供が写っておるな」というぐらいの話ですけども、写った子供はですね、自分は非常に感動しているようなことだろうと僕は考えました。

次の紙面をですね、開けてみますと、これは給食に町産食材が使われているというような内容の紙面ですけども、その中で、どういう人たちが丹精込めて作っているかというようなことに対してですね、個人のお名前を挙げてですね、紹介をしながらお2人ほど写真付きでですね、出ております。こういう方がですね、この広報を手を取ったときに、恥ずかしいこともありますけれども、またなお一層頑張っていこうというような気になることも間違いありません。

こういった個人個人にですね、光を当てるといふようなことの必要性を痛烈に感じておまして、一番裏面のところもですね、「郷守」ということで「子供の笑顔を守る人」というので、今回から連載みたいなものが始まっておりますけれども、驚敷地区のお1人の頑張っているボランティアでやっている方を対象に、半面を割いてですね、事細かく載っております。この方をですね、見習ってほかの住民の方もやってみようと思うこともありますし、それ以前にですね、僕が評価したいのはですね、この紙面に変えようと思ったこの役場の担当者の方を、もうこれは銅メダルにしたいなと思っております。今までですね、このような紙面の作り方は、実質先月まではしてありませんでした。7月まではしてありませんでした。この人を僕は非常に評価したいと思います。

更にですね、以前から申し上げておりますようにですね、もってこい事業、先ほど

も軽く紹介はいたしましたけれども、やはりこのもんでこい事業というのはですね、外でお金を使うだけじゃなくてですね、ハートフルに外に訴えかけると、悲壮感も含めて訴えかけるといふことの活動と、実はその町内で頑張っている子供たちにですね、自分たちがこの町を守るといふ、その舞台なりに出すことによってですね、責任感を持ってもらうという2点のですね、ポイントがございます。その点でですね、僕は非常に評価をしているわけでありましてけれども、聞くところによるとですね、このもんでこい事業もですね、企画情報課でしているというふうには聞いておったのですが、元々はですね、何か別の部署で発案をされてですね、そのような流れにどんどん広がっていったというようなことで聞いております。

また、このもんでこい事業はですね、今理解も実は広がっていきまして、連記議員がですね、先頭に立って表に立ってやられておりますけれども、田中議員も活を入れながらですね、僕自身もバックアップを発言という形でさせていただきながらですね、評価をしている中でですね、この現場で一生懸命されている方にですね、僕は銀メダルを贈りたいかなというふうに思っておりますが、今既にですね、評価は十分にされていなくてもですね、役場内で活躍をされている方っていうのは、おそらくは今の評価システムの中に収まらない範囲でですね、各課の中でいらっしゃるのだらうと思うんです。その方がですね、個別の名称までは要りませんけれども、どのようなことをやられてですね、自分たちで考えられて新しいことを自分で始めてみようとかいうようなことの金メダル級の活躍をされた人がおればですね、もう各課どなたでも構いませんので手を挙げて説明をいただきたいと思っておりますし、何か恥ずかしいとかそんなことがあるのであればですね、総務課長が説明をいただけたらと思っておりますけれども、お願いします。

○**峯田繁廣総務課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 峯田総務課長。

○**峯田繁廣総務課長** 今、すぐに金メダル候補を挙げるというのはちょっと難しいので、また選考委員会の結果でこういう輝かしい職員がいましたというのは、おりましたらまたの機会に発表いたしたいと思っております。

○**柏木岳議員** はい、議長。

○**大澤夫左二議長** 柏木君。

○**柏木岳議員** はい、やはりですね、行政の担当者というのはですね、横並びといふか、逆にちょっと媚びるほど謙虚すぎる。やはりこれだけ一生懸命やっているといふのをですね、PRしていきましてですね、実はもうここで名前を挙げていただいてもよかったですけれども、本当にこういう人が、頑張っている方がいらっしゃってですね、役場は実はさっきの5時チンだけじゃないというような話をどんどん訴えていながらですね、住民に理解をいただいてですね、またその周りでやっている職員の方もですね、その人に負けないように自分たちもやっていくという相乗効果を生み出していけるような効果をですね、是非生んでいただきたいと思っておりますし、その前提となるのはですね、ここにいらっしゃる幹部リーダーの方々ですから、もう幹部リーダーの方がまず金メダルを取っていただくような活動をしていただきたい。

西本地域防災課長に僕は3年前に申し上げましたけれども、地域防災課というのは耐震診断の住宅をですね、何戸やれるかというようなことも目標に、昔峯田総務課長が

ですね、地域防災課長のときに何戸ということを挙げておりました。その目標を是非達成するためにですね、民間と同じようにグラフを作ってくださいよということをお願い申し上げたと思うんです。しかし、僕はそのグラフをまだ見ておりません。是非そのグラフをですね、作って、そこから金メダルの活躍を始めていただきたいなと思います。

そういったようにですね、まずは職員を変えるためには幹部の方々が是非お願いをしたいことがたくさんあるということも含めてですね、強く、強くお願いを申し上げて質問とさせていただきます。

以上です。

○大澤夫左二議長 柏木岳君の質問が終わりました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。9月8日から19日は、議案調査並びに休祭日のため休会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、そのように決定いたしました。

9月20日、再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後04時09分 散会

平成24年9月那賀町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成24年9月20日（木）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 15名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	5番	清水 幸助	6番	植田 一志
7番	烝原 廣幸	8番	植北 英徳	9番	株田 茂
10番	吉田 行雄	11番	連記かよ子	12番	福永 泰明
14番	新居 敏弘	15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二

欠席議員 1名

13番 東谷 久男

欠 員 なし

会議録署名議員

15番 久川治次郎 1番 柏木 岳

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	露元 邦彦	相 生 支 所 長	石本 晴良
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	平川 博史	教 育 次 長	吉岡 敏之
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	大下 雅子
健康福祉課長	鶴澤 守	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	中田 昌一	林業振興課長	森 久男
企画情報課長	岡川 雅裕	環 境 課 長	樫本 正史
地域防災課長	西本 安廣	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏	森林管理受託センター準備室長	山本 賢明

議事日程

日程第1

議案第48号 那賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第49号 那賀町職員等の旅費支給条例の一部改正について

議案第50号 那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第51号 那賀町営町産木材利用推進住宅条例の制定について

議案第52号 那賀町無線中継所条例の一部改正について

議案第53号 那賀町国土利用計画について

議案第54号 平成24年度那賀町一般会計補正予算（第2号）について

議案第55号 平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第56号 平成24年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第57号 平成24年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

要望第1号 徳島地方・家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐と同支部管内の裁判所充実を求める意見書採択の要望書

要望第2号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について

日程第2

認定第1号 平成23年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成23年度那賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

	認定第3号	平成23年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第4号	平成23年度那賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第5号	平成23年度那賀町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第6号	平成23年度那賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号	平成23年度那賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第8号	平成23年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第9号	平成23年度那賀町財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第10号	平成23年度那賀町立上那賀病院事業会計歳入歳出決算の認定について
	認定第11号	平成23年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第3	議案第59号	物品購入契約の締結について (平成24年度電源立地地域対策交付金事業 消防設備購入)
	議案第60号	平成24年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第4	発議第6号	徳島地方・家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐と同支部管内の裁判所の充実を求める意見書採択について
	発議第7号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書採択について
	発議第8号	MV22オスプレイ及びあらゆる米軍機の低空飛行訓練に反対する意見書採択について
日程第5	特別委員会の設置について	

日程第6 議員派遣について

日程第7 閉会中の継続調査について（議会運営委員会並びに各常任委員会）

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○大澤夫左二議長 おはようございます。ただいまの出席議員は15名であります。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告いたします。東谷君から本会議に欠席したい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

報告は以上のとおりであります。

○柏木岳議員 はい、議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 失礼します。先日のですね、私の一般質問に関しまして、追加の説明をさせていただきたく、お願いしたいのですけれども。

○大澤夫左二議長 簡潔な発言であれば許可します。

○柏木岳議員 はい、ありがとうございます。

〔柏木岳議員、登壇〕

○柏木岳議員 私の先日の一般質問の内容、「教員住宅の入居資格を明確にし、公平な運用に努めるべきだ」とする第1問目の質問に関し、追加の説明をさせていただきます。

まず、投書は4月上旬に住民の方より私の自宅の方に郵送でいただきまして、その事実を確認するために、教育委員会や温泉に私の方から出向き、調査をしてみました。その調査からして、投書差出人と教育委員会や温泉内部の方々は同一人物ではなく、全く別であるということを断言いたします。

そして、そもそも本件に関しましては、教員住宅の利用基準をただしたものでありまして、当該入居人も温泉を退職後の方であります。この問題と温泉施設とは何ら関係がないことを付け加えさせていただきます。

以上です。

〔柏木岳議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 これより本日の日程に入ります。議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1、議案第48号「那賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」から、議案第57号「平成24年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について」までの10議案と、要望第1号「徳島地方・家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐と同支部管内の裁判所充実を求める意見書採択の要望について」、要望第2号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書採択の要望について」を議題といたします。

本件については、去る9月4日本会議において各常任委員会に付託され、審査が行われた事件であります。以上の12件に関し、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 吉田君。

○吉田行雄総務文教常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

〔吉田行雄総務文教常任委員長、登壇〕

○吉田行雄総務文教常任委員長 おはようございます。それでは、総務文教常任委員

長報告を申し上げます。

本委員会は去る9月13日に開催し、定例会において付託されました議案第48号「那賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」から、議案第54号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第2号）について（所管分）」までの5議案と、要望第1号「徳島地方・家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐と同支部管内の裁判所充実を求める意見書採択の要望について」と、要望第2号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書採択の要望について」審査いたしました。

まず、議案第52号「那賀町無線中継所条例の一部改正について」、委員より「町内で残すところ数か所になったが、今後は事業化できるのか。」との質疑があり、「今後においては、携帯事業者の参画を得て補助事業でやっていくことは難しいと考えている。一携帯事業者においては独自でエリア拡大しており、本町においても工事業者が上流下流に分かれ中継所を建設していることもあり、今後は他の通信業者の対応も見極め、格差是正に取り組めるよう検討したい。」との答弁がございました。

次に、議案第54号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第2号）について（所管分）」であります。委員より「徳島県は全国的に野菜の摂取が少ないといわれており、先般の学校訪問時の給食でも野菜が少ないように感じた。学校給食には、どのぐらいの割合で地産地消がされているのか。」との質疑に対し、理事者側より「那賀町産のデータはないが、徳島県産では50%を超えており、栄養士が栄養価も考え工夫して献立を作成している。那賀町産では安定的に供給ができないという課題もあるので、徳島県産を利用しつつ、一番効果的な運用を図りたいと考えている。」との答弁がありました。

また、委員より、川成公民館の解体工事について、更地になったときの利用と管理について質疑があり、理事者側より「地域から地震等の災害時のヘリポートとして利用したいと要望がある。スーパー林道沿いにもヘリポートはあるが、集落としては利用できないため、公民館跡をヘリポートとして使用したいと考えている。また土地の所有者は集落の代表者であるので、管理についても集落でお願いしたいと考えている。」との答弁がありました。

委員より「今回の補正で文化協会に補助金が出されているが、民話の本を制作されると聞いている。町内全戸に配布する予定なのか。」との質疑があり、理事者側より「敬老のつどいの際に御協力をいただくチラシを配布させていただいているが、編集には2年間程度をかけ、より多くの民話を集めたいと考えている。挿絵も小学生に協力を得ていきたい。町制10周年の折に全戸に配布したいと考えている。」との答弁がございました。

また、委員から「まちづくり協議会活動助成金について、活動内容はどの地域も運動会や芸能まつりが多いようであるが、助成金は適正に支出されているのか。」との質疑があり、理事者側より「それぞれの地域において特性があるが、運動会や芸能まつりが多いのは事実である。この助成金の目的は、最小単位でのコミュニティで、スポーツ・芸能・まつりに関わり合いながら、住民相互の交流を図ることだと考えている。活動経費は実績報告により適正に支出されているか精査しており、不適正だと思われる場合は

指導していきたい。」との答弁がございました。

他の議案についても、理事者側の説明に対し理解できるものとし、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定し、陳情第1号並びに陳情第2号については採択とするものに決定をいたしました。

以上、審査の概要を申し上げ、総務文教常任委員長報告といたします。

以上でございます。

〔吉田行雄総務文教常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、産業建設常任委員長 久川君。

○久川治次郎産業建設常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

〔久川治次郎産業建設常任委員長、登壇〕

○久川治次郎産業建設常任委員長 続きまして、産業建設常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る9月11日に開催し、定例会において付託されました議案第51号「那賀町営町産木材利用推進住宅条例の制定について」から、議案第57号「平成24年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について」までの4議案につきまして審査をいたしました。

その結果、付託議案につきましては、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしております。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項につきまして、その概要を申し上げます。

まず、議案第51号「那賀町営町産木材利用推進住宅条例の制定について」、理事者側より条例の規則と契約書の案について説明があり、委員から条例や規則・契約書の細部にわたりまして多くの質疑や意見がありました。

中でも、「契約書では『解約は10日前までに申し出ること』とあるが、無条件で解約できるのか」、「途中解約した場合は、あとから入居する人とトラブルにならないのか」、「転売は考えられないのか」、また「連帯保証人は1名より2名の方が望ましいのではないか」、そして「年齢制限も設けるべきではないか」など、ほかにもたくさん質疑や意見がありました。

理事者側より「無条件の解約については、御家庭の事情により退居しなければならないこともあるし、憲法において居住移転の自由が保障されている以上、条件をつけることは難しい。22年間で売却する考えであり、それ以後の転売につきましては特に禁止規定は設けていない。連帯保証人につきましては条例で人数の規定をしていないので、規則で2名としたい。また規則第4条第5項で『連帯保証人の変更をすることができる』と規定しているので、事情が変われば変更をお願いしたい。」との答弁がありました。委員からは「これまでの住宅と違って、賃貸後売買する初めてのケースなので、入居者とトラブルが発生しないよう、より慎重に行ってほしい。」との要望がありました。

次に、議案第54号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第2号）について（所管分）」、委員から「数量調整円滑化推進費で、新規就農の青年に対し5年間の補

助金が交付されるようだが、5年後において離農若しくは兼業農家になった場合、補助金を返還しなければならないのか。」との質疑に対し、理事者側より「申請時において5年後に自立しているか経営計画を添付しなければならないことになっているが、現行制度ではこの指摘のような規定はまだ明記されていない。ただ、5年先の経営計画に基づいて実行されていない場合や、途中で農業所得が2,500千円を超えるようになれば、給付は停止されることになる。」という答弁がありました。

また、委員より「林業振興費で林地調査・林地評価委託業務や不動産鑑定委託料が予算化されているが、現状での評価はどのぐらいと考えておられるのか。」との質疑があり、理事者側より「より詳しくは不動産鑑定をするが、近隣での取得事例もあるのでそれも参考にして購入することになるだろう。」との答弁がありました。委員会では、当日午後から理事者側の参加もいただきまして現地を視察しております。

また、委員より大戸残土処理場整備工事の内容について説明を求めたところ、理事者側より管理道の修繕や水路工・土工について、詳細な内容についての説明がありました。

また、委員からは「平谷下ノ内地区の解体費用が予算化されているが、今年度に解体される場所はどこなのか。」との質疑に対し、理事者側より「今年度、補償費として59百万円いただくことになっているので、1棟5戸前の鉄筋コンクリートの住宅と1棟1戸前の鉄筋コンクリート住宅、それと木造2階建ての住宅の3軒を取り壊すことになっている。」との答弁がありました。

他の議案につきましても、理事者側の説明に対し理解できるものとして、可決したものであります。

以上、審査の概要を申し上げまして、産業建設常任委員長報告といたします。

〔久川治次郎産業建設常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、厚生常任副委員長 新居君。

○新居敏弘厚生常任副委員長 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

〔新居敏弘厚生常任副委員長、登壇〕

○新居敏弘厚生常任副委員長 厚生常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る9月12日に開催し、定例会において付託されました議案第50号「那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について」から、議案第55号「平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の3件について審査いたしました。

その結果、付託議案について全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案第54号「平成24年度那賀町一般会計補正予算（第2号）について（所管分）」であります。本件について、委員より「高齢者生活状況確認事業は海川地区を予定しているようだが、今後全町的に広げていく予定はあるのか、また郵便事業が地域との密着を図り、見守り隊のようなことをしてもらえないようにならないのか。」との質

疑があり、理事者側より「高齢者からの御意見や御意向を報告していただけることになっており、今後町内全域について広げていくかを判断したい。また10月1日に郵便事業と郵便局が合併し、新たに日本郵便株式会社となるようなので、これまでの既定のことだけでなく今後どのようなサービスをしてもらえるのか協議をしてみたい。」と答弁がありました。

また、委員から「開会前に委員で鷺敷デイサービスセンターを視察したが、天窓ガラス断熱フィルム貼り工事についてはこのフィルムを貼るより方法はないように思うが、暑さがまだ残るのではないか。また、介護事業が始まった頃に建設された施設なので、バリアフリー化や現在の進んだ設備からいけば十分でないことも多いので、早急な対応が必要ではないか。」との質疑があり、理事者側から「フィルムについては断熱用を貼るが、御指摘のように多少熱は残ると思う。しかし、室温はこれまでもエアコンで調整できており、問題はないと考える。光を遮ることも目的であるので、その効果に期待したい。また、施設内の老朽化した部分や設備関係でも、不具合のあるところは早急に対応したい。」と答弁がありました。

委員から「有害鳥獣駆除委託料が追加補正されているが、昨年と比較してどのような状況にあるのか。そして今後においてもこの事業は継続していくのか。」との質疑があり、理事者側から「捕獲数は現時点でイノシシは昨年とほぼ同数、サルは昨年より若干少ないが、シカについては3割以上増加している。このため個体数も多少減ってきているようなので、継続してほしいという要望がある。国の施策で交付税措置も8割あるので、今後も継続したい。」と答弁がありました。

また、委員から大型捕獲檻設置補助金交付要綱の説明を受けたが、補助基準について明確でないものがあつたため、確認を求めた。理事者側より「申請時において図面を添付していただくことになっており、その時点で捕獲檻としての機能が充分にあるかどうか、また捕獲班との連携がとれているかも確認し、適正な運用に努めたい。有害鳥獣についてはこれまでもいろいろと御意見をいただき、いろいろと対策もとってきたところであるが、今回農家からの提言もあつて大型檻についても試験的に実施したいと考えている。その効果によっては、今後対応をしていきたい。」と答弁がありました。

委員から「定期予防接種の委託料が補正予算で計上されているが、ポリオワクチンについては、これまで生ワクチンであつたため摂取率が低かつたのか。」との質疑があり、理事者側から「年齢がきたら摂取しているので摂取率の問題ではなく、今回不活化ワクチンに変わることが分かつていたため、当初で計上していなかつた。価格もかなり高額となるが、生ワクチンは100万人に1人の割合で麻痺が発生するため、不活化ワクチンに移行する。」と答弁がありました。

他の議案につきましても、理事者側の説明に対し理解できるものとして、可決したものであります。

以上、審査の概要を申し上げ、厚生常任委員長報告といたします。

〔新居敏弘厚生常任副委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 以上をもって、各委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これより、議案第48号から要望第2号までの12件についての討論を行います。
発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、採決に入ります。

まず、議案第48号「那賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号「那賀町職員等の旅費支給条例の一部改正について」採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号「那賀町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について」採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号「那賀町営町産木材利用推進住宅条例の制定について」採決いたします。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号「那賀町国土利用計画の策定について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「平成24年度那賀町一般会計・・・」

(田中久保議員「議長、議案第52号・・・。」と呼ぶ。)

○大澤夫左二議長 失礼。番号を。大変失礼しました。もとい。議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

(何事か呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 飛ばしておるか。大変失礼しました。急いでおりまして。もとい。議案第52号の件について採決します。

次に、議案第52号「那賀町無線中継所条例の一部改正について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「平成24年度那賀町一般会計補正予算(第2号)について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号「平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号「平成24年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号「平成24年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について」採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、要望第1号「徳島地方・家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐と同支部管内の裁判所充実を求める意見書採択の要望について」採決いたします。

この採決は、起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は「採択」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、要望第1号は採択することに決定いたしました。

次に、要望第2号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書採択の要望について」採決いたします。

この採決は、起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は「採択」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、要望第2号は採択することに決定しました。

日程第2、認定第1号「平成23年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第11号「平成23年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの11件を議題といたします。

本件については、去る9月4日日本会議において決算認定審査特別委員会に付託され、審査が行われた事件であります。

以上11件について、委員長の報告を求めます。植北決算認定審査特別委員長。

○植北英徳決算認定審査特別委員長 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

〔植北英徳決算認定審査特別委員長、登壇〕

○植北英徳決算認定審査特別委員長 決算認定審査特別委員会委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る9月18日に開催し、9月定例会において付託されました認定第1号「平成23年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第11号「平成23年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの11件を審査いたしました。

その結果、付託されました決算については、全て原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

はじめに、出納室長から決算の概要について、総務課長からは財政の概要について、榊田代表監査委員からは決算監査における審査状況や監査意見について報告がありました。

次に、委員から「緑の分権改革調査について、その調査結果や検証結果はどうであったのか。」との質疑があり、理事者側から「町内2か所で2通りの方式で調査を実施した。現実的には、発電能力とコスト面で安価なものになるのが第一の考え方。まだ改良の余地がたくさんあるので、各家庭で普及できるよう今後実証を行いたい。」との答

弁がありました。

また、委員から「徴収が困難なものについては県滞納整理機構に移管されているが、その効果はあるのか。」との質疑があり、理事者側より「移管した分については全て徴収できているわけではないが、分納等により60%程度の徴収ができており、その効果は大きい。」と答弁がありました。

委員から「幅員3m以上で延長15m以上の橋については橋りょう長寿化修繕計画が策定され、15m未満の橋については平成23年度から3か年で点検し修繕計画が策定されるとのことであるが、3m未満の町道にも地域にとっては大変重要な橋もあるので、何とか対応できないのか。」との質疑があり、理事者側より「補助事業の関係もあって幅員が3m以上の橋が対象となっているが、集落として重要な橋については、修繕が必要となった場合はその都度対応できるよう検討したい。」と答弁がありました。

委員から「元気老人対策として、相生包括ケアセンター内で筋トレクラブのことがテレビで放送されていた。上那賀病院も医師や理学療法士もおり、高齢者が集まるところなので同じようにできないか。」との質疑があり、理事者側から「理学療法士はいるが、主に入院患者のリハビリを受け持っている。今後必要であれば医療対策協議会で協議したい。」と答弁がありました。

委員から「人権擁護関係で、各小中学校に配布されているSOSミニレターは、全国的にも話題になっているいじめ問題や家庭内暴力について、法務局にメールが届き、人権擁護委員がその対応に当たるとのことだが、教育委員会においてもいじめ問題などの調査はできているのか。」との質疑があり、理事者側より「いじめに関しては各学校に対して報告を求めている。SOSミニレターとよく似た調査も青少年健全育成センターで実施しているが、現在は直接被害を訴える子供の声は届いていない。いじめはあるという認識を持ち、注意を払いながら対処したいと考えている。」との答弁がありました。

他の案件については、理事者側の説明に対し理解できるものとして、認定したものであります。

以上、審査の概要を申し上げ、決算認定審査特別委員長報告といたします。

○大澤夫左二議長 以上をもって、委員長報告は終わりました。

これより、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これより討論に入ります。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

まず、認定第1号「平成23年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。したがって、認定第1号については認定することに決定しました。

次に、認定第2号「平成23年度那賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認

定について」採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第2号については認定することに決定しました。

次に、認定第3号「平成23年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第3号については認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号「平成23年度那賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第4号については認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号「平成23年度那賀町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第5号については認定することに決定しました。

次に、認定第6号「平成23年度那賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第6号については認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号「平成23年度那賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第7号については認定することに決定しました。

次に、認定第8号「平成23年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決いたします。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第8号については認定

することに決定いたしました。

次に、認定第9号「平成23年度那賀町財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決いたします。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第9号については認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号「平成23年度那賀町立上那賀病院事業会計歳入歳出決算の認定について」採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第10号については認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号「平成23年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について」採決します。この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第11号については認定することに決定いたしました。

次に日程第3、議案第59号「物品購入契約の締結について」と、議案第60号「平成24年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題いたします。

提出者の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 那賀町長、坂口博文君。

○坂口博文町長 それでは、日程第3の議案第59号及び議案第60号について、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案第59号は「物品購入契約の締結について」であります。「平成24年度電源立地地域対策交付金事業 消防設備購入」について、専門業者6者を指名し競争入札を行いました。

入札の結果、「徳島ポンプ株式会社」と消費税を含め13,125,000円で物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号は「平成24年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ4,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を146,024千円とするものです。

歳出は、鷺敷地区農業集落排水事業費で、4,600千円を追加しました。財源は繰越金を充当いたしました。

以上、上程いたしました2件につきまして御審議いただき、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

どうかよろしくお願ひいたします。

○大澤夫左二議長 まず、議案第59号「物品購入契約の締結について」を審議いたします。

この内容の説明を求めます。

○西本安廣地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 西本地域防災課長。

○西本安廣地域防災課長 それでは、議案第59号を朗読させていただきまして、説明に代えさせていただきます。

「議案第59号、物品購入契約の締結について。次のとおり物品購入契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。平成24年9月20日提出、那賀町長 坂口博文。

1. 契約の目的、平成24年度電源立地地域対策交付金事業 消防設備購入。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、13,125,000円。4. 契約の相手方、徳島市中徳島町1丁目63番地2 徳島ポンプ株式会社 代表取締役 菊池薫。」

お手元に、入札の結果については資料を添付しております。内容につきましては、小型ポンプ積載車付き消防車が2台、それと小型ポンプのみが1台でございます。以上の購入の契約でございます。

○大澤夫左二議長 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これより討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。議案第59号「物品購入契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立下さい。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号「平成24年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」を審議いたします。

内容の説明を求めます。

○榎本正史環境課長 議長。

○大澤夫左二議長 榎本環境課長。

○榎本正史環境課長 議案第60号について御説明申し上げます。

予算案の6ページをお開けください。鷲敷地区農業集落排水事業費、工事請負費といたしましてICコントローラー取替え工事4,600千円。議会開会直前の9月1日土曜日に、仁宇地区処理場のICコントローラー、日本語で言いますと「回分槽制御装置」というものが故障いたしまして、機械が一旦停止してしまいました。応急措置を何とか施して現在は動いてはおりますが、非常に不安定な状態となっております。

平成5年度供用開始以来約20年間使用のため、老朽化による故障と思われまます。そのため、早急に制御装置の交換をする必要がありますので、追加議案として提出させ

ていただきました。よろしくお願ひいたします。

○大澤夫左二議長 これより、質疑を行います。質疑ありますか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これより討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。議案第60号「平成24年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立下さい。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、発議第6号「徳島地方・家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐と同支部管内の裁判所充実を求める意見書」から、発議第8号「MV22オスプレイ及びあらゆる米軍機の低空飛行訓練に反対する意見書」の3件を議題といたします。

まず最初に、発議第6号「徳島地方・家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐と同支部管内の裁判所充実を求める意見書」について議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

〔古野司議員、登壇〕

○古野司議員 それでは説明をさせていただきます。先ほどの日程第1での要望第1号で、徳島弁護士会より出されておりました要望が採択されましたことを受けまして、この意見書を提出させていただきます。

この件は、本年2月4日に第2次徳島地域司法計画の策定を記念して、意見交換会が県南地域の首長さん・議員をお集めになられて、集まられた上で意見交換会がございました。その席において、本議会よりも前議員そして東谷議員、柏木議員そして私と、4名のものが出席をいたしまして意見交換を行い、理解を深めたところでございます。よって、この意見書を本日出させていただきますと思います。

朗読をもって意見書の内容説明に代えたいと思います。

「徳島地方・家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐と同支部管内の裁判所充実を求める意見書(案)

裁判所はいうまでもなく国家の立法・行政に対応する三権のひとつである司法権を担う機関であり、司法権の行使を通して紛争解決を図り、社会正義を実現させる極めて重要な役割を負っている。

現代社会は、社会経済の高度化・グローバル化や規制緩和が進み、その結果、格差や貧困が拡大し、その歪みが自殺・過労死・多重債務・人権侵害・消費者事件・虐待など様々な面に出現している。このような状況において、司法の役割はますます増大し、その中核を担う裁判所の存在意義も更に重要性を増している。

社会における裁判所の必要性は、大都市部であれ地方部であれ、何ら異なるものではなく、人口の多寡、交通環境の良否、地域性などに左右されることなく、どこにいても同様に裁判

所のサービスを享受できるようにすべきであることは言をまたない。

しかしながら、徳島県南部の司法を担う徳島地方・家庭裁判所阿南支部では、裁判官が常駐しておらず、そのため開廷日が週3回に限られており、地域住民の裁判を受ける権利が著しく損なわれている状況が続いている。

すべからく住民が、裁判所の提供する司法サービスを楽しみ、基本的人権が尊重され、公正な紛争解決が迅速に図られる社会を構築することは、極めて重要な国の責務である。

よって、国においては、すみやかに徳島地方・家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐を実現させ、開廷日を大幅に増加させるとともに、徳島県南域の司法機能強化のため、管内の家庭裁判所出張所・簡易裁判所を含め、支部管内における裁判所機能を充実強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。」というところでございます。提出先は、衆議院議長をはじめ、国の関係機関でございます。

以上でございます。

〔古野司議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 提出者の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

いや、まずこれより討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

発議第6号「徳島地方・家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐と同支部管内の裁判所充実を求める意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は可決されました。

次に、発議第7号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書採択について」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○清水幸助議員 議長。

○大澤夫左二議長 清水君。

〔清水幸助議員、登壇〕

○清水幸助議員 「発議第7号、地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など『森林の公益的機能』に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、『地球温暖化対策のための税』が平成24年10月に導入される一方、『森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保』については、『平成24年度税制改正大綱』において、『平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める』とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組を、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい状況にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記 二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、『地球温暖化対策のための税』の一定割合を、森林面積に応じて譲与する『地方財源を確保・充実する仕組み』を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月20日 那賀町議会」

〔清水幸助議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから、討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

発議第7号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は可決されました。

次に、発議第8号「MV22オスプレイ及びあらゆる米軍機の低空飛行訓練に反対する意見書採択について」を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

〔新居敏弘議員、登壇〕

○新居敏弘議員 それでは、意見書案を読み上げさせていただいて、説明に代えさせていただきます。

「MV22オスプレイ及びあらゆる米軍機の低空飛行訓練に反対する意見書(案)

防衛省は6月13日、米軍の新型輸送機M22オスプレイの普天間基地配備と、日本での運用に関する環境審査の『米軍報告書』を関係自治体に提出しましたが、この中で、米海兵隊のMV22オスプレイが沖縄と本土に設定した低空飛行訓練ルートでの訓練を想定していることが明らかになりました。

オスプレイは開発段階から墜落事故が多発し、2007年の実戦配備以降でも、2010年4月のアフガニスタンでの墜落事故（4人死亡、16人負傷）や、本年4月にはモロッコでの墜落事故（2人死亡、2人重傷）、6月には米フロリダ州で訓練中に墜落し5人が負傷するなど事故が相次いでおり、その危険性が問題となっています。

また、今回の『米軍報告書』で、那賀町が低空飛行訓練ルートの1つであるオレンジルートに含まれていることがはじめて明らかにされました。

那賀町では、これまでも低空飛行訓練により、突然の爆音や墜落の恐怖に町民は怯えてきましたが、この上により一層危険性が指摘されているオスプレイが加われば、その恐怖はまさに現実のものとなりかねません。

よって、本町議会は、町民の生命・財産・安心な生活を守る立場から、政府に対し、オスプレイなどあらゆる米軍機による低空飛行訓練が行われないよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月20日、徳島県那賀町議会議長 大澤 夫左二。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣。」

以上でございます。皆様方の御賛同、よろしく願いいたします。

〔新居敏弘議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これより、討論を行います。発言ありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。これより、起立により採決します。

発議第8号「MV22オスプレイ及びあらゆる米軍機の低空飛行訓練に反対する意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、本件は可決されました。

次に日程第5、「特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。議員の定数や報酬について、また議会の活性化に向けた取組について協議するため、議長を除く15人の委員で構成する「議会改革調査特別委員会」を設置し、これに付託して閉会中も継続調査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長を除く15人の委員で構成する「議会改革調査特別委員会」を設置し、これに付託して閉会中も継続調査することに決定しました。

ただいま設置されました「議会改革調査特別委員会」においては委員会を開催し、委員長・副委員長を互選の上、その結果を議長あてに御報告願います。

議事の都合により、ここで休憩をいたします。

午前11時06分 休憩

午前11時07分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に委員会が開催され、互選の結果、委員長・副委員長、まず報告してください。

委員長の方、議長に報告してください。

(何事か呼ぶ者多し)

○大澤夫左二議長 小休します。

午前11時08分 休憩

午前11時09分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に委員会が開催され、互選の結果、委員長に植北英徳君、副委員長に熊原廣幸君が互選されましたので、報告いたします。

日程第6、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りします。本件については、会議規則第117条の規定によって、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。したがって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第7、閉会中の継続調査について議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配布のとおり、各常任委員会・議会運営委員会各委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

本件は、これを各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

坂口町長の方から御挨拶がございます。

○福永泰明議員 議長、議長、ちょっとその前に発言を許可してください。

○大澤夫左二議長 はい、福永君。

○福永泰明議員 先ほど、本日の開議された直後において、柏木議員から説明、説明だったのか何だったのか、はっきり分からないことで議長が許可をいたしました。この件について、何だったのか。何によって許可をしたのか、その説明を議長に求めたいと思います。

○大澤夫左二議長 はい、一般質問の中で柏木議員より、御案内のとおり教員住宅の規定というか、一般の町民にできるだけ便宜を図って公開すべきでないかというような趣旨の質問がありました。

その中で、特定の団体というか施設等より、誤解が生じるような受け止め方をしたということを質問者が受けたようであります。それで、それに対する趣旨を補足としてその説明を付け加えさせて、説明でなしに発言の内容を補足したいということがしたいというので議長に申出がありましたので、短時間・簡潔な内容であれば許可するという意図で許可しました。

○福永泰明議員 議長。

○大澤夫左二議長 はい。

○福永泰明議員 それはほやけん何なのですか、それは。訂正ですか、それとも補足説明。

○大澤夫左二議長 補足説明です。

○福永泰明議員 これは一般質問の補足説明ですか。

○大澤夫左二議長 ええ、お答えします。当日一般質問のときにされた説明、質問では、その文言のくんだりでは、特定の施設に対して誤解と取られる何があったようです。質問者の方において。それでその当事者の方とした以上、補足説明です。

言葉足らずというか、分かりやすい言葉でそのくだりを補足させてくださいということなので、その質問内容を変えたり趣旨を変えたりするのでなければ許可しますという判断で、議長は許可をしました。

○福永泰明議員 議長。

○大澤夫左二議長 はい。

○福永泰明議員 その辺の曖昧さがですね、これ議員も一般質問全部、もう一般質問はそのときにもう終わっておるのです。以後にその一般質問の内容に不備があったとか、足らなんだ分があったからこれを補充したい、追加してやりたいとか、この分を説明したいというようなことは、これはできんと思うのです。もしこれが質問の訂正とかいうことになってくるとすれば、それは訂正も字句だけに限ると。趣旨の内容の変更やいうことはできんのです。

一般質問で賛成をしておって、その発言をしておるのに、いやあれは反対だったのじゃって、こういうようなことは絶対にできんと思うんですが、これについてですね、事前にこういう問題については、議長の方に柏木議員から申入れがあったのでしょうか。

○大澤夫左二議長 はい、実はただいま申し上げましたように、あの質問の内容では一定の施設が迷惑を被るというようなことがあって、質問者に対して抗議があり、2者で話を、会って話をしたということです。それで、趣旨を変えるとか、今言われていましたようにごもっともですが、趣旨を変えるとか発言内容の目的を変えるとか質問内容を変えるとかいうのでなければ、分かりやすい言葉で町民の前に議場ではっきり発言してくれるのであればということも、その抗議をされた施設の、ある施設の方からそういうこともあったようで、そういう説明を議長も事前に聞きましたので、それで日程に入る前に1つの発言として簡潔であればということで許可しました。

○福永泰明議員 議長。

○大澤夫左二議長 はい、福永君。

○福永泰明議員 これ、その内容によったらですね、議員運基の（聴取不能）かな、89かな、89にちゃんと書かれておるように、例えば一般質問の中の内容が雑誌とか新聞、はっきりした、出所がはっきりしたところのものについては、これは議会の中で発言してもいいと。しかし出所が分からんようなものの、無記名、柏木議員さんもそう言ったけど、無記名っていうようなものを、中の内容を朗読しましたね、あのときに。これは許されないということで、これ今の、まず、もしこれ訂正をするのであればですね、これはきちっと議長が議会に諮って許可をもらおうと、許可をもらった

上で字句の訂正なりをやったらいいと思うのですが、今日のはちょっとこれ、これって許されるのかな。

局長に今度はお尋ねします。局長、これは許されるのかどうか。

(福多士郎議会事務局長「原則はですね、標準会議規則、今日は町の会議規則は持っておりませんが、標準会議規則では『発言については議題外にわたることあるいはそれに関連すること以外については発言はできない』ことになっております。)

ただ、議員の発言がですね、住民に誤解を与えるような発言をしたのであれば、議長の許可をいただいて発言をするのもいたしかたないのではないかなと私は思っております。」と呼ぶ。)

これからの那賀町の議会の一般質問の進め方とか会議の進め方、そこらについてね、やはり町民から、特に今までこういう、町のとか議員さんとかのよく知った人から見たら・・・。

(福多士郎議会事務局長「声がちょっと入らんらしいんです。」と呼ぶ。)

もう結構です。もう、もう一遍やれって言われても、ほいてもう(聴取不能)

以上で終わります。

○大澤夫左二議長 ただいま福永議員からいただいた御意見に対しては、議長もそういうことに対して十分配慮が足らん面があったのかも分かりませんが、なお本人に対しては、いつも申しておりますが、今回も特定の個人・団体が推測されるような発言と申しますか、表現は十分考慮した上で、そういうことのないようにということは注意を与えました。以上です。

よろしいですか。

○大澤夫左二議長 これで全ての案件は議了いたしましたので、ただいまから坂口町長の挨拶をいただきます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 本、平成24年9月那賀町議会定例会、9月4日から本日までの17日間にわたり、12議案そして認定案件の11議案、全て御承認を賜り、感謝を申し上げます。

なお、特に、議案第51号の「那賀町営町産木材利用推進住宅条例について」、これにつきましてはいろいろな御意見もいただきました。議員さんなり皆さん方からいただいた御提言、今後十分検討をして詰めてまいりたいと思っております。

やはり初めての試みでもございますので、入居者とのトラブル防止には最善を尽くしてまいりたいと思っておりますし、また肝心要の目的であります今後の町産材木材の利用の推進それと普及に関しましては、今後一層進めてまいりたいと思っておりますし、やはり今後こういった木造住宅をやはりモデル住宅ということでございますので、これが次年度以降どういう形でそのモデル住宅の普及を図っていくかということにつきましては、一層皆さん方とも御協議をさせていただき、その普及に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます、御礼の御挨拶とさせていただきます。

どうも17日間、本当にありがとうございました。

○大澤夫左二議長 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る9月4日に開会以来本日までの17日間、議員各位の熱心な御審議を賜り、ここに閉会を迎えることになりました。これもひとえに各位の御精進のたまものであり、心より敬意と感謝の意を表する次第であります。

なお、本日設置されました「議会改革調査特別委員会」、精力的に開かれて、閉会中もお協議・研修されまして、よい結果を導きだされますようお願いしております。

これをもって、平成24年9月那賀町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞さまでございました。

午前11時23分 閉会

(地方自治法第123条第2項の規定による署名)

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____